

三芳町地域防災計画
資料編
令和6年度改訂

三芳町防災会議

発生年月日	M	緯度 経度	深さ k m	震源 地域	被害記述
818.	7.5	36.50 139.50	—	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数
878.11.1	7.4	35.50 139.30	—	関東諸国	相模・武蔵が特にひどく、5～6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多致。
1615.6.26	6.5	35.70 139.70	—	江戸	家屋破潰、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。
1630.8.2	6.3	35.75 139.75	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。
1649.7.30	7.0	35.80 139.50	—	武蔵・下野	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の被損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣被損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
1703.12.31	8.2	34.7 139.8	—	関東南部	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特の小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。
1791.1.1	6.3	35.80 139.60	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。
1854.12.23	8.4	34.00 137.80	—	東海	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。
1855.11.11	6.9	35.65 139.80	—	江戸	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22k m)×2里19町(10k m)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。
1859.1.11	6.0	35.90 139.70	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他所々被害、江戸・佐野・鹿沼で有感。
1894.6.20	7.0	35.70 139.80	—	東京湾北部	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。
1894.10.7	6.7	35.6 139.80	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
1923.9.1	7.9	35.20 139.30	—	関東南部	死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15	7.3	35.50 139.20	—	丹沢山地	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21	6.9	36.15 139.23	0	埼玉県北部	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い
1968.7.1	6.1	35.59 139.26	50	埼玉県中部	深さが50k mのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で負傷1名
1989.2.19	5.6	36.01 139.54	54	茨城県南西部	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、塼、車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。
2011.3.11	9.0	38° 6.2'N 142° 51.6'E	24	三陸沖	東北地方を中心に死者15,883名、行方不明2,676名、負傷者6,144名。 (埼玉県)最大震度6弱(宮代町)、負傷者104名、全壊24棟、半壊194棟、一部破損16,161棟、火災発生12件

(埼玉県地域防災計画より)

資料1-2 戦後における埼玉県の風水害

	年 月 日 名 称	被 害 状 況
1	昭和 22 年 9 月 15 日 カスリーン台風	秩父で 611mm の大雨。県内の 124 か所で堤防が決壊。利根川堤防の決壊により、県東部で大災害が発生。り災者 40 万人、死傷者 1,400 人。
2	昭和 33 年 9 月 26 日 台風 22 号	山岳部で 300mm 平野部で 400mm の大雨。死傷者 5 名、床上浸水 11,563 戸、堤防決壊・亀裂 24 か所等の被害が発生。川口市、戸田市に災害救助法を適用。
3	昭和 41 年 6 月 28 日 台風 4 号	降雨量は秩父 244mm 川越 331mm 浦和 267mm。死者 6 名、床上浸水 17,500 戸等の被害が発生。広域で浸水又は冠水。富士見市、足立町、川口市、浦和市、蕨市、行田市、戸田町に災害救助法を適用。
4	昭和 41 年 9 月 25 日 台風 26 号	県内全域に死者 28 名、床上浸水 6,699 戸、家屋被害、土砂崩れなど、人的、物的に大きな被害をもたらす。被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかった。県内では、52 市町村に災害救助法を適用。
5	昭和 54 年 10 月 17 日 台風 20 号	死者 2 名、床上浸水 879 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。15 市 10 町 5 村で災害対策本部を設置。
6	昭和 56 年 10 月 22 日 台風 24 号	床上浸水 2,119 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。36 市町村で災害対策本部を設置。
7	昭和 57 年 8 月 1 日 台風 10 号	死者 4 名、床上浸水 151 戸等、県内全域に風と雨による被害が続出。19 市町村で災害対策本部を設置。
8	昭和 57 年 9 月 12 日 台風 18 号	死者 1 名、床上浸水 13,760 戸等、平野部を中心に県内全域に大きな被害が発生。36 市町村で災害対策本部を設置。9 市に災害救助法を適用。
9	昭和 58 年 8 月 14 日 台風 5,6 号	死者 1 名、床上浸水 4 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。11 市町村で災害対策本部を設置。
10	昭和 60 年 7 月 1 日 台風 6 号	床上浸水 704 戸等、県内全域に風と雨による被害が発生。13 市町村で災害対策本部を設置。
11	昭和 61 年 8 月 5 日 台風 10 号	県内において 200mm を超える大雨。死者 1 名、床上浸水 6,060 戸等、県南部を中心に被害が発生。草加市に災害救助法を適用。
12	平成 3 年 9 月 19 日 台風 18 号	県内において 200mm を超える大雨。県南部及び東部を中心に床上浸水 6,382 棟等の被害が発生。21 市 6 町で災害対策本部が設置。与野市、草加市、志木市、朝霞市及び富士見市の 5 市に災害救助法を適用。
13	平成 5 年 8 月 27 日 台風 11 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 2,060 棟等の被害が発生。19 市町で災害対策本部を設置。
14	平成 8 年 9 月 22 日 台風 17 号	床上浸水 761 棟等、風と雨による被害が発生。12 市町で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
15	平成 10 年 8 月 28 日 台風 4 号	床上浸水 814 棟等の被害が発生。8 市で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
16	平成 10 年 9 月 15 日 台風 5 号	秩父地方では 250mm を超える大雨。床上浸水 585 棟等の被害が発生。5 市で災害対策本部を設置。与野市に災害救助法を適用。
17	平成 12 年 7 月 7 日 台風 3 号	床上浸水 599 棟等の被害が発生。6 市町で災害対策本部を設置。川越市に災害救助法を適用。
18	平成 16 年 10 月 9 日 台風 22 号	県内各地で 200mm を超える大雨。床上浸水 1594 棟等の被害が発生。7 市町で災害対策本部を設置。

19	平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号	床上浸水 27 棟等の被害が発生。熊谷市、行田市及び滑川町で竜巻が発生。2 市で災害対策本部を設置。熊谷市に災害救助法を適用。
20	平成 27 年 9 月 8 日 関東東北集中豪雨	床上浸水 880 棟等の被害が発生。5 市 2 町で災害対策本部を設置。

(埼玉県地域防災計画より抜粋)

資料1-3 災害時応援協定一覧

資料番号	協定名	協定締結先	協定年月日
資料1-4	防災啓発情報等に関する協定	NTTタウンページ株式会社	平成29年4月3日
資料1-18	災害時の情報交換に関する協定(関東地方整備局)	国土交通省関東地方整備局	平成23年4月1日
資料1-20	大規模災害時における三芳町庁舎等の一時使用に関する協定書	東入間警察署	平成22年4月1日
資料1-21	カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書	大東ガス株式会社、東京ガス株式会社	令和4年1月31日
資料1-22	三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定	飯能信用金庫	令和6年2月7日
資料1-23	三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定	明治安田生命保険相互会社 川越支社	令和6年2月16日
資料1-24	電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書	日産プリンス埼玉販売株式会社、日産自動車株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年12月20日
資料1-25	地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書	株式会社JVCケンウッド、三和富士交通株式会社	令和2年10月1日
資料1-26	三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定書	埼玉縣信用金庫	平成30年6月18日
資料1-27	三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との地方創生に係る包括連携協定書	東京海上日動火災保険株式会社	平成30年10月31日
資料1-28	三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	三芳郵便局	令和2年7月31日
資料2-3	埼玉県下消防相互応援協定書	埼玉県下の市町村及び消防組合	平成19年7月1日
資料2-4	入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定	入間東部地区消防組合、川越地区消防組合	平成14年4月1日
資料2-5	入間東部地区消防組合・朝霞地区一部事務組合消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合	平成10年10月1日
資料2-6	入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、さいたま市	平成18年9月20日
資料2-7	入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合消防相互応援協定	入間東部地区消防組合、埼玉西部消防組合	平成25年4月1日
資料2-16	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成20年10月8日
資料2-17	災害時における一時避難所及び電源供給に関する協定書	株式会社倉業サービス	令和2年2月3日
資料2-18	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	令和2年9月9日
資料2-19	災害時における物資の輸送に関する協定書	社団法人埼玉県トラック協会所沢支部	平成24年10月4日
資料2-20	災害時におけるバス利用に関する協定書	(社)埼玉県バス協会西部地区部会	平成21年10月26日
資料2-22	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県及び埼玉県下の市町村、消防組合	平成3年3月29日
資料2-23	埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領	埼玉県防災航空隊	平成3年4月1日
資料2-24	大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)志木支社	平成21年8月17日
資料2-30	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内市町村	平成19年5月1日
資料2-31	災害時における相互援助に関する協定書(2市1町)	富士見市、ふじみ野市	平成20年3月14日
資料2-32	豊島区と三芳町との非常災害時における相互援助に関する協定書	東京都豊島区	平成9年2月10日
資料2-33	三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定書	栃木県上三川町	平成27年11月16日
資料2-34	三芳町・津南町災害時における相互応援に関する協定	新潟県津南町	令和元年9月7日
資料2-35	三芳町・上里町災害時における相互応援に関する協定	埼玉県上里町	令和元年10月28日
資料2-36	埼玉県三芳町と神奈川県山北町との災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県山北町	令和4年2月18日
資料2-37	埼玉県入間郡三芳町と静岡県駿東郡小山町との自治体間連携協力に関する基本協定	静岡県小山町	令和6年2月7日
資料2-38	災害時の情報連絡活動に関する協定書	ダイヤモンド交通(有)、三和富士交通(株)、川越乗用自動車(株)、鶴瀬交通(有)、みずほ昭和、東上ハイヤー(株)	平成20年9月1日
資料2-42	地域コミュニティ情報の配信に関する協定	特定非営利活動法人安心安全ネットワークきずな	平成23年7月1日
資料2-43	災害時における放送等に関する協定 さいたま	株式会社ジェイコムさいたま	平成30年6月15日
資料2-44	災害時における放送等に関する協定 北関東	株式会社ジェイコム北関東	平成30年6月15日
資料2-45	災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成30年7月18日
資料2-46	災害時における被害調査の支援に関する協定	三協測量設計株式会社	平成29年4月18日
資料2-48	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人東入間医師会	令和6年9月1日

資料番号	協定名	協定締結先	協定年月日
資料2-49	災害時の医療救護活動に関する実施細目	一般社団法人東入間医師会	令和6年12月1日
資料2-50	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	三芳歯科医師会	平成30年9月26日
資料2-54	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書	(社)全国霊柩自動車協会	平成20年8月7日
資料2-58	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成29年10月20日
資料2-61	災害時における一時避難所に関する協定書	大日本印刷株式会社	令和3年1月14日
資料2-62	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	三芳町福祉施設連絡協議会	平成24年8月23日
資料2-63	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	平成27年2月12日
資料2-64	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成27年1月23日
資料2-70	震災時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	平成20年4月1日
資料2-71	災害時における仮設トイレの設置等に関する協定	日野興業株式会社 埼玉支店	平成30年10月1日
資料2-72	災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定	埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班	平成28年8月18日
資料2-74	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(さいたまコープ)	生活協同組合さいたまコープ	平成25年1月23日
資料2-75	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(いるま野農協)	いるま野農業協同組合	平成21年7月1日
資料2-76	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)マミーマート	平成27年8月19日
資料2-77	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社カスミ	令和3年3月19日
資料2-78	災害時における物資の供給等に関する協定書	株式会社 有村紙工	令和2年2月3日
資料2-79	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和6年9月13日
資料2-80	災害時における飲料の提供・調達に関する協定書	ダイドードリンコ株式会社	令和6年9月13日
資料2-81	上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書	埼玉県大久保浄水場	平成31年2月1日
資料2-82	非常災害時における緊急支援に関する協定書	三芳町災害対策協力会	平成19年6月11日
資料2-83	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成29年3月27日
資料2-84	災害時における被災者相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成28年3月23日
資料2-85	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成28年7月19日
資料2-90	災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱及び協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成20年7月15日
資料2-92	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月17日
資料2-93	災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書	社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成18年6月16日
資料2-95	災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書	三芳郵便局	平成25年9月2日
資料2-96	災害発生時の協力に関する覚書	三芳郵便局	令和2年7月31日

防災啓発情報等に関する協定書

三芳町（以下、「甲」という。）とNTTタウンページ株式会社（以下、「乙」という。）とは、地震、風水害、津波、土砂災害及びその他の自然災害等に対する防災啓発情報の発信に相互に協力するものとし、町民一人ひとりの防災意識の醸成を図り、もって地域防災力の強化につなげることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（発信の方法）

第1条 乙は、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本」という。）若しくは西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」という。）が発行又は乙が編集・発行・運営する次の媒体（以下、「媒体」という。）に甲が提供する防災啓発情報等を掲載して、防災啓発上等を発信する。

- (1) タウンページ
- (2) 防災啓発情報等を取りまとめた冊子等の紙媒体
- (3) Iタウンページ等のWEBサイト

（手続）

第2条 乙は、甲に対し、防災啓発情報等の提供を無償で求めることができる。この場合、乙は、防災啓発情報等を掲載する媒体の種類、掲載期間、配布範囲等を甲に明示するものとする。

2 甲は、乙から前項の要請を受けた場合、その都度、乙と協議の上、防災啓発情報等を乙に提供する。

3 乙は、前項により防災啓発情報等の提供を受けた場合は、媒体に掲載するものとし、掲載するにあたっては、乙は、提供を受けた情報を取捨選択、加工、編集等を行うことができるものとする。

4 乙は、甲に対し、校正段階において防災啓発情報等が掲載された原稿を提示する。甲は、提示を受けた原稿に対し、防災啓発情報等の趣旨・内容が適切に記載されるために意見を述べることができるものとし、乙は、甲の意見に応えるよう努めるものとする。

5 前項の場合において、乙が甲の意見に応えるために媒体の発行又は運営に関して通常のコストを超える費用を費やさなければならないときは、甲及び乙は、協議の上、甲の負担部分を決定する。

6 前項の協議が整わない場合、乙は、通常のコストの範囲において、甲から提供を受けた防災啓発情報等を掲載する。

（発信情報に関する責任）

第3条 防災啓発情報等を発信したことにより第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた場合は、甲及び乙は、これらの解決のために協力し、対応するものとする。

2 前項にかかわらず、甲は、乙に提供する防災啓発情報等の内容に対し、一切の責任を負う。

(発信の変更・中止)

第4条 乙は、防災啓発情報等の発信について、相当な事情がある場合は、甲に対し事前通知の上、その全部又は一部を変更または中止することができる。この場合、乙は甲に対し、いかなる席も追わないものとする。

(著作権)

第5条 甲が提供する防災啓発情報等を記載した媒体の当該提供部分に係る著作権は甲に帰属することとし、乙が提供を受けた防災啓発情報等を本協定に定める以外の他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

2 乙が防災啓発情報等に関して作成した記事・画像等の著作権は、NTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者に著作権が帰属することとし、甲が他の媒体に利用する場合は、予めその目的・方法・範囲・機関を明らかにした上でNTT東日本、NTT西日本若しくは乙又は乙に使用許諾権を付与した第三者の承諾を得るものとする。

3 前2項に基づき承諾を受けた目的・方法・範囲・期間を超えて利用することはできない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、防災啓発情報等以外に、本協定の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を他に漏らしてはならず、本協定の遂行にのみ使用することとする。また、この協定が終了した後も同様とする。

(協定の解約)

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中であっても、相手方に対して1年前までに書面をもって通知することにより、本協定を解約することができる。

(その他)

第9条 甲乙間で、本協定の内容又は解釈に疑義若しくは紛争が生じたとき、又はこの協定にさだめのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通保

有する。

平成 29 年 4 月 3 日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 8 号
NTTタウンページ株式会社
代表取締役 岡田 昭彦

資料i-5 三芳町防災会議条例

○三芳町防災会議条例

昭和37年12月25日

条例第36号

改正 昭和53年3月16日条例第9号

平成9年3月10日条例第5号

平成12年3月10日条例第13号

平成24年12月21日条例第37号

平成30年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三芳町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三芳町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者

- (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 入間東部地区事務組合の消防長及び町の消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、1人、6人、6人及び3人とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事務に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第9号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第13号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○三芳町地域防災検討委員会規程

平成24年1月10日

告示第5号

(設置)

第1条 町の災害対策について、町内の住民及び関係機関の意見を反映させるため、三芳町地域防災検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- (2) その他町の総合的な災害対策に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次の各号に掲げる者の中から三芳町防災会議の会長（以下「会長」という。）が任命する。

- (1) 三芳町行政連絡区を代表する者
- (2) 町内の自主防災組織を代表する者
- (3) 三芳町消防団を代表する者
- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、町の災害対策に関する活動を行う町内の団体・機関を代表する者
- (5) 町立学校の長
- (6) 三芳町災害対策検討会議規程第3条第1項に定める町職員
- (7) 第1号から前号までに掲げる者のほか、災害対策に関して特に識見を有すると会長が認めた者

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ前項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる委員の中から互選により定める。

(会議)

第4条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(報告)

第5条 委員長は委員会の検討結果を会長に報告し、会長はその内容を三芳町防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、地域振興課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成24年1月10日から施行する。

三芳町災害対策検討会議規程

(設置)

第1条 三芳町災害対策本部条例（昭和37年三芳町条例第37号）第4条の規定に基づき、平常時において町の災害対策を検討するため、三芳町災害対策検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- (2) 災害時における役場の組織体制に関する事項
- (3) 災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- (4) 被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- (5) その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項

(組織)

第3条 検討会議は、議長、副議長及びメンバー若干名をもって組織し、メンバーは、町長が三芳町災害対策本部組織を勘案して、職員の中から任命する。

- 2 議長は副町長、副議長は教育長をもってこれにあてる。
- 3 議長は、検討会議を円滑に進行するため、下部組織として副課長以下の職員により調査研究部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

(会議)

第4条 検討会議は、議長が必要と認めたとき随時開くものとし、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、メンバー以外の関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第5条 議長は、検討会議の結果をその都度町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 検討会議及び調査部会の庶務は、自治安心課において処理するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については議長が別に定める。

三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、休日・勤務時間外における大規模な災害発生に備えて、避難所を速やかに開設する職員をあらかじめ指定することにより、災害時における住民の混乱を最小限に留め、避難所運営への円滑な移行を図ることを目的とする。

(対象避難所)

第2条 この規程が対象とする避難所は、三芳町地域防災計画（以下、「計画」という。）及び三芳町地域防災初期行動マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める指定避難所とする。

(指定職員の任命)

第3条 緊急避難対応班職員（以下「指定職員」という。）は、毎年4月1日に町長が任命する。ただし、年度途中の住所変更や人事異動に伴い所属先に変更が生じたときは、異動日を基準として任命する。

2 指定職員は、災害対策本部直轄の緊急避難対応班に属し、休日・勤務時間外の災害時初期行動にあつては、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に優先して、当該業務にあたることとする。

(職員の指定基準)

第4条 指定職員の対象となる職員は、原則として次の各号に定める者を除き、町内及び隣接する市に居住する職員とする。

- (1) 係長相当職以上の者
- (2) 計画に定める災害対策本部組織のうち、総務部庶務班及び情報部情報1班に所属する者
- (3) その他特別な事情により避難所に速やかに参集できない者

2 指定職員は、マニュアルに基づき、原則としてその居住地を対象エリアとする避難所を担当するものとする。

(避難所の開設)

第5条 指定職員は、休日・勤務時間外に次の各号に定める状況が発生した場合で、担当する避難所の施設管理者が到着していないときは、避難所を開錠・開設し、又はその準備体制を整えるものとする。

- (1) 三芳町で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震注意情報、又は東海地震予知情報が発表されたとき。
- (3) その他、準備情報がない相当規模の災害が発生し、避難者が生じると見込まれるとき。

2 前項の実施にあたっては、当該避難所の安全性を確認するとともに、担当エリアの被災状況に鑑み、自ら開設を判断するものとする。

(指定職員の業務)

第6条 指定職員は、前条の規定により避難所の開設を行ったときは、災害対策本部へ報告するとともに、当該避難所の施設管理者及び地域防災組織と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 避難者の受付及び収容
- (2) 避難者数の把握
- (3) 前2号に定めるもののほか、マニュアルに定める業務

2 指定職員は、災害対策本部中、当該エリア担当の避難所班が到着した時は、業務の

引継ぎを行い、本来所属する災害対策本部の部・班の業務に移行するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、災害対策本部長は、避難所班の体制と避難者の状況に鑑み、指定職員を、当分の間、当該避難所班長の指揮下で避難所支援業務にあたらせることができる。

(グループリーダー等の選任と鍵の保管)

第7条 町長は、指定職員の中から、避難所ごとにグループリーダー及びサブリーダー(以下「リーダー等」という。)を選任し、当該避難所の鍵を貸与するものとする。

- 2 グループリーダーは、当該避難所を担当する指定職員グループを指揮し、サブリーダーはグループリーダーを補佐するとともに、グループリーダーが不在の時はその職務を代理する。
- 3 リーダー等は、常に当該避難所の鍵を管理し、第5条の事態に備えるものとする。
- 4 リーダー等は、この規程に定める目的以外は、当該避難所の鍵を使用してはならない。
- 5 リーダー等がその任を解かれた時は、速やかに当該避難所の鍵を防災主管課に返却するものとする。

(応援の要請)

第8条 前条に定めるグループリーダーは、避難所を開設した場合において、人員の不足により業務が遂行できないと判断したときは、災害対策本部に対して応援を要請することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

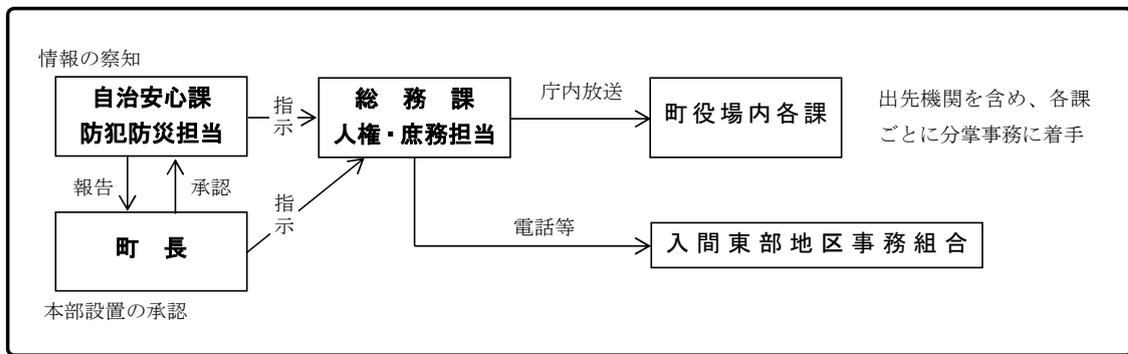
附 則(平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料1-9 職員の動員連絡方法

自治安心課より庁内放送・防災行政無線・電話等を使用し、各課の課長を通じて動員する。

① 警戒体制



資料i-10 三芳町災害対策本部条例

○三芳町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例第37号

改正 平成23年6月17日条例第13号

平成24年11月22日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、三芳町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

三芳町災害対策本部に関する要綱

平成元年4月28日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町災害対策本部条例（昭和37年三芳町条例第37号）第4条の規定に基づき、三芳町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び組織並びに運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部の設置は、町の地域に相当規模以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合でその必要を認めたとき町長が設置するものとする。

(職員の責務)

第3条 すべての町の職員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(位置及び組織)

第4条 本部は、職員のうちから本部長が指定した職員をもって編成し、その本部は、三芳町役場内に置く。

2 本部の編成及び事務分掌は、別表第1のとおりとする。

3 部は、部長、班長及びその他の部員を置く。

4 緊急避難対応班は、三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程（平成25年三芳町訓令第3号）に基づいて置くものとする。

(設置の通知等)

第5条 総務部長は、本部を設置した場合直ちに職員に通知するとともに関係機関等に通知するものとする。

(現地本部の設置)

第6条 非常災害又は激甚な災害が発生した場合において、災害対策の円滑を期するため、本部長が必要と認めるときは、現地本部を設置することができる。

2 現地本部の標準的構成は、別表第2の通りとする。

(本部室の開設)

第7条 本部室は、本部が設置された場合に開設する。

2 本部室は、特に定める場合のほか三芳町役場内とする。

3 本部室は、本部長、副本部長及び本部員の参集並びに本部会議に使用する。

4 本部室入口には、「三芳町災害対策本部」の標識を掲げるものとする。

(本部員の参集)

第8条 本部員は、本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集するものとする。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項の決定並びに総合調整を行うものとする。

(体制の種別及び配備区分)

第10条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における配備区分は、次の各号により職員を動員するものとする。

(1) 待機体制（特定の職員が参集して災害に備える態勢）

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集および報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢

(2) 警戒体制（警戒本部を設置して応急対策にあたる態勢）

ア 第1配備 軽微な災害が発生した場合、又は被害が拡大する恐れがある場合において、災害状況の調査及び応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢

イ 第2配備 災害が発生した場合、又は相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動及び指定避難所の開設ができるよう職員を配備して活動する態勢

(3) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）

相当規模の災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する態勢

2 前項における配備区分に必要な動員計画は、別に定めるものとする。

(被害状況の報告等)

第11条 各部長は、被害状況を各班、関係機関等を通じ調査し、発生速報（様式第1号）、経過速報（様式第2号）、確定報告（様式第3号）により、本部長に報告するものとする。

2 被害状況について、報道機関又は関係機関等に発表若しくは通報する場合は、本部長の指示により総務部長が行うものとする。

(本部の閉鎖)

第12条 本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策又は応急復旧がおおむね完了したと認めたときに閉鎖する。

2 本部を閉鎖したときは、本部長は直ちに第5条の定めに基づいて通知するものとする。

3 現地本部は、本部が閉鎖されたとき自動的に閉鎖されるものとする。

(腕章及び標旗)

第13条 災害時において、現場活動に従事する本部長、副本部長、各部部长及びその他の部員は、必要により腕章(様式第4号)及び標旗(様式第5号)を使用するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

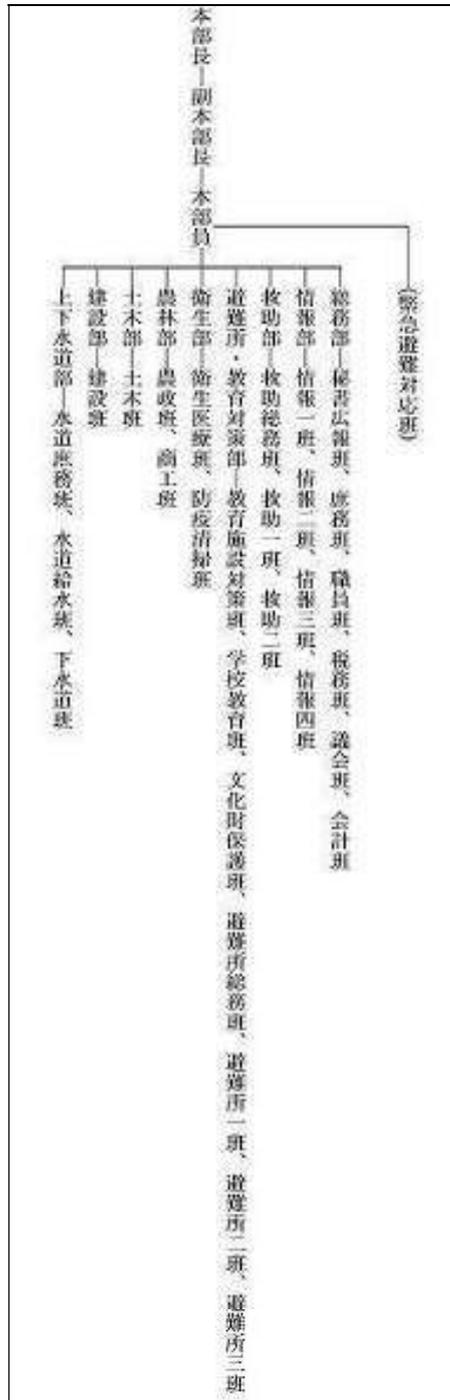
附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 三芳町災害対策本部に関する要綱(昭和46年三芳町告示第55号)は、廃止する。

別表第1

1 編成



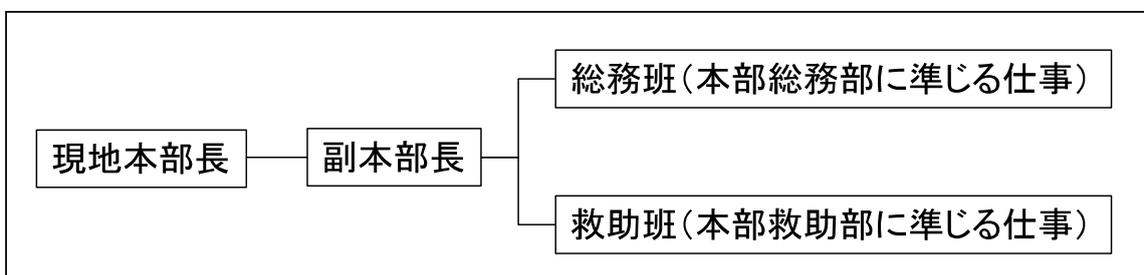
2 事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮、監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し本部長に事故あるときは、職務を代行する。(順位は、第1に副町長、第2に教育長とする。)
本部員	各課長(本部長の指定を受けた職員)	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

備考 各部班の事務分掌については、三芳町地域防災計画に定めるところによる。

別表第2

現地本部の構成



備考: 現地本部の本部長以下各責任者は、情勢に応じ、本部長又は副本部長が定める。

様式第1号

発 生 速 報

日 時 分 受信	発信者		受信者	
1 被害発生	自	月	日	時 分
	至	月	日	時 分
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する措置				
5 その他必要事項				

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

経過速報

		発信者				受信者						
災害の種別				発生地域								
被害報告		月 日		時 分		現在						
報告区分		発生		経過								
区分			被害		区分			被害				
人的被害	死者		人	田畑被害	流失・埋没		ha	流失		埋没		
	行方不明者		人		冠水		ha					
	負傷者	重傷			人	流水・埋没		ha	流失		埋没	
		軽傷			人	冠水		ha				
						道路被害	決壊		箇所			
				冠水			箇所					
				文教施設			箇所					
				病院			箇所					
				橋梁			箇所					
				河川			箇所					
				砂防			箇所					
				清掃施設			箇所					
				崖くずれ			箇所					
				鉄道不通			箇所					
				被害船舶			隻					
				水道			戸					
				電話			回線					
				電気		戸						
				ガス		戸						
				ブロック塀等		箇所						
住家被害	全壊(焼)		棟	その他被害	り災世帯数		世帯					
	半壊(焼)		棟		り災者数		人					
	一部破損		棟									
			世帯									
			人									
床上浸水		棟		火災発生	建物		件					
		世帯			危険物		件					
		人			その他		件					
床下浸水		棟										
		世帯										
		人										
非住家被害	公共建物		棟									
			棟									
	その他		棟									
		棟										
		世帯										
		人										

確 定 報 告

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

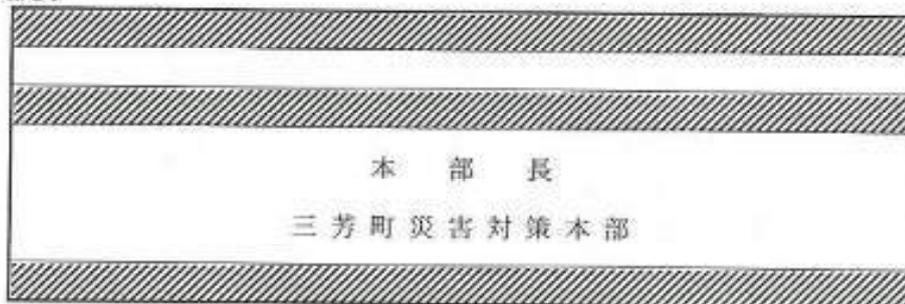
区分		被害		区分		被害					
人的被害	死者	人		田畑被害	流失・埋没	ha	流失		埋没		
	行方不明者	人			冠水	ha					
	負傷者	重傷	人			流水・埋没	ha	流失		埋没	
		軽傷	人			冠水	ha				
					道路被害	決壊	箇所				
住家被害	全壊(焼) (流失)	棟		その他被害	冠水	箇所					
		世帯			文教施設	箇所					
		人			病院	箇所					
	半壊(焼)	棟			橋梁	箇所					
		世帯			河川	箇所					
		人			砂防	箇所					
	一部破損	棟			清掃施設	箇所					
		世帯			崖くずれ	箇所					
		人			鉄道不通	箇所					
	床上浸水	棟			被害船舶	隻					
		世帯			水道	戸					
		人			電話	回線					
	床下浸水	棟			電気	戸					
		世帯			ガス	戸					
		人			ブロック塀等	箇所					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り災世帯数		世帯					
		半壊(焼)	棟	り災者数		人					
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件					
					危険物	件					
		半壊(焼)	棟		その他	件					

区 分		被 害	
公 立 文 教 施 設	千円		
農 林 水 産 業 施 設	千円		
公 共 土 木 施 設	千円		
そ の 他 の 公 共 施 設	千円		
小 計	千円		
そ の 他	農 産 被 害	千円	
	林 産 被 害	千円	
	畜 産 被 害	千円	
	水 産 被 害	千円	
	商 工 被 害	千円	
	そ の 他	千円	
被 害 総 額	千円		

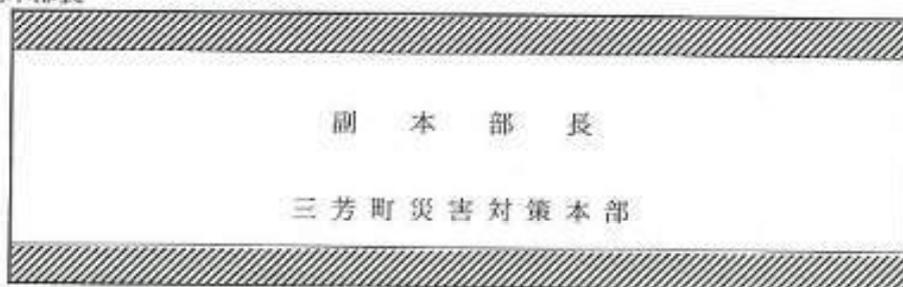
様式第4号

腕章

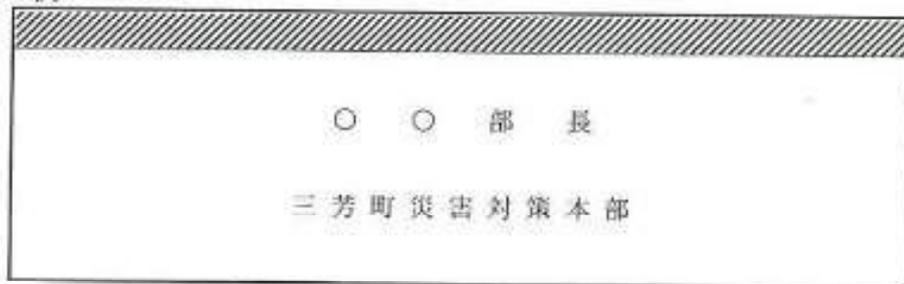
1. 本部長



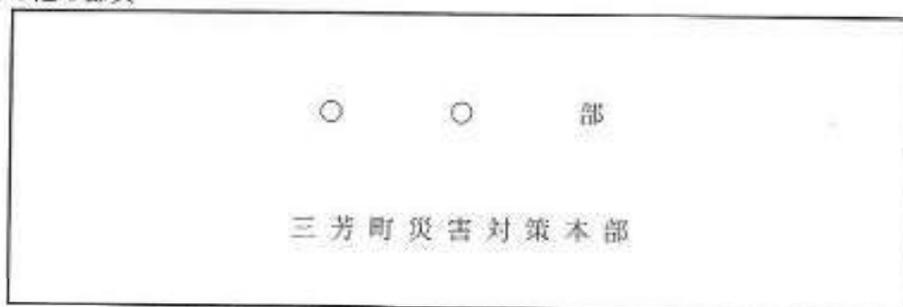
2. 副本部長



3. 部長

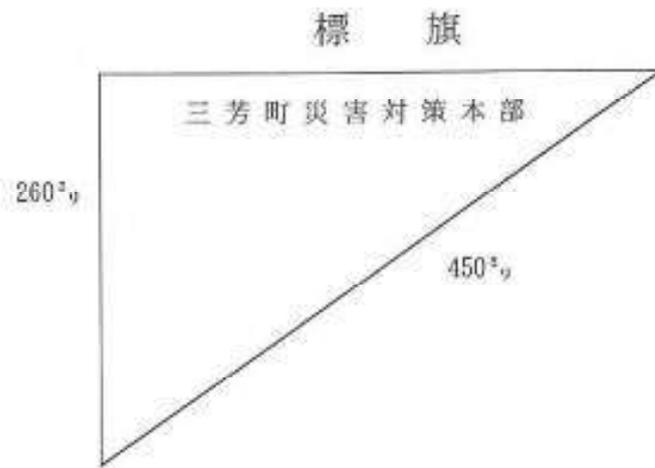


4. その他の部員



- 備考 1. 地色は黄、文字を黒とし、斜線部分を赤とする。
2. 大きさは、それぞれ縦9センチメートル、横37センチメートルとする。

様式第5号



備考 1. 地色は黄、文字を黒とする。

資料1-12

○三芳町災害対策本部職員被服貸与規程

昭和53年 8月21日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、三芳町災害対策本部に関する要綱（昭和46年告示第55号）に規定する職員のうち、男子職員（以下「職員」という。）に対する被服等（以下「貸与品」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 町長は、職員に対し、予算の範囲内において、次条各号に掲げる貸与品を貸与する。

(貸与品目及び数量)

第3条 貸与品目及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 雨合羽（上・下） 1着
- (2) 安全帽 1個
- (3) ゴム長靴 1足

(貸与期間)

第4条 貸与品の貸与期間は、当該職員がその身分を保有する間とする。

(遵守事項)

第5条 貸与品の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、貸与品を常に適切な注意をもって使用し、保管しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与の目的に従い、その職務遂行中、常に貸与品を着用しなければならない。
- 3 貸与品は、これを他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。
- 4 補修、洗たくその他貸与品の保管上必要な処置は、特に所属長の承認を得た場合を除くほか、すべて被貸与者の負担において行うものとする。

(事故等の届出及び損害賠償)

第6条 被貸与者は、貸与品を滅失し、又は使用に堪えない程度にき損したときは、速やかに文書により所属長に届け出なければならない。

2 所属長は、被貸与者から前項の届出を受けたときは、理由を調査し、被服再貸与申請書(様式第1号)を添えて町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の報告を受けた場合において、その理由がやむを得ないものであると認めたときは、予算の範囲内において再貸与の措置をとることができる。

4 町長は、貸与品の滅失又はき損が被貸与者の怠慢又は不注意によるものであると認めたときは、当該被貸与者に対し、弁償させることができる。この場合において、弁償額は、そのつど町長が定める。

(返納及び再貸与)

第7条 被貸与者は、退職又は職員としての身分を失ったときは、速やかに貸与品を町長に返納しなければならない。

2 返納された貸与品のうち、なお使用に堪える見込みのあるものについては、これを再貸与することができる。

(被服貸与簿)

第8条 町長は、被服貸与簿(様式第2号)を備え、貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則(平成14年規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

災害対策本部職員被服再貸与申請書

年 月 日

三芳町長 様

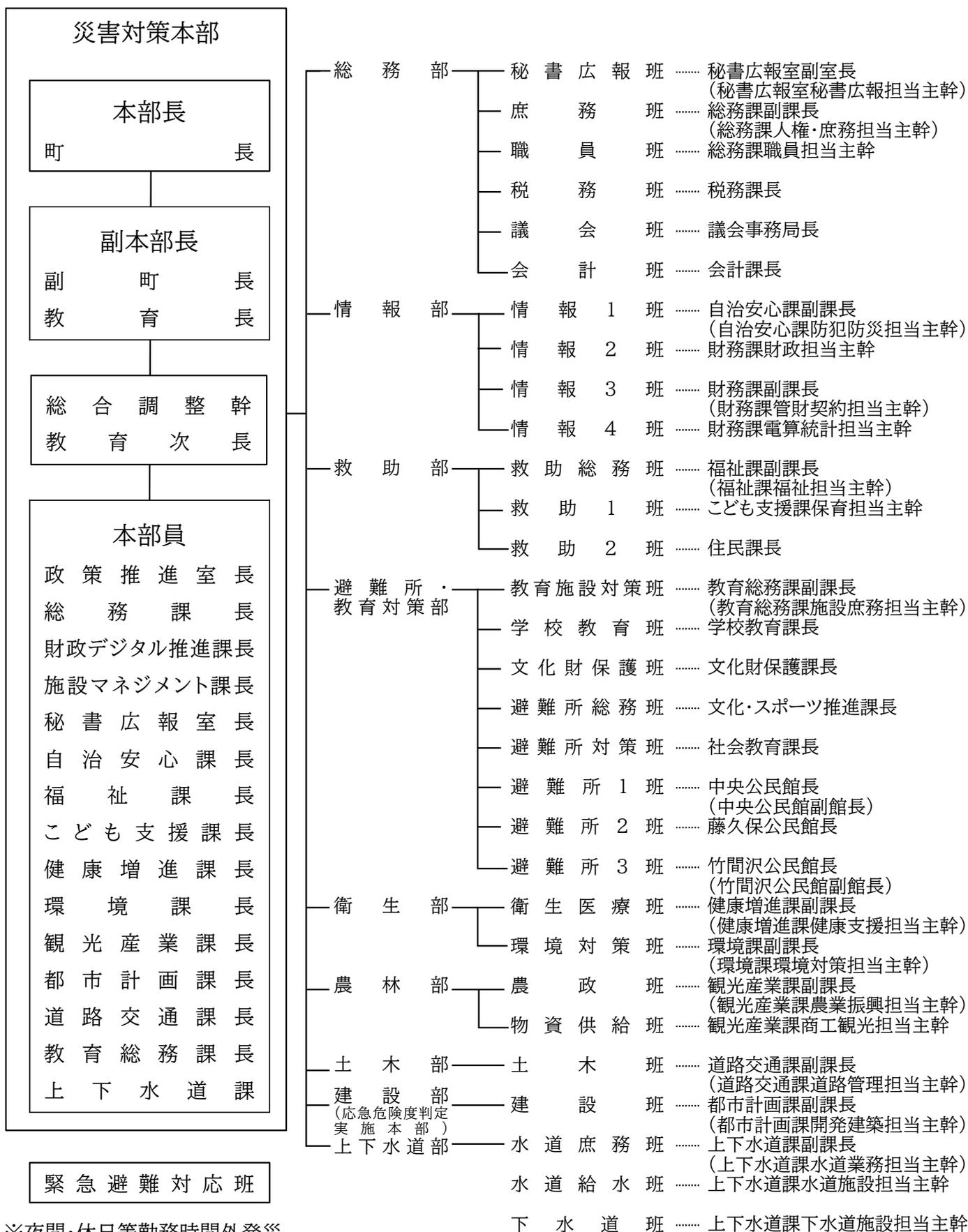
所 属 名
職 名
氏 名

下記のとおり滅失(き損)したので再貸与されるよう申請いたします。

記

- 1 貸与品の種類
- 2 滅失(き損)の年月日 年 月 日
- 3 滅失(き損)の理由

資料1-13災害対策本部の組織編成系統図



※夜間・休日等勤務時間外発災時に、住民の避難完了までの概ね12時間設置する

※班長である副課長等が配置のない時は、()内の主幹を班長とする。

資料 1-14 災害対策本部の事務分掌

職名	担当者	分担事務
本部長	町長	災害対策本部を統括し、部員を指揮・監督する。
副本部長	副町長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。 (順位は、第一に副町長、第二に教育長とする。)
	総合調整幹 広報統括監	
本部員	政策推進室長 総務課長 財務課長 秘書広報室長 自治安心課長 福祉課長 こども支援課長 健康増進課長 環境課長 環境産業課長 都市計画課長 道路交通課長 教育総務課長 上下水道課長	本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地にて各班の指揮をとる。

資料1-15 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○政策推進室長 ○秘書広報室長	緊急避難 対応班		町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
	秘書広報班	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹)	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 (1) 遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内の職員の動員・参集に関する事
	職員班	班長:総務課職員担当主幹	班長:総務課職員担当主幹	班長:総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等) 3 災害時における職員の給与・食料に関する事 4

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
情報部 ◎自治安心課長 財政デジタル推進 課長	班				町外の災害ボランティアの受入決定に関すること (1) 遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関する こと
	税務班	班長:税務課長	班長:税務課長 ・税務課	班長:税務課長 ・税務課	1 税の減免に関すること 2 災害時の税制に関すること 3 罹災納税者の調査に関すること 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関するこ と 5 他の緊急を要する班の応援に関すること
	議会班	班長:議会事務局長	班長:議会事務局長	班長:議会事務局長 ・議会事務局	1 議会災害対策支援本部に関すること 2 他の緊急を要する班の応援に関すること
	会計班	班長:会計課長	班長:会計課長	班長:会計課長 ・会計課	1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関するこ と 2 出納及び経理に関すること 3 他の緊急を要する班の応援に関すること
	情報1班	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長:自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	1 本部の設置準備に関すること 2 地震情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに 関すること 3 現地本部及び指定避難所の設置に関すること 4 一 時避難所としての集会所の開放に関すること 5 防災 関係機関との情報共有に関すること 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関するこ と 7 防災行政無線の管理・運用に関すること 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に 関すること 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関するこ と 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること
	情報2班	班長:財政デジタル推進課財政担当主 幹	班長:財政デジタル推進課財政担当主 幹	班長:財政デジタル推進課財政担当主 幹 ・財政デジタル推進課財政担当	1 町内の被害情報の収集に関すること 2 本部(情報1班)への情報伝達に関すること 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関すること 4 広報車による災害情報等の広報に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課	救助総務班	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長:福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び配 車に関する事 6 災害対策用燃料の確保に関する事 7 庁舎内の被害状況確認に関する事
	情報4班	班長:財政デジタル推進課電算統計担 当主幹	班長:財政デジタル推進課電算統計担 当主幹	班長:財政デジタル推進課電算統計担 当主幹 ・財政デジタル推進課電算統計担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報機器の保守・運用に関する事 6 システムの復旧に関する事
	情報3班	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主 幹)	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主 幹)	班長:財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主 幹) ・財政デジタル推進課管財契約担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報機器の保守・運用に関する事 6 システムの復旧に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
避難所・教育対策部 ◎教育総務課長 ○ 子ども支援課副課長	教育施設対策班	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長:子ども支援課保育担当主幹 ・子ども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児童・利用者の保護、安全確保及び避難に関すること 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること 7 私立保育園に対する情報伝達に関すること 8 部内の応援に関すること
	救助2班	班長:住民課長	班長:住民課長	班長:住民課長 ・住民課 (出張所を除く)	1 被災者台帳の整備及び安否情報に関すること 2 罹災証明その他諸証明に関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関すること 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること 5 連体の収容に関すること 6 罹災者に対する各種行政相談に関すること
避難所・教育対策部 ◎教育総務課長 ○ 子ども支援課副課長	教育施設対策班	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	1 教育関係災害見舞品に関すること 2 応急教育実施場所に関すること 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放に関すること 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設及びスポーツ施設の被害状況の調査に関すること 5 学校給食に関すること 6 罹災者等に対する炊き出しに関すること 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に関すること 8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関すること 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 10 部内職員の動員・招集に関すること

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	学校教育班	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	1 児童及び生徒の一時的な保護に関する事 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関する事 3 学校との連絡調整に関する事 4 応急教育に関する事 5 教材・学用品等の調達及び配給に関する事 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に関する事 7 教育実施者の確保に関する事 8 教育活動の再開に関する事 三芳町立小中学校防災マニュアルにおける避難所設置支援班に関する事 10 私立幼稚園に対する情報伝達に関する事
	文化財保護班	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	文化財の保護及び関係施設等の被害状況の調査に関する事 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に関する事 3 関係民間諸団体の協力に関する事 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への応援に関する事
	避難所総務班	班長:文化・スポーツ推進課長 ・文化・スポーツ推進課生涯学習担当	班長:文化・スポーツ推進課長 ・文化・スポーツ推進課生涯学習担当	班長:文化・スポーツ推進課長 ・文化・スポーツ推進課生涯学習担当	1 各指定避難所の運営に関する事 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設利用者の安全確保・避難に関する事 社会教育施設・文化施設・スポーツ施設の防災施設としての使用に関する事 各避難所の食料及び生活必需品の需要の把握及び配分に関する事 5 各避難所班の相互応援調整に関する事 6 救助総務班との連絡調整に関する事
	避難所1班	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長)	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館	班長:中央公民館長 (中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館	1 対象エリア(上富・北永井及び国道254号より西側の藤久保5区)における現地本部の設置及び避難所への誘導収容に関する事 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関する事 3 避難所となる学校との連絡調整に関する事

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
			<ul style="list-style-type: none"> ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関する事 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関する事 6 避難所の運営状況記録及び報告に関する事 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関する事 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関する事 9 対象行政区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関する事 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関する事 他避難所班の応援に関する事
	避難所2班	班長：藤久保公民館長	班長：藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	班長：藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	対象エリアを、国道254号より西側の藤久保5区を除く藤久保地区とし、避難所1班と同様の事務
	避難所3班	班長：竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長)	班長：竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	班長：竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所1班と同様の事務

警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集		警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集		非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集		所掌事務	
部	班	参集者	参集者	参集者(全職員)			
衛生部 ◎健康増進課長 ○環境課長	衛生医療班	班長：健康増進課副課長	班長：健康増進課副課長 ・健康増進担当 ・ことも支援課母子保健担当	班長：健康増進課副課長 ・健康増進担当 ・ことも支援課母子保健担当	1 応急仮設救護所の開設・管理に関すること 2 傷病者の応急手当、医師の派遣に関すること 3 医薬品及び衛生材料の調達に関すること 4 助産に関すること 5 伝染病予防対策その他保健衛生に関すること 6 罹災者の健康相談、メンタルケア及び介護サービスに関すること 7 医療機関(東入間医師会・三芳医会)・保健所との連絡調整に関すること 8 病院・診療所・助産所の確保に関すること 9 消毒及び防疫に関すること 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 部内職員の動員・参集に関すること		
	環境対策班	班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹)	班長：環境課副課長 (環境課環境対策担当主幹) ・環境課 (清掃工場を含む)	1 生活ごみの収集・処理に関すること 2 仮設トイレの設置に関すること 3 し尿の収集・運搬及び処分に関すること 4 清掃・し尿処理の関係業者との連絡調整に関すること 5 災害廃棄物の受付、収集・運搬及び処分に関すること 6 清掃施設の被害調査に関すること 7 遺体の火葬に関すること 8 放射線対策に関すること 9 動物の保護に関すること		
農林部 ◎観光産業課長	農政班	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	班長：観光産業課副課長 (観光産業課農業振興担当主幹) ・観光産業課農業振興担当 (農業委員会を含む)	1 農作物、農業用施設等の被害状況調査に関すること 2 農家に対する金融措置その他支援対策に関すること 3 農協等農業関係団体との連絡調整に関すること 4 農業関係の災害復旧に関すること 5 農畜関係資材の供給・斡旋に関すること 6 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 7 部内職員の動員・招集に関すること 8 他の緊急を要する班(特に避難所2班)の応援に関すること		

部	班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
土木部 ◎道路交通課長	物資供給班	班長:観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長:観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	班長:観光産業課商工観光担当主幹 ・観光産業課商工観光担当	<p>食料供給業者等の関係業者との連絡調整に関する こと 2 救助物資等の受け及び管理に関すること 3 中小企業等の被害状況調査に関すること 中小企業等に関する金融措置及び経営相談に関する こと 5 他の緊急を要する班(特に避難所2班)への応援に 関すること</p> <p>1 土木関係の被害情報の収集に関すること 道路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3 災害復旧用資材、土砂等の調達・運搬に関すること 三芳町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者 との連絡調整に関すること 5 道路等の障害物除去に関すること 県土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること 7 道路の通行止め、車両の誘導に関すること 8 部内 の災害対策記録に関すること 9 部内職員の動員・参集に関すること</p>
建設部 ◎都市計画課長	土木班	班長:道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長:道路交通課副課長 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	班長:都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	<p>1 応急危険判定に関すること 2 応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び建設関係 者との連絡調整に関すること 4 町有建築物の応急修理に関すること 5 町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関する こと 6 仮設住宅の建築に関すること 7 罹災者への既存住宅(みまなし仮設住宅)の提供に関 すること 8 災害復旧に係る建築指導に関すること 9 罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関する こと 10 部内の災害対策記録に関すること 11 部内職員の動員・参集に関すること (1) 罹災者の住宅相談に関すること</p>

部	水道庶務班	警戒体制第1配備【警戒本部】 原則として震度5弱 ※班長及び指定する全10班の班員参集 参集者	警戒体制第2配備【警戒本部】 原則として震度5強 ※班長及び指定する全15班の班員参集 参集者	非常体制【災害対策本部】 原則として震度6弱以上 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
上下水道部 ◎上下水道課長	水道庶務班	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹)	班長:上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	1 罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 三芳町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関すること 4 部の所掌事務に要する応急用資機材の確保に関すること 5 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 6 部内職員の動員・参集に関すること 7 部内の応援に関すること
	水道給水班	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長:上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	1 上下水道施設の被害状況調査に関すること 2 上下水道施設の応急復旧に関すること 3 応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関すること 4 浄水場の災害防止に関すること 5 復旧工事の指導に関すること 6 飲料水の水源確保に関すること
	下水道班	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長:上下水道課下水道施設担当主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	1 下水道施設の被害状況調査に関すること 2 下水道施設の排水保持及び応急復旧に関すること 3 工事現場の保安に関すること 4 関係業者との連絡調整に関すること 5 他の緊急を要する班への応援に関すること

◎は部長、○は副部長。

資料 1-16 風水害発生時の各部の事務分掌

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、※対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
総務部 ◎総務課長 ○政策推進室長 ○秘書広報室長	緊急避難 対応班	町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	町内居住者及び隣接市居住者より 指名(勤務時間外発災時のみ)	1 指定避難所への誘導に関する事 2 指定避難所の開設に関する事 3 現地本部の設置に関する事 4 担当エリアの被害状況報告に関する事
	秘書広報班	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹)	班長:秘書広報室副室長 (秘書広報室秘書広報担当主幹) ・政策推進室 ・秘書広報室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者に関する事 3 災害情報等の広報・広聴に関する事 4 報道機関との連絡調整に関する事 5 被害状況等の報道に関する事 6 他の緊急を要する班(特に避難所1班)の応援に関する事 こと (1)遠隔被災地への救援物資の受付及び管理に関する事
	庶務班	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	班長:総務課副課長 (総務課人権・庶務担当主幹) ・総務課人権・庶務担当	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議に関する事 4 本部長命令、その他指令の伝達に関する事 5 県災害対策本部との連絡に関する事 6 警報の受理、避難の勧告又は指示に関する事 7 消防・警察・自衛隊・県・他自治体等の公共機関への応援要請に関する事 8 本部の受援体制に関する事 9 救助2班の各種行政相談への協力に関する事 10 災害救助法の適用申請に関する事 11 体制時の庶務に関する事 12 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 13 部内職員の動員・参集に関する事
	職員班	班長:総務課職員担当主幹	班長:総務課職員担当主幹 ・総務課職員担当	1 職員の配置状況に関する事 2 職員の公務災害に関する事(災害従事者の損害補償等) 3 災害時における職員の給与・食料に関する事 4 町外の災害ボランティアの受入決定に関する事 (1)遠隔被災地への人的支援(職員派遣等)に関する事
	税務班	班長:税務課長	班長:税務課長	1 税の減免に関する事 2 災害時の税制に関する事 3 罹災納税者の調査に関する事 4 固定資産の被災調査及び住家被害認定に関する事 5 他の緊急を要する班の応援に関する事

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	議会班	班長：議会議務局長	班長：議会議務局長 ・議会議務局	1 議会災害対策支援本部に関する事 2 他の緊要を要する班の応援に関する事
	会計班	班長：会計課長	班長：会計課長 ・会計課	1 町への災害義援金の受付、管理及び配布に関する事 2 出納及び経理に関する事 3 他の緊要を要する班の応援に関する事
◎自治安心課長 ○財政デジタル推進課長	情報1班	班長：自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	班長：自治安心課副課長 (自治安心課防犯防災担当主幹) ・自治安心課	1 本部の設置準備に関する事 2 気象情報の収集及び町内被害状況のとりまとめに関する事 3 現地本部及び指定避難所の設置に関する事 4 一時避難所としての集会所の開放に関する事 5 防災関係機関との情報共有に関する事 6 行政連絡区・自主防災組織との連絡調整に関する事 7 防災行政無線の管理・運用に関する事 8 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の管理・運用に関する事 9 帰宅困難者に関する情報収集及び対策に関する事 10 部内の連絡調整及び災害対策記録に関する事 11 部内職員の動員・参集に関する事
	情報2班	班長：財政デジタル推進課財政担当主幹	班長：財政デジタル推進課財政担当主幹 ・財政デジタル推進課財政担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事
	情報3班	班長：財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹)	班長：財政デジタル推進課副課長 (財政デジタル推進課管財契約担当主幹) ・財政デジタル推進課管財契約担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事 5 情報収集及び広報のための移動手段の確保及び配車に関する事 6 災害対策用燃料の確保に関する事 7 庁舎内の被害状況確認に関する事
	情報4班	班長：財政デジタル推進課電算統計担当主幹	班長：財政デジタル推進課電算統計担当主幹 ・財政デジタル推進課電算統計担当	1 町内の被害情報の収集に関する事 2 本部(情報1班)への情報伝達に関する事 3 被害及び対策状況の記録撮影、保存に関する事 4 広報車による災害情報等の広報に関する事

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参加者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参加 参加者(全職員)	所掌事務
救助部 ◎福祉課長 ○こども支援課長	救助総務班	班長、福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	班長、福祉課副課長 (福祉課福祉庶務担当主幹) ・福祉課 ・健康増進課介護保険担当	5 情報機器の保守・運用に関すること 6 システムの得旧に関すること 1 避難所における罹災者の保護に関すること 2 罹災者の救出・捜索及び被害状況調査に関すること 3 災害時要援護者の救護に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 罹災者に対する食料、生活必需品など救助物資の調達及び福祉相談に関すること 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること 7 帰宅困難者の支援に関すること 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること 9 民生委員・社会福祉協議会・西部福祉事務所・各福祉施設との連絡調整に関すること 10 避難所総務班との連絡調整に関すること 11 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 12 部内職員の動員・参加に関すること (1) 遠隔被災地への義援金の受付及び管理に関すること (2) 遠隔被災地での町民のボランティア活動に係る調整に関すること
	救助1班	班長:こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	班長:こども支援課保育担当主幹 ・こども支援課 (保育所、みどり学園、子育て支援センターを含む。児童館、学童保育室は除く)	1 児童福祉施設等危機管理マニュアルに基づく児童・利用者の保護、安全確保及び避難に関すること 2 児童施設の被害状況調査に関すること 3 児童の保護者への連絡に関すること 4 罹災者の救出・捜索に関すること 5 災害時要援護者の救護に関すること 6 帰宅困難者の支援に関すること 7 私立保育園に対する情報伝達に関すること 8 部内の応援に関すること
	救助2班	班長:住民課長	班長:住民課長 ・住民課 (出張所を除く)	1 被災者台帳の整備及び安否情報に関すること 2 罹災証明その他諸証明に関すること 3 災害弔慰金の支給及び災害救助資金の融資に関すること 4 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
避難所・教育対策部 ◎教育総務課長 ○こども支援課 副課長	教育施設対策 班	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	班長:教育総務課副課長 (教育総務課施設庶務担当主幹) ・教育総務課施設庶務担当 ・学校給食センター	5 遺体の収容に関すること 6 罹災者に対する各種行政相談に関すること 1 教育関係災害見舞品に関すること 2 応急教育実施場所に関すること 3 防災拠点施設(避難所)としての学校施設の開放に関すること 4 学校・学校給食センター・社会教育施設・文化施設及びスポーツ施設の被害状況の調査に関すること 5 学校給食に関すること 6 罹災者等に対する炊き出しに関すること 7 他の給食センター等炊き出し施設との連絡調整に関すること 8 他の緊急を要する班(特に避難所3班)の応援に関すること 9 部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 10 部内職員の動員・招集に関すること
	学校教育班	班長:学校教育課長 ・学校教育課	班長:学校教育課長 ・学校教育課	1 児童及び生徒の一時的な保護に関すること 2 児童及び生徒の保護者への連絡に関すること 3 学校との連絡調整に関すること 4 応急教育に関すること 5 教材・学用品等の調達及び配給に関すること 6 児童及び生徒の安全対策及び健康管理に関すること 7 教育実施者の確保に関すること 8 教育活動の再開に関すること 9 三芳町立小中学校防災マニュアルにおける避難所設置支援班に関すること 10 私立幼稚園に対する情報伝達に関すること
	文化財保護班	班長:文化財保護課長	班長:文化財保護課長 ・文化財保護課文化財保護担当	1 文化財の保護及び関係施設等の被害状況の調査に関すること 2 文化財関係施設利用者の安全確保・避難に関すること 3 関係民間諸団体の協力に関すること 4 他の緊急を要する班(特に避難所3班)への応援に関すること
	避難所班	班長:中央公民館長	班長:中央公民館長	1 対象エリア(上富・北井及び国道254号より西側の藤

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、炎対G 参加者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参加 参加者(全職員)	所掌事務
		(中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員)	(中央公民館副館長) ・文化・スポーツ推進課スポーツ推進担当 ・中央公民館 ・北永井児童館 ・上富学童保育室 ・北永井学童保育室 ・避難所1班補助員(政策推進室の一部職員)	久保5区における現地本部の設置及び避難所への誘導収容に関すること 2 対象エリアの被害状況及び避難者情報の報告に関すること 3 避難所となる学校との連絡調整に関すること 4 防災倉庫内の備蓄品管理及び供出に関すること 5 避難者の生活相談、ニーズの把握及び本部への要請に関すること 6 避難所の運営状況記録及び報告に関すること 7 対象エリアにおける帰宅困難者の支援に関すること 8 対象エリアにおける罹災者の救出・捜索に関すること 9 対象行政区等との連携及び避難所運営委員会の運営支援に関すること 10 所管施設における利用者の安全確保及び被害状況報告に関すること 11 他避難所班の応援に関すること
避難所2班		班長・藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	班長・藤久保公民館長 ・藤久保公民館 ・中央図書館 ・藤久保出張所 ・藤久保児童館 ・藤久保学童保育室 ・唐沢学童保育室 ・避難所2班補助員(観光産業課の一部職員)	対象エリアを、国道254号より西側の藤久保5区を除く藤久保地区とし、避難所1班と同様の事務
避難所3班		班長・竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設 設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	班長・竹間沢公民館長 (竹間沢公民館副館長) ・竹間沢公民館 ・竹間沢出張所 ・竹間沢児童館 ・竹間沢学童保育室 ・文化財保護課(歴史民俗資料館施設 設担当) ・避難所3班補助員(教育総務課の一部職員)	対象エリアを、竹間沢及びみよし台地区とし、避難所1班と同様の事務
土木部 ◎道路交通課長	土木班	班長、道路交通課副課長	班長、道路交通課副課長	1 土木関係の被害情報の収集に関すること

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参集者 (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員) (道路交通課道路管理担当主幹) ・道路交通課	所掌事務 2.道路・橋梁等の危険防除及び応急・復旧に関すること 3.災害復旧用資材、土砂等の調達・運搬に関すること 4.三方町災害対策協力会への協力要請及び土木関係者との連絡調整に関すること 5.道路等の障害物除去に関すること 6.県土整備事務所等の関係機関との連絡に関すること 7.道路の通行止め、車道の誘導に関すること 8.部内の災害対策記録に関すること 9.部内職員の動員・参集に関すること 1.応急危険度判定に関すること 2.応急資機材及び建築業者の確保に関すること 3.三方町災害対策協力会への協力要請及び建設関係者との連絡調整に関すること 4.町有建築物の応急修理に関すること 5.町内の建築物(住宅を含む)被害状況調査に関すること 6.仮設住宅の建築に関すること 7.罹災者への既存住宅(みなし仮設住宅)の提供に関すること 8.災害復旧に係る建築指導に関すること 9.罹災住宅の応急修理及び障害物等の除去に関すること 10.部内の災害対策記録に関すること 11.部内職員の動員・参集に関すること (1)罹災者の住宅相談に関すること 1.罹災者に対する飲料水の確保と給水に関すること 2.関係機関との連絡調整に関すること 3.三方町災害対策協力会への協力要請及び関係業者との連絡調整に関すること 4.部の所掌事務に要する応急用資機材の確保に関すること 5.部内の連絡調整及び災害対策記録に関すること 6.部内職員の動員・参集に関すること 7.部内の応援に関すること 1.上下水道施設の被害状況調査に関すること 2.上下水道施設の応急復旧に関すること 3.応急給水(給水車、給水タンク等の利用)に関すること 4.浄水場の災害防止に関すること
建設部 ◎都市計画課長	建設班	班長. 都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	班長: 都市計画課副課長 (都市計画課開発建築担当主幹) ・都市計画課	
上下水道部 ◎上下水道課長	水道庶務班	班長: 上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	班長: 上下水道課副課長 (上下水道課水道業務担当主幹) ・上下水道課水道業務担当	
	水道給水班	班長. 上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	班長. 上下水道課水道施設担当主幹 ・上下水道課水道施設担当	

部	班	警戒体制第2配備【警戒本部】 ※班長及び指定された全15班の班員、災対G 参集者	非常体制【災害対策本部】 ※全職員参集 参集者(全職員)	所掌事務
	下水道班	班長上下水道課下水道施設担当 主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	班長、上下水道課下水道施設担当 主幹 ・上下水道課下水道施設担当 ・上下水道課下水道業務担当	5 復旧工事の指導に関すること 6 飲料水の水源確保に関すること 1 下水道施設の被害状況調査に関すること 2 下水道施設の排水保持及び応急復旧に関すること 3 工事現場の保安に関すること 4 関係業者との連絡調整に関すること 5 伸の緊急を要する班への応援に関すること

警戒本部第1配備・三芳町課室設置条例に基づく「災害対策グループ」を設置し、グループ員のみ参集。

対象：自治安心課、道路交通課、環境課、観光産業課、都市計画課、上下水道課。また、この他の課から補助員を指定。道路冠水や道路凍結防止等に対する対応を所掌する。

◎は部長、○は副部长。

○三芳町議会災害対策支援本部設置要綱

平成25年11月26日

議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町議会が、地震等の災害の発生時に三芳町災害対策本部及び警戒本部（以下「町対策本部」という。）の実施する諸活動を支援するために、迅速かつ的確に行動できるよう、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 三芳町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の発生により三芳町災害対策本部条例（昭和37年条例第37号）に基づき、町対策本部が設置されたときは、三芳町議会災害支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故等があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 本部は、三芳町役場内に設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員、本部職員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部を代表し、その事務を総轄する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く、全議員をもって充てる。

5 本部職員は、議会事務局職員をもって充てる。

(議員の対応)

第4条 議員は、本部が設置されたときは、本部に対し、その安否と居所及び連絡先を常に明らかにするとともに、次条に定める事務に従事するものとする。

(所掌事務)

第5条 本部は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 町対策本部との情報交換に関すること。
- (2) 被災地及び避難所等の調査に関すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について、町対策本部への支援に関すること。

ること。

(4) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。

(5) 国及び埼玉県等に対する要望に関すること。

(6) その他、災害支援に関し本部が必要と認める事項

(町対策本部との関係)

第6条 本部は、町対策本部への支援活動に徹し、本部長は町対策本部にオブザーバーとして参加する。

2 本部から緊急処置として要請又は提言すべき事項が発生したときは、本部長を通じて行う。

3 町対策本部から本部に対して、緊急の判断を求められたときは、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとする。

(本部の解散)

第7条 本部長は、第5条に定める所掌事務が終了したと認めるときは、本部を解散することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 年 月 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修

乙) 埼玉県入間郡三芳町1100番地1

三芳町長 林 伊佐雄

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、三芳町（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 三芳町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 三芳町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調

地域連携避難訓練 実行委員会



大規模災害発生時における三芳町 庁舎等の一時使用に関する協定書

東入間警察署（以下「甲」という。）と三芳町（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における三芳町庁舎等の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲による災害応急対策が円滑に遂行されるよう乙が所有する庁舎等の施設の一時使用について定めることを目的とする。

2 大規模災害とは、次の災害を言う。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害
- (2) 町長が特に認めたもの

3 大規模災害発生時において、甲が活動拠点として使用する庁舎等の施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 三芳町役場庁舎のうち町長が指定した場所
- (2) 三芳町役場庁舎駐車場のうち町長が指定した場所
- (3) 三芳町文化会館
- (4) 前3号のほか町長が特に認めた施設

（一時使用の手続き）

第2条 大規模災害が発生した場合、甲は、乙に対して第1条第3項各号に規定する庁舎等の施設の一時使用を要請することができる。なお、緊急の場合において、三芳町財産規則第16条の規定による行政財産の使用許可申請は、一時使用開始後に提出することができるものとする。

2 乙は甲からの要請があった場合、対応が可能な範囲で要請に応じるものとする。

（使用料の免除）

第3条 前条の一時使用については、三芳町行政財産の使用料に関する条例第4条第2号の規定を適用し、行政財産使用料を免除するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に係る甲の連絡責任者は警備課長とし、乙の連絡責任者は地域振興課長とする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用と更新)

第6条 この協定の適用は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 4 月 1 日

甲 埼玉県ふじみ野市うれし野1丁目4番1号
埼玉県東入間警察署
署 長 布 川 賢 二

乙 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 鈴 木 英 美

資料1-21 三芳町、大東ガス株式会社及び東京ガス株式会社の

カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携に関する協定書

三芳町(以下「甲」という。)、大東ガス株式会社(以下「乙」という。)及び東京ガス株式会社(以下「丙」という。)は、次のとおりカーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括的な連携に関する協定を締結する。

(連携事項)

第1条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) カーボンニュートラルのまちづくりに関する事項。
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項。
- (3) エネルギーデータの活用等によるエネルギー最適化に関する事項。
- (4) 地域の防災機能強化などレジリエンス強化に関する事項。
- (5) 地域の目線で新しい価値や営みを創る価値共創に関する事項。
- (6) 学校等における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項。
- (7) 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項。
- (8) その他三芳町民のサービス向上に関する事項。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙丙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

(協定の見直し)

第2条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年1月31日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
甲 三芳町
町長 林 伊佐雄

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1081番1
乙 大東ガス株式会社
代表取締役社長 清水 宏之介

東京都港区海岸1丁目5番地20号
丙 東京ガス株式会社
代表執行役社長 内田 高史

資料 1-22 三芳町と飯能信用金庫との包括連携に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と飯能信用金庫(以下「乙」という。)は、相互の連携協力により地域の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の持つ特色(自然・歴史・文化・風土)に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1)持続可能なまちづくりに関すること
- (2)地域を担う人材の育成
- (3)創業・経営支援
- (4)地域産業活性化の支援
- (5)地域経済及び企業経営に関する調査・研究
- (6)教育・文化・スポーツの推進に関すること
- (7)災害時における支援
- (8)その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する 30 日前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の 30 日前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三芳町暴力団排除条例(平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号)を遵守し、暴力団の排除に自主的に取り組むものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6年 2月 7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
三芳町長

(署名)

埼玉県飯能市栄町24番地9

乙 飯能信用金庫
理事長

(署名)

資料 1-23 三芳町と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力により地域の活性化及び住民サービスの向上を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域の持つ特色（自然・歴史・文化・風土）に、両者が持つ知恵・情報・技術を取り入れて相乗効果を発揮することにより持続可能なまちづくりを推進し、地域の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 持続可能なまちづくりに関すること
- (2) 健康維持・増進・がん予防に関すること
- (3) 地域・暮らしの安全・安心・災害対策に関すること
- (4) 教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (5) 結婚・出産・子育て支援及び子ども・青少年育成に関すること
- (6) 高齢者支援及び障がい者支援に関すること
- (7) 創業・経営支援に関すること
- (8) 地域産業活性化の支援
- (9) 共創のまちづくりに関すること
- (10) その他、住民サービスの向上と地域活性化に関すること。

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 乙は、三芳町暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第3号）を遵守し、暴力団の排除に自主的に取り組むものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
三芳町長

(署名)

埼玉県川越市脇田本町24-19 明治安田生命川越ビル2F

乙 明治安田生命保険相互会社 川越支社
川越支社長

(署名)

電気自動車の活用等によるSDGs 連携協定書

埼玉県三芳町

日産プリンス埼玉販売株式会社

日産自動車株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

令和3年12月

電気自動車の活用等によるSDGs連携協定書

三芳町（以下、「甲」という。）と日産プリンス埼玉販売株式会社（以下、「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下、「丙」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社（以下、「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現、カーボンニュートラルの実現に向け、電力を必要とするイベント等で電気自動車を活用した普及啓発を進めるとともに、この協定の当事者各者のパートナーシップによって社会的課題の解決に努めることで三芳町民の日常の暮らしの向上を図ること、災害・停電時又は停電が発生する恐れがある場合（以下、「災害・停電時等」という。）において、三芳町内の公助力の向上を図るため、甲において電気自動車を計画的に保有し、非常用電源として電気自動車を活用し電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車からの電力供給（以下、「電力供給」という。）をできる体制を構築することで、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

（電気自動車の普及・広報活動及び平時における電気自動車等の協力要請）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に誠意をもって協力し、三芳町民に対するSDGsの理念に基づく持続可能な社会について深い理解を促すための生涯学習、環境イベント及びライトアップイベントといったイベント等（以下、総称して「各種イベント等」という。）を通じて、電気自動車の普及の促進及び電気自動車を活用した防災・環境に関する広報活動に努めるものとする。

- 2 甲は、各種イベント等における電気自動車の普及啓発活動のために、電気自動車及び電力供給に必要な設備等（以下、「電気自動車等」という。）が必要なときは、乙又は丁に対し、口頭又は書面により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。
- 3 甲は、乙又は丁に対して、前項による電気自動車等の使用又は電力供給（以下、「電気自動車等の使用等」という。）により電気自動車への充電が必要になった際には、乙又は丁が所有する充電設備等を使用することについて、口頭又は書面により依頼をすることができる。

（環境教育等への協力）

第3条 乙、丙及び丁は、甲の要請に応じ、乙、丙及び丁の提供する環境教育プログラムの実施に努めるものとする。当該実施についての日程、内容等はこの協定の当事者各社で別途協議して定める。

2. 乙、丙及び丁は、電気自動車の活用による再生可能エネルギーの導入拡大等、甲のカーボンニュートラルの実現に向けて協力するものとする。

(災害・停電時等における電気自動車等の協力要請)

第4条 甲は、災害・停電時等において、電気自動車等が必要なときは、乙に対し、別紙(様式第1号)「電気自動車等の貸与に関する協力依頼書」により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して、前項による電気自動車等の使用等により電気自動車への充電が必要になった際には、乙が所有する充電設備等を使用することについて別紙(様式第2号)「電気自動車の充電に関する協力依頼書」により依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、この協定を維持するために必要な電気自動車貸与・使用に関する訓練・確認の実施又は甲が開催する各種イベント等・防災訓練等への参加については、自己の費用負担と責任において協力するよう努めるものとする。

(協力)

第5条 乙及び丁は、第2条又は第4条の規定による依頼を受けたときは、それぞれの安全確保及び業務に支障をきたさない範囲内において、当該依頼に応ずるものとする。

(電気自動車等の貸与と無償承諾)

第6条 前条において、乙及び丁は、必要に応じて日時及び場所について甲と協議して電気自動車等を甲に無償で貸与(以下、「貸与電気自動車等」という。)し、電気自動車等の使用等のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

2 前項に基づく甲の貸与期間(以下、「貸与期間」という。)は、災害・停電時等においては貸与開始の日から1週間程度とする。残電力量の不足により電気自動車等の使用等ができなくなった場合、第2条第3項又は第4条第2項の規定により充電設備等の使用を依頼し充電することで、当該期間中において継続して電気自動車等の使用等を行えるものとする。

3 甲は、貸与期間終了後において、電気自動車等の使用等の必要がある場合、乙又は丁と協議のうえ、可能な範囲において期間を延長するものとする。

4 甲は電気自動車等の使用等の終了後、この旨を乙又は丁に報告し、遅滞なく貸与電気自動車等を乙又は丁に返却するものとする。

(充電設備等の使用許諾)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項による依頼があった場合において、乙又は丁は、甲に対して、それぞれが管理する充電設備等を、それぞれの指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾するものとする。

(使用上の留意事項)

第8条 甲は、貸与電気自動車等及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電設備等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 甲は、貸与電気自動車等を安全な場所及び方法で使用するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、乙又は丁との協議により取り決める。
- (2) 甲は、貸与電気自動車等又は充電設備等が、故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙又は丁に速やかに連絡し、対応を協議するものとする。
- (3) 甲は、外部給電器を貸与電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丙及び丁は一切責任を負わないものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与電気自動車等又は充電設備等に損害を与え、滅失若しくは紛失したときは、直ちに乙及び丁に通知するものとし、その損害を賠償するものとする。

(事故の対応)

第10条 甲は、貸与期間中及び貸与電気自動車等又は充電設備等の借用時、若しくは返却時において、次の事由が発生した場合は、甲は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙又は丁に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。

- (1) 貸与電気自動車等又は充電設備等に関する事故が発生した場合。
- (2) 甲の貸与電気自動車の運転により事故を誘発し、第三者に損害を与えた場合。

2 前項の事由が生じ、これに起因して乙又は丁に損害を与えた場合には、甲は、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(返却)

第11条 甲は、貸与電気自動車等を現状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙又は丁に返却するものとする。

(最適配置と効率的運用)

第12条 丁は、甲丁間における「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（令和2年9月9日締結）に基づいて、停電発生状況や復旧見込み等、停電に関連する情報を適宜提供し、電気自動車の最適配置と効率的運用を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定による丁からの情報を総合的に判断し、電気自動車の配置計画を策定し、効率的に運用を図るものとする。

(公表)

第13条 甲、乙、丙及び丁が、この協定に係るプレスリリース等外部への公表等を行うとする場合は、事前に他の当事者と公表内容について協議の上、実施するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第14条 乙は、災害・停電時等においては、乙が所有する電力供給の遂行が可能な電気自動車の情報を甲に提供するものとする。また、乙及び丙は、平時に電気自動車の普及促進に資する情報を甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙及び丁があらかじめ別紙(様式第3号)「連絡調整者名簿」(以下、「名簿」という。)により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙及び丁は名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(暴力団排除)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の締結時において、自己(役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めるときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

(秘密保持)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に関連して他の当事者が秘密と指定した上で開示した情報(以下、「秘密情報」という。)を、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩し又は開示してはならず、この協定の遂行以外の目的に使用しないものとする。ただし、以下に該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に適法に所有していたもの
- (2) 開示を受けた時点で既に公知のもの
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず取得したもの
- (5) 秘密情報によらず、独自に開発したもの

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者全員の事前の書面による承諾なく、この協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(協定の効力及び更新)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれからも期間満了の3ヶ月前までに、協定者に対し別段の意思表示がない場合、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月20日

- 甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
町長 林 伊佐雄
- 乙 埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目24番15号
日産プリンス埼玉販売株式会社
代表取締役社長 高田 泰伸
- 丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
首都圏リージョナルセールスオフィス 部長
星野 敦彦
- 丁 埼玉県志木市幸町一丁目8番50号
東京電力パワーグリッド株式会社
志木支社長 福元 直行

御中

三芳町長

協力要請書

電気自動車の活用等によるSDGs連携協定第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日

年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考（店舗名・期間等）
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用希望

希望有無	備考（期間等）

4 その他の要請及び連絡事項等

--

【問合せ先】

〇〇市〇〇区〇〇部〇〇課

電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第2号様式

令和 年 月 日

連絡調整者名簿

企業・団体名	三芳町
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	

企業・団体名	日産プリンス埼玉販売株式会社 三芳店
所 属：—	
役 職：店長	
氏 名：	
勤務先電話：049-259-5523	
携 帯 電 話：—	

企業・団体名	東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	

企業・団体名	日産自動車株式会社
所 属：首都圏リージョナルセールスオフィス	
役 職：エリアパフォーマンスマネージャー	
氏 名：押野 翔	
勤務先電話：—	
携 帯 電 話：080-9161-9513	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

地域課題解決に向けた包括連携に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）、株式会社ＪＶＣケンウッド（以下「乙」という。）、三和富士交通株式会社（以下「丙」という。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「丁」という。）は、相互の包括的な連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が包括的な連携のもと、それぞれの分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、三芳町内の住民生活における課題を解決し、利便性向上や地域活性化に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 地域交通の促進に関すること。
- (2) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (3) 高齢社会に対応したまちづくりに関すること。

(4) その他四者が協議して必要と認める事項。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる事項に即した取組を行うにあたって、次の各号の役割を担うものとする。ただし、より具体的な内容や詳細な実施条件については四者間にて協議の上、別途定めるものとする。

(1) 甲の役割

(課題解決に向けた場の提供、必要な許可取得及び費用負担に関すること。)

(2) 乙の役割

(事業モデル・タクシー配車システムの提供及び費用負担に関すること。)

(3) 丙の役割

(タクシー事業の提供及び費用負担に関すること。)

(4) 丁の役割

(事業モデル・保険事業の提供及び費用負担に関すること。)

(知的財産権)

第3条 甲、乙、丙及び丁がこの協定の締結以前から有する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ、その他の知的財産権及び当該知的財産権を取得す

る権利は、別途四者間で書面合意する場合を除き、相手方に対して何ら譲渡又は許諾されないものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、第1条に定める目的に基づき、又は関連して、発明、考案、意匠、ノウハウ等の技術的成果が得られた場合には、速やかに相手方に書面により通知するものとする。

3 前項の技術的成果が、知的財産権として出願等が可能な場合には、その取扱いについて甲、乙、丙及び丁の間で協議するものとする。ただし、甲、乙、丙及び丁は、当該協議が整うまでは、相手方の事前の書面承諾を得ることなく、当該知的財産権の出願等を行ってはならないものとする。

(目的外利用の禁止及び秘密保持)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づき相手方から提供を受けた情報(文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。)をこの協定の履行目的(第1条の目的を含む。)のもとで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用すること及び第三者に開示することについては、これを禁ずる。

(1) 国等の公共機関の情報で、関係者外秘とされているもの

- (2) 次条に定める個人情報等
- (3) 相手方に開示する際に秘密である旨が表示若しくは宣言された映像又は口頭等の無形の形式により開示された情報であって、かつ、当該情報が開示後30日以内に文書化され、秘密である旨が明記された上で受領者に通知された情報
- (4) その他、甲、乙、丙及び丁のいずれかが秘密である旨を明示的に付した情報であって、次に掲げる情報のいずれにも該当しないもの
- ア 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- イ 相手方から提供を受けた後、提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
- ウ 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
- エ この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
- オ 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
- カ 三芳町情報公開条例（平成17年三芳町条例第26号）その他の法令等の規定又は行政機関若しくは裁判所等の公的機関により開示を義務付けられた情報

2 前項の定めに関わらず、甲、乙、丙及び丁並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、この協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負ったものは、必要最小限度の範囲で前項の情報の開示を受けることができるものとする。

(個人情報保護)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、別記「個人情報取扱特記事項」及び「個人情報の保護に関する法律」その他関連する法令等に基づき、個人情報の保護及び適切な取扱いに努めることとする。

2 別記内における「受注者」及び「発注者」は甲、乙、丙及び丁のいずれかを当てはめて読み替えることとする。

(第三者との類似の検討等)

第6条 この協定の定めを遵守する限りにおいて、甲、乙、丙及び丁が第三者との間で第1条に定める内容と同様又は類似の目的に基づく検討、事業、開発、サービス提供等を行うことを妨げるものではないものとする。

(協議事項)

第7条 甲、乙、丙及び丁の相互協力・連携による事業を円滑に推進するため、
四者いずれかの求めに応じ協議の場を設けるものとし、その運営は甲当該事
業担当部署及び乙DXビジネス事業部において実施する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。但し、この協
定が満了する1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも書面により特段の
申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は
自動的に更新され、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が
生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁署名
の上、各々1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

(署名)

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

乙 株式会社JVCケンウッド

DXビジネス事業部長

(署名)

埼玉県入間郡三芳町大字上富1077番地1

丙 三和富士交通株式会社

取締役部長

(署名)

東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

丁 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

常務執行役員

(署名)

資料 1-26

三芳町と埼玉縣信用金庫との地方創生に係る包括連携・協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉縣信用金庫（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力するものとする。

- (1) 産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること
- (2) 人口増加・定住促進に関すること
- (3) シティ・プロモーション・観光振興に関すること
- (4) 結婚・出産・子育て支援、教育に関すること
- (5) 安全・安心なまちづくりに関すること
- (6) 人材育成に関すること
- (7) スポーツ・文化・芸術の振興に関すること
- (8) 健康づくりの推進に関すること
- (9) 環境保全に関すること
- (10) その他両者が協議して必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。ただし、本協定が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を

得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第6条 この本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年6月18日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

(署名)

埼玉県熊谷市本町一丁目130番地1

乙 埼玉縣信用金庫

理事長

(署名)

三芳町と東京海上日動火災保険株式会社との
地方創生に係る包括連携協定書

三芳町（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する知的・人的資源を有効に活用し、相互の連携及び協力を強化することにより地方創生の推進及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) ホストタウン事業に関する事
- (2) 活力ある産業の振興に関する事
- (3) 地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関する事
- (4) 健康増進に関する事
- (5) その他両者が協議し合意した事項

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「個別企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、事前に個別企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条の目的のために限り使用するものとし、その他の目的に使用しないこと及び第三者に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同条の目的以外の目的に使用する、又は第三者に開示する場合については、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の承諾を得て第三者に開示する情報

- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けたものの故意又は過失によることなく公知となった情報
 - (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報
 - (5) 本協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - (6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
 - (7) 情報公開条例その他の法令等の規定により開示しなければならない情報
- 2 甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家であって、本協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負った上で前項の情報の開示を受けたものは、同項の第三者には含まれないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、平成30年10月31日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(取扱い及び交渉窓口)

第6条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲は政策推進室、乙は所沢支社に設置する。

(その他)

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月31日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

三芳町長

乙 埼玉県川越市脇田本町15-10

東京海上日動火災保険株式会社

埼玉支店長

三芳町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合
- (4) 災害時における協力に関すること
- (5) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (6) 地域経済活性化に関すること
- (7) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (8) 女性の活躍推進に関すること
- (9) その他、地域の活性化・市民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第4号については、別添のとおり実施することとする。

（協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、次のとおり。

三芳郵便局、富士見南畑郵便局、富士見鶴瀬東郵便局、富士見鶴瀬西郵便局、富士見東台郵便局、富士見勝瀬郵便局、三芳北永井郵便局、富士見水谷東郵便局、富士見みずほ台郵便局、富士見羽沢郵便局、三芳みよし台郵便局の11局とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(免責)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から2021年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙いずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(附則)

本協定の締結をもって、平成25年9月2日に締結した「災害時における三芳町内郵便局三芳町間の協力に関する覚書」と、平成29年3月30日に締結した「地域における協力に関する協定」は廃止とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2020年 7月 31日

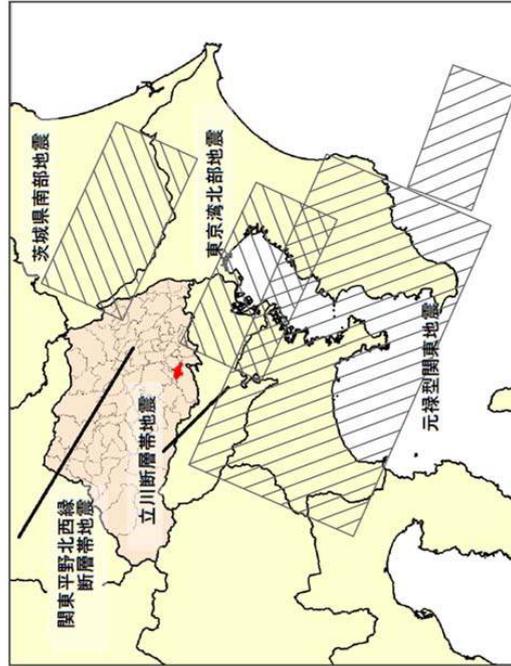
甲 埼玉県三芳町藤久保 1100-1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 日本郵便株式会社
埼玉県入間郡三芳町藤久保 320
日本郵便株式会社
三芳郵便局長 大野 義則

資料2-1

想定地震別主観被命想定結果一覧(平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より)

地震名称	想定マグニチュード	今後30年以内地震発生確率	三芳町内震度	全壊数(棟)	半壊数(棟)	焼失数(棟)	死者数(人)			負傷者数(人)			断水人口(人)			1週間後避難者数(人)		帰宅困難者数(人)
							夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	冬18時	8m/s	
東京湾北部地震	M7.3	70%	6弱	1	101	30	0	0	0	18	16	17	2,324	279	4,246			
茨城県南部地震	M7.3	70%	5強	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	36	3,307			
元禄型関東地震	M8.2	ほぼ0%	5強	0	2	16	0	0	0	1	0	1	4	45	4,185			
関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	0.008%以下	6弱	0	74	40	0	0	0	13	12	14	34	144	4,059			
			6弱	6	191	63	0	0	25	30	28	113	272	4,052				
			6弱	10	242	72	1	1	29	37	33	92	327	4,049				
立川断層帯地震	M7.4	2%以下	6弱	0	34	28	0	0	0	9	6	8	68	92	4,096			
			6弱	0	14	27	0	0	5	2	5	14	83	3,834				



首都直下地震想定震源域

資料2-2 東京湾北部地震による被害想定結果(平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査より)

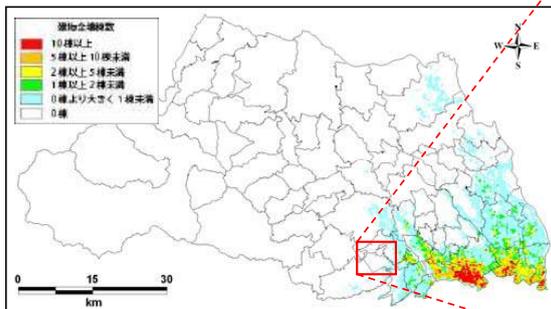
【震度・建物被害】

最大震度	震度階	6 弱
木造 建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	90
	半壊率(%)	0.66
非木造 建物被害	全壊数(棟)	0
	全壊率(%)	0
	半壊数(棟)	11
全建物被害	全壊数(棟)	1
	全壊率(%)	0.01
	半壊数(棟)	101
	半壊率(%)	0.74
火災 【冬 18 時】	出火数(件)	0.2
	焼失数(棟)	30
中高層住宅被災世帯数		34
建物・家財被害額(億円) 【冬 18 時・ 風速 8m/s】		33.8

【ライフライン被害】

電力 【冬 18 時・ 風速 8m/s】	停電 (直後)	停電世帯数	28
		停電人口(人)	76
		停電率(%)	0.2
	停電 (1 日後)	停電世帯数	35
		停電人口(人)	98
		停電率(%)	0.25
電力電 柱被害	被害数	5	
	被害率(%)	0.1	
通信回線 【冬 18 時・ 風速 8m/s】	電話 不通	不通回線数	17
		不通率(%)	0.1
	電話電 柱被害	被害数	1
		被害率(%)	0.1
都市ガス	供給停止件数		7005
	供給停止率(%)		99.6
水道	配水管 被害	被害箇所数	2
		被害率(箇所/km)	0.03
	断水 (1 日後)	断水率(%)	6
		断水世帯数	837
下水道	断水人口(人)		2324
	被害延長(km)		17
	被害率(%)		19.7
復旧日数(日) [埼玉県全体]	機能支障人口(人)		7110
	電力電柱		6
	電話電柱		14
	都市ガス		55
上水道		30	
下水道		30	

東京湾北部地震による埼玉県の建物被害分布



東京湾北部地震による三芳町の建物被害分布



埼玉県下消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
 - (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合
- 2 前条に規定する件に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第6条 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(実施細部)

第14条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。）が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書（昭和60年4月1日締結）は廃止する。

資料2-4 入間東部地区消防組合・川越地区消防組合相互応援協定

川越地区消防組合
消防相互応援協定
入間東部地区消防組合

(趣旨)

第1条 火災その他の災害（以下「火災等」という。）及び救急業務を処理するため、川越地区消防組合及び入間東部地区消防組合（以下「協定団体」という。）相互間において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき実施する消防の相互応援に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援の種別及び区域)

第2条 消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

2 普通応援は、地区普通応援及び関越自動車道普通応援（以下「関越道普通応援」という。）とし、次の区分による。

(1) 地区普通応援

ア 火災出場

別表第1に定める応援区域において発生した火災を受報又は覚知した場合に、被応援団体の要請を待たずに応援団体から消防署1隊及び消防団1隊が出場するものとする。

イ 救急出場

協定団体に発生した特殊の救急業務で被応援団体の長から要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

(2) 関越道普通応援

別表第2に定める応援区域において発生した火災等又は救急業務を受報又は覚知した場合は、応援側から出場することとする。

3 特別応援は、前項に定める普通応援を超える大規模な火災等又は救急業務が発生し応援を必要とする場合において、被応援団体の要請又は応援団体の状況判断により応援出場することとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を別表第3に定める通報指定場所に電話等により連絡するものとする。

(1) 火災等及び救急業務の種別

(2) 発生場所及び被害の状況

(3) 出場要請部隊

(4) その他必要な事項

(特別応援出場)

第4条 特別応援出場部隊の編成は、応援団体において決定するものとする。

(指揮)

第5条 応援部隊の指揮は、被応援部隊の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行うものとする。ただし、現場活動が応援部隊の単独活動のみの場合は、この限りでない。

(通報等)

第6条 応援団体が第2条第2項中の火災及び同条第3項の大規模な火災等又は救急業務を受報又は覚知したときは、直ちに被応援団体に通報するものとする。2 応援部隊の長は、消防活動について、速やかに最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援のために要した経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とするものとする。

(資料の交換)

第8条 協定団体は、必要に応じ消防力の状況等の資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、協定団体いずれの側からもこの協定改正の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。

3 協定団体は、この協定の期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方誠意をもって協議し決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成14年4月1日から施行する。

2 昭和56年6月18日締結した消防相互応援協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定団体記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年4月1日

改正 平成17年10月1日

川 越 地 区 消 防 組 合 管 理 者 船 橋 功 一

入間東部地区消防組合管理者職務代理者 副管理者 浦 野 清

別表第1（第2条第2項関係）

地 区 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側
応 援 区 域	応 援 区 域
富士見市のうち 大字東大久保 ふじみ野市のうち 清見1. 2. 3. 4丁目 元福岡1. 2. 3丁目 福岡2. 3丁目 川崎1. 2丁目 霞ヶ丘1. 2. 3丁目 西1. 2丁目 北野1. 2丁目 大原1. 2丁目 川崎、福岡 鶴ヶ岡3. 4. 5丁目 鶴ヶ舞3丁目、西鶴ヶ岡 亀久保の一部、武蔵野 三芳町のうち 大字上富の一部（砂川掘境）	川越市のうち 熊野町 稲荷町 清水町 諏訪町 藤原町 大字下赤坂 大字上松原 大字藤間 大字寺尾 大字牛子 大字木野目 大字古市場 大字渋井 大字下久下戸 大字菅沼

別表第2（第2条第2項関係）

関 越 道 普 通 応 援 区 域

川 越 地 区 消 防 組 合 側	入 間 東 部 地 区 消 防 組 合 側
応 援 区 域	応 援 区 域
関越自動車道のうち上り川越 IC から所沢 IC 間のふじみ野市内部及び三芳町内部 （三芳パーキングエリア内を除く。）	

別表第3（第3条第1項関係）

通 報 指 定 場 所 一 覧 表

指 定 団 体 名	所 在 地	電 話 番 号	通 報 先
川越地区消防組合	川越市神明町48番地4	049(222)0700	消防局指揮統制課
入間東部地区消防組合	ふじみ野市苗間1丁目13番28号	049(261)6000	消防本部警防課 消防指令センター

入間東部地区消防組合

消防相互応援協定

朝霞地区一部事務組合

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく、入間東部地区消防組合と朝霞地区一部事務組合との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

1 普通火災

(1) 火災出場

別表1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、1隊が応援するものとする。

(2) 救急出場

ア 別表2に定める区域内に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

イ 関越自動車道の入間東部地区消防組合及び朝霞地区一部事務組合の管轄区域に発生した特殊な救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において、救急隊が出場するものとする。

2 特別応援

入間東部地区消防組合、朝霞地区一部事務組合の管轄区域内に、大火災又は地震その他の大規模災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場部隊はすべて現場の被応援側最高責任者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について速やかに現場最高責任者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した費用並びに事故により生じた経費は応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議のうえ決定して相互に円滑な運営を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し各1通を保管するものとする。

平成10年10月 1日

改正 平成18年 8月25日

入間東部地区消防組合管理者

島田行雄

朝霞地区一部事務組合管理者

細田喜八郎

別表 1

入間東部地区消防組合側の 応援区	朝霞地区一部事務組合側の 応援区
朝霞地区一部事務組合のうち 志木市 大字宗岡の一部 上宗岡一丁目、上宗岡二丁目 上宗岡三丁目、上宗岡四丁目 上宗岡五丁目 中宗岡一丁目、中宗岡二丁目 柏町一丁目、柏町二丁目 柏町三丁目、柏町六丁目 館二丁目 新座市 中野一丁目、中野二丁目 大和田一丁目、大和田二丁目 大和田三丁目、大和田四丁目 大和田五丁目 新座一丁目、新座二丁目 新座三丁目	入間東部地区消防組合のうち 三芳町 みよし台 大字竹間沢 竹間沢東 大字藤久保の一部（別図の区域） 富士見市 水谷東一丁目、水谷東二丁目 水谷東三丁目 針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目 榎町 大字針ヶ谷の一部（別図の区域） 大字水子の一部（別図の区域） 大字下南畑の一部（別図の区域） 大字南畑新田の一部（別図の区域）

別表 2

入間東部地区消防組合側の 応援区	朝霞地区一部事務組合側の 応援区
朝霞地区一部事務組合一円	入間東部地区消防組合一円

資料2-6 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定

入間東部地区消防組合（以下「甲」という。）とさいたま市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災等（大規模災害、特殊災害を含む）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救急事故及び水難事故を含む）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

(1) 普通火災

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の市長の要請を待たずに派遣するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の市長の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表に定める。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 必要とする資器材等の種別並びに数量

(3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において職員等を派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、応援を行った市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第8条 第3条の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月20日から施行する。
- 2 入間東部地区消防組合・さいたま市消防相互応援協定書(平成13年12月1日締結)は廃止する。

平成18年 9月20日

甲 入間東部地区消防組合
管 理 者 島田 行雄

乙 さいたま市長 相川 宗一

別表

入間東部地区消防組合側の応援地域	さいたま市側の応援地域
入間東部地区消防組合管内のうち 東大久保 上南畑	さいたま市のうち 飯田新田 塚本町1～3丁目 塚本の一部 植田谷本村新田の一部

入間東部地区消防組合

消防の相互の応援協定

埼玉西部消防組合

協定締結日 平成25年5月17日

第1条 消防組織法第39条の規定に基づく入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急事故の災害発生の際、入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 消防の相互の応援の方法は、次のとおりとする。

1. 普通応援

(1) 火災出動

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から消防署1隊が出場するものとする。

(2) 救急出場

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合に発生した特殊の救急事故で被応援側の長の要請があった場合は、応援側の業務に支障がないと認める範囲内において救急隊が出場するものとする。

2. 特別応援

入間東部地区消防組合・埼玉西部消防組合の管轄区域内に大火災又は地震その他の広域災害が発生し、応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側の状況によりその都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防（救急）行動について、すみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のため要した経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

第7条 この協定に規定した事項以外のもので必要があるときはその都度協議の上決定して、相互円滑なる運用を図るものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

平成25年4月1日

埼玉県ふじみ野市苗間一丁目13番28号
入間東部地区消防組合
管理者 星野信吾

埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11
埼玉西部消防組合
管理者 藤本正人

別 表

入間東部地区消防組合より		埼玉西部消防組合より	
応援区域	出 場 部 隊	応援区域	出 場 部 隊
所沢市のうち	消防署 1 隊	三芳町のうち	消防署 1 隊
中富		上富	
南永井		北永井	
下富			
中富南			

入間東部地区事務組合 震災消防活動指針

平成30年4月

入間東部地区事務組合震災消防活動指針

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 震災消防活動対策の推進（第3条—第7条）
 - 第3章 組織、編成及び任務（第8条）
 - 第4章 震災警戒態勢
 - 第1節 震災警戒態勢の組織（第9条—第12条）
 - 第2節 非常招集及び参集（第13条・第14条）
 - 第3節 震災警戒体制時の措置（第15条—第17条）
 - 第5章 震災配備態勢
 - 第1節 震災配備態勢の組織（第18条—第21条）
 - 第2節 非常招集及び参集（第22条・第23条）
 - 第6章 震災発生時の措置
 - 第1節 初動処置（第24条）
 - 第2節 震災消防活動（第25条—第27条）
 - 第3節 情報の収集及び報告（第28条・第29条）
 - 第4節 通信運用（第30条・第31条）
 - 第5節 部隊運用及び現場指揮（第32条—第35条）
 - 第6節 出場及び現場指揮（第36条—第41条）
 - 第7節 現場活動（第42条—第50条）
 - 第8節 他の消防機関への応援要請及び受援（第51条・第52条）
 - 第9節 広報（第53条）
 - 第10節 避難情報の通報等（第54条—第56条）
 - 第11節 震災消防活動の支援等（第57条—第61条）
 - 第7章 活動報告（第62条）
 - 第8章 補則（第63条）
 - 第9章 委任（第64条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この計画は、入間東部地区事務組合警防規程（平成30年訓令第62号。以下「警防規程」という。）第17条の規定に定めるもののほか、入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）管内における地震による被害を軽減するため、震災警戒及び震災消防活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震の発生危険に関する情報 地震発生につながると推定される関係防災機関等からの情報
- (2) 地震予知情報 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第1項第3号に基づく情報
- (3) 震災警戒態勢 地震の発生危険に関する情報等の内容に応じ、震災を警戒する態勢
- (4) 震災配備態勢 震災に関する情報収集、震災消防活動の準備及び実施にあたる当日の勤務員及び所要の人員又は全消防力を挙げて対処する態勢
- (5) 震災消防活動 震災による被害を軽減するため、震災配備態勢時に消防機関が行う諸活動
- (6) 重要対象物 学校、公会堂、神社仏閣、大規模病院、食料品備蓄場所等

第2章 震災消防活動対策の推進

(活動対策の推進)

第3条 消防長は、震災に対処するため、平素から震災に関する計画を整備し、消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の活動能力の向上を図るとともに、震災時には速やかに、組管内における消防の全組織と機能を動員し、総力を挙げて震災消防活動に万全を期するものとする。

(次長及び消防本部各課長)

第4条 次長及び消防本部各課長は、所掌事務に従い、関係防災機関と平素から密接に連絡し、協調して、組合の方針を積極的に推進し、震災消防活動に万全を期するものとする。

(消防署長の責務)

第5条 消防署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の関係防災機関と平素から密接に連絡し、協調して、震災消防活動に万全を期するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、平素から地震に関する知識を高めるとともに、気力、体力及び技能を錬成し、震災消防活動に万全を期するものとする。

(資機材の調達計画)

第7条 署長及び消防本部各課長は、震災時に使用し、又は収用できる消防用資機材及び車両等について調査し、関係事業所等の権限を有する者と協議して迅速かつ円滑に調達できるように計画しておくものとする。

第3章 組織、編成及び任務

(震災態勢における組織・編成及び任務)

第8条 震災警戒態勢及び震災配備態勢発令時には、警防対策本部の強化を図るものとする。

2 警防対策本部の組織及び任務は、入間東部地区事務組合警防対策本部設置要綱（平成30年訓令第63号。以下「警防対策本部設置要綱」という。）第8条に定めるところによる。

第4章 震災警戒態勢

第1節 震災警戒態勢の組織

(震災警戒態勢の発令)

第9条 震災警戒態勢は、地震の発生危険に関する情報及び地震予知情報により地震発生の可能性が強まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認められたとき、消防長が発令する。

(震災警戒態勢の人員)

第10条 震災警戒態勢時の配備人員は、警防対策本部設置要綱第5条第2号に定める警戒体制によるものとする。

(震災警戒態勢の解除)

第11条 警防対策本部長（以下「本部長」という。）は、地震予知情報又は地震の発生危険に関する情報に基づき、警戒の必要がないと認めたときは、震災警戒態勢を解除する。

(体制の確保)

第12条 本部長は、震災警戒態勢が長期にわたると予想されるときは、部隊編成及び勤務区分等について配慮し、効率的な活動が維持できる体制を確保するものとする。

第2節 非常招集及び参集

(非常招集命令の発令)

第13条 本部長は、震災警戒態勢発令時、第10条に定める配備人員を確保するため勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

2 前項の非常招集命令は、震災警戒態勢の発令をもって非常招集命令を発令したものとする。

(参集)

第14条 前条の非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属に参集しなければならない。

2 職員は、前条の命令に即応するために、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段及び携行品を整えておくものとする。

3 職員は、地震予知情報及び地震情報等の把握に努め、招集に備えるものとする。

第3節 震災警戒態勢時の措置

(震災警戒態勢発令時の措置)

第15条 警防対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）及び署隊本部の長（以下「署隊長」という。）は、震災警戒態勢が発令されたときは、その態勢を速やかに確立して震災に対処するものとする。

(震災警戒態勢時の出場)

第16条 震災警戒態勢時の災害出場は、原則として、警防規程第47条に定める出場区分(以下「出場区分」という。)による。

(情報収集)

第17条 副本部長及び署隊長は、震災警戒態勢が発令されたときは、広範囲にわたる情報の収集を迅速、的確に行い、次の態勢に備えるとともに震災消防活動に活用するものとする。

第5章 震災配備態勢

第1節 震災配備態勢の組織

(震災配備態勢の区分)

第18条 震災配備態勢の区分は、震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢とする。

(震災配備態勢の発令)

第18条の2 震災配備態勢は、次の基準により消防長が発令する。

配備態勢	配 備 基 準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

(震災配備態勢時の人員)

第19条 震災配備態勢時の配備人員は、次の各号による。

- (1) 震災非常配備態勢時
全職員
- (2) 震災緊急配備態勢時
全職員及び全団員

(震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢の解除)

第20条 本部長は、震災の状況により震災配備態勢を縮小するものとし、それぞれの態勢の必要がないと判断した場合は、速やかに解除するものとする。

(体制の確保)

第21条 本部長は、震災配備態勢が長期にわたると予測されるときは、部隊編成、勤務区分等について配意し、効率的な活動が維持できる体制を確保するものとする。

第2節 非常招集及び参集

(非常招集命令の発令)

第22条 本部長は、震災態勢を発令した時に第19条に定める人員を確保するため、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

2 前項の非常招集命令は、震災配備態勢の発令をもって非常招集命令を発令したものである。

(参集)

第23条 前条の非常招集命令が発令されたときは、職員は速やかに自己の所属へ参集しなければならない。ただし、第13条第1項に定める命令が発令され、職員が参集途中にある場合は、第14条に定める参集を優先するものとする。

2 職員は、前条の命令に即応するために、平素から連絡方法を確保し、参集に必要な手段及び携行品等を整えておくものとする。

3 職員は、地震情報の積極的な把握に努め、参集に備えるものとする。

第6章 震災発生時の措置

第1節 初動処置

(初動処置)

第24条 副本部長及び署隊長は、震災非常配備態勢及び震災緊急配備態勢が発令されたときは、直ちに次に掲げる初動体制を実施するとともに、速やかに活動を開始しなければならない。

- (1) 無線の開局及び試験
- (2) 有線電話の試験
- (3) 庁舎、施設の被害発生状況及び署、分署周辺の被害状況の把握
- (4) 活動態勢の確保
- (5) 活動資機材の点検

第2節 震災消防活動

(活動の基本)

第25条 指揮者及び隊員は、同時に多数の火災、救助及び救急事象が発生していることを認識し、出場した火災等には自己隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動及び救助・救急活動に努めなければならない。

(活動の主眼)

第26条 震災消防活動は、災害の件数、規模及び態様に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

(活動方針の決定)

第27条 本部長及び署隊長は、次の各号により災害対応方針を決定し、震災消防活動に万全を期するものとする。

- (1) 延焼火災が多発した時は、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動態勢が確立したときは、消火活動と並行して救助及び救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助及び救急活動を主力に活動を行う。

第3節 情報の収集及び報告

(情報の収集及び活用)

第28条 本部長及び署隊長は、震災が発生した場合、高所見張り員、施設、通信機能及び連絡網等あらゆる手段により迅速、的確に情報を収集し、震災消防活動に活用するものとする。

(報告)

第29条 署隊長は、収集した情報を整理分析し、本部長に報告するものとする。

2 報告は、ファクシミリを活用する。ただし、これにより難しい場合は、有線又は無線電話等で報告するものとする。

第4節 通信運用

(通信運用)

第30条 震災配備態勢時の通信運用は、次の各号による。

(1) 震災非常配備態勢時

原則として、入間東部地区事務組合消防通信管理規程（平成30年訓令第69号）に基づく運用によるものとする。

(2) 震災緊急配備態勢時

ア 警防対策本部及び署隊本部間、署隊本部及び分署間の通信は、有線通信を原則とする。

イ 有線通信が途絶したとき、及び出場隊との通信は、無線通信によるものとする。

ウ 基地局に障害が発生したときは、直ちに必要な措置を講じ、無線通信の確保に努めるものとする。

（無線統制）

第31条 震災非常配備態勢時における通信の効率性を確保するため、無線統制を行う。

2 無線統制の種別は、無線第1統制及び無線第2統制とし、発令者は次のとおりとする。

ただし、震災非常配備態勢が発令されたときは自動的に無線第1統制が発令されたものとする。

無線統制	種 別		
	消防波	救急波	署活波
第1統制	本部長	本部長	署隊長
第2統制	本部長	本部長	署隊長

3 無線統制の内容等は次のとおりとする。

統制種別	発令条件	統 制 内 容
第1統制	震災が発生したとき	A波及びB波については、指揮統制課が指定する無線局以外は、原則として通信を行ってはならない。ただし、次に掲げる通信（以下「例外通信」という。）は、この限りではない。 1 要救助者情報、危険情報及び事故報告等に関する通信 2 災害通報に係る通信 3 消防隊の増強要請に係る通信 4 その他、緊急を要する通信
第2統制	通信量が多く、第1統制では円滑な通信が処理できない場合	A波及びB波については、指揮統制課からの呼出しに応じて送信する。ただし、例外通信は、第1統制に同じ。

第5節 部隊運用及び現場指揮

（部隊運用の種別及び区分）

第32条 震災配備態勢時の部隊運用の種別及び区分は、次のとおりとする。

(1) 震災非常配備態勢時

原則として、出場区分による。

(2) 震災緊急配備態勢時

ア 種別

(ア) 署隊運用

(イ) 警防対策本部運用

イ 区分

警防対策本部運用は、本部長が署隊間で部隊を調整する運用（以下「署隊間調整運用」という。）と本部長が指揮を行う運用（以下「警防対策本部指揮運用」という。）に区分する。

（署隊運用）

第33条 署隊長は、震災非常配備態勢が発令されたときは、署隊運用を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が対応可能であると判断し、命令したときは、出場区分に基づく運用によるものとする。

3 署隊長は、管轄区域内の火災発生状況及び延焼拡大状況を把握し、人命の安全、重要対象物に与える影響、地域の重要性等を考慮し、必要な地域に消防部隊の転戦を下命する。

（警防対策本部運用）

第34条 本部長は、署隊長から応援要請があった場合、又は必要と認めた場合は、署隊間調整運用を行う。

2 本部長は、火災等の状況から署隊運用では対処し難いと判断した場合は、警防対策本部指揮運用を行い、総合的見地から統括して部隊の運用を行う。

（運用の指令）

第35条 前2条の出場は、本部長又は署隊長の命令によって出場するものとする。ただし、通信輻輳等により命令を受けることが出来ない場合は、上位の指揮者の判断により出場し、警防対策本部を経由する等して本部長及び署隊長に報告するものとする。

2 本部長及び署隊長は、前項の報告を受け、出場先の変更を必要とする場合は出場先を変更して命令する。

第6節 出場及び現場指揮

（火災出場の原則）

第36条 震災消防活動の効率性を確保するため、震災時の火災出場は、原則として署隊2隊及び消防団1隊又は2隊を1組とし、次の各号により出場する。

(1) 管轄区域内で消火可能区域と消火活動困難区域に同時に火災が発生した場合は、消火可能区域を優先する。

(2) 管轄区域内で重要対象物とそれ以外の区域に同時に火災が発生した場合は、重要対象物周辺を優先する。

(3) 前2号にかかわらず署、分署直近に火災が発生したときは、署隊長の判断による。

（救助及び救急出場）

第37条 救助及び救急事象の伴う現場への上場は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出場する。

2 救助事象の伴わない場合の出場は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出場する。

(現場指揮者)

第38条 震災緊急配備態勢時の震災消防活動現場における指揮者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 署隊運用時の指揮者
原則として中隊長とする。
- (2) 警防対策本部運用時の指揮者
 - ア 署隊間調整運用時
応援要請を行った署隊長とする。
 - イ 警防本部指揮運用時
本部長又は副本部長とする。

(指揮隊の出場)

第39条 震災配備態勢時における指揮隊の出場は、次の各号による。

- (1) 震災非常配備態勢時
原則として出場区分に基づく運用によるものとする。
- (2) 震災緊急配備態勢時
原則として指揮隊は出場しないものとする。ただし、署隊本部に余力が生じ、署隊長が現場指揮活動をさせる必要があると認めたときは、この限りではない。

(震災緊急配備態勢時の署隊長等の出場)

第40条 署隊長は、災害状況により自ら指揮の必要があるとき又は本部長の命令があったとき出場するものとする。

- 2 署隊長は、災害状況から判断し必要があるときは、消防課長又は大隊長（以下「副署隊長」という。）に出場を命じ災害現場の指揮に当たらせる。
- 3 署隊長は、本部長から副署隊長等の出場を命令された場合は、速やかに出場させるものとする。

(震災緊急配備態勢時の本部長の措置)

第41条 本部長は、震災の状況から副本部長に指揮をさせる必要があると判断したときは、出場を命令するものとする。

- 2 本部長は、震災の状況から署隊長に指揮をさせる必要があると判断したときは、出場を命令するものとする。
- 3 本部長は、震災の状況から署隊長又は副署隊長に指揮をさせる必要があると判断したときは、署の管轄区域外に出場を命令するものとする。

第7節 現場活動

(震災配備態勢時の活動)

第42条 本部長及び署隊長は、早期に情報収集態勢を強化し、災害対応の迅速化に努めるものとする。

- 2 災害現場における活動は、警防規程第7章によるものとする。

(指揮者の判断)

第43条 震災緊急配備態勢時の出場隊の指揮者は、震災の態様を的確に把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定するものとする。

(震災緊急配備態勢時の火災現場活動)

第44条 震災緊急配備態勢時の火災現場活動の原則は、次の各号による。

- (1) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- (2) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物及び空地等を活用して守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(震災緊急配備態勢時の救助活動)

第45条 震災緊急配備態勢時の救助活動の原則は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、その順位は次の各号による。

- (1) 延焼火災が多発し、同時に救助事象が多発発生している場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行うものとする。
- (2) 延焼火災が少なく、同時に救助事象が多発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に効率的な救助活動を行うものとする。
- (3) 同時に小規模救助事象が多発した場合は、重傷者を優先に救助活動を行うものとする。

(震災緊急配備態勢時の救急活動)

第46条 震災緊急配備態勢時の救急活動の原則は、次の各号による。

- (1) 救急事象が伴わない火災現場への出動は、一時留保し、消防署、分署又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行うものとする。
- (2) 傷病者の救急搬送は、救命処置を必要とするものを優先し、医療機関等に搬送するものとする。
- (3) 傷病者に対する救命処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者は団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせるものとする。
- (4) 傷病者が多数発生している場合は、応急救護所を設置し救護活動を行うものとする。

(火災現場要務)

第47条 火災現場要務の原則は、次の各号による。

- (1) 水利の選定は、消火栓以外の水利を原則とし、防火水そう等の有限水利に部署したときは、部署部隊数及び貯水容量から使用可能時間を判断し、次に必要な水利を考慮する。
- (2) 注水部署は、十分な余裕ホースを取り死角のない広範な注水が可能な位置とする。
- (3) 放水は、努めて大口径ノズルを使用して多口放水を行うものとする。
- (4) 攻勢的現場活動のときは、延焼危険大なる方面から順次包囲体勢をとり延焼防止するものとし、守勢的現場活動のときは、延焼火力を弱めるため、未燃建物に対する予備注水を行い延焼の阻止を図る。
- (5) 火災態様、風向及び風速等に留意し、常に転戦路を確保する。

- (6) 自主防災組織等に積極的な協力を求め、震災消防活動の支援、飛び火の警戒及び消火に当たらせるものとする。
- (6) 火災現場活動は、延焼危険がなくなった鎮圧の時機までとし、残火処理については、消防団及び自主防災組織等に行わせるものとする。
- (救助及び救急現場要務)

第48条 救助及び救急現場要務の原則は、次の各号による。

- (1) 傷病者が多発し、医療機関等への搬送に急を要する場合であっても、傷病者の搬送は救急車によることとし、やむを得ない場合に限り消防車両等を転用して傷病者を搬送する。ただし、救急車以外の車両で搬送する場合は、努めて傷病者の管理ができる者を乗車させる。
- (2) 傷病者が多数発生して団員、自主防災組織等に協力を求める場合は、できる限り救急資機材を支給するとともに、収容可能な医療機関等を指示し、自主的な搬送を依頼する。
- (3) 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、組合構成市町の地域防災計画に基づき編成する医療機関と連絡を密にして、効率的な救護活動を行うものとする。
- (4) 応急救護所を設置する場合は、災害の状況等を判断して安全かつ活動容易な場所を選定し、救助の任に当たる出場隊等と連携を密にして救護活動に当たる。
- (5) 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、き然たる態度で活動するものとする。

(転戦)

第49条 転戦の原則は、次の各号による。

- (1) 出場隊の指揮者は、転戦を命令された場合、延焼阻止前であっても所要の処置をした後、転戦するものとする。
- (2) 出場隊の指揮者は、重要対象物周辺又は署、分署直近に延焼火災を認知し、自己隊が転戦をする必要があると判断したときは、所要の報告を行い、延焼阻止前であっても転戦することができる。
- (3) 延焼阻止前に転戦するときは、団員及び住民等に事後の処置を指示するものとする。
- (出場隊からの応援要請)

第50条 震災緊急配備態勢時の出場隊の指揮者は、震災の態様から応援部隊を必要とする判断した場合には、所要部隊に集結場所、所要資機材、担当面等を付加して署隊長に要請するものとする。

第8節 他の消防機関への応援要請及び受援

(応援要請)

第51条 本部長は、震災が発生し、当消防本部の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律186号）第39条及び第44条の規定に基づき応援要請を行うものとする。

2 応援要請の方法等は、入間東部地区事務組合受援計画（以下「受援計画」という。）に定めるところによる。

(受援対応)

第52条 他の消防機関からの応援を受けた場合の対応は、受援計画に定めるところによる。

第9節 広報

(広報)

第53条 副本部長及び署隊長は、震災警戒態勢時又は震災時には関係防災機関と密接な連携を図るとともに、特に震災配備態勢時には、震災の発生状況の調査と併せ、出火防止等の広報を行うなど効率的な広報活動を推進するものとする。

第10節 避難情報の通報等

(避難情報の通報)

第54条 本部長及び署隊長は、火災等の進展予測により、住民に避難させる必要があると判断したときは、本部長は構成市町の災害対策本部長に対し、火災等の進展予測、避難を必要とする地域、避難の安全方向等の必要な情報を通報するものとする。

(避難の勧告)

第55条 署隊長は、火災等の進展が急激で人命危険が著しく切迫していると認められ、前条の措置をとるとまがない場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、住民に避難の勧告を行い、人命の安全確保を図るものとする。

2 署隊長は、前項の勧告を行った場合は、直ちに本部長に報告するものとする。

(避難の指示等の伝達)

第56条 副本部長及び署隊長は、構成市町の災害対策本部長等から地域住民に対し、避難のための指示又は勧告が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係防災機関と連携し、当該避難の指示又は勧告の伝達を行うものとする。

第11節 震災消防活動の支援等

(震災消防活動の支援)

第57条 副本部長及び署隊長は、震災態勢に応じた体制を確立して震災消防活動の支援を行うものとする。

(調達)

第58条 副本部長及び署隊長は、災害の状況から現有資機材に不足が生じ、災害現場からの要請があったとき又は要請が予測されるときは、資機材、車両等の調達を行うものとする。

(職員等に対する措置)

第59条 副本部長及び署隊長は、震災消防活動中に職員等が受傷した場合、速やかにその状況を調査し、必要な救援措置を講じるものとする。

2 副本部長及び署隊長は、職員が震災消防活動に専念できるよう適切な措置を講じるものとする。

(庁舎等の応急措置)

第60条 副本部長及び署隊長は、地震により消防の庁舎、車両及び通信施設等に被害が生じた場合は、その状況を速やかに調査し、震災消防活動に支障とならないよう緊急に必要な応急措置を講じるものとする。

(震災状況等の調査及び記録)

第61条 副本部長及び署隊長は、次の各号の事項を詳細に調査し、記録しておくものとする。

- (1) 震災の被害状況
- (2) 震災消防活動状況
- (3) 応援隊の震災消防活動及び救援活動の状況
- (4) 消防の庁舎、車両及び通信施設等の被害状況
- (5) 消防団、自衛消防隊及び自主防災組織の活動状況
- (6) その他必要と認める事項

2 職員は、参集途上においても前項の各号について可能な範囲で調査し、記録に努めるものとする。

第7章 活動報告

(震災消防活動の報告)

第62条 署隊長は、震災消防活動等を実施したときは本部長に対し、本部長は、構成市町の災害対策本部長及び関係防災機関に報告するものとする。

第8章 補則

(消防団への準用)

第63条 消防長は、消防団が行う震災消防活動について、別に示す指針により消防団長を通じて団員に徹底させるものとする。

第9章 委任

(委任)

第64条 この計画の運用に関し必要な事項は、警防課長が別に定める。

附 則

この計画は、公布の日から施行する。

消防団震災消防活動指針

《平成30年4月》

入間東部地区事務組合

目 次

第1章	震災活動要領	1
	1 消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢	1
	2 消防団員の動員の発令及び参集	1
	3 活動隊の編成等	1
	4 災害活動の基本事項	2
	5 消防団本部等の設置	2
	6 団本部等の組織と事務分掌	2
	7 管轄消防署又は分署への車両等の配備	3
	8 団本部等の廃止	3
☆	応急活動細部要領	
	共通活動要領	
	1 発災直後	4
	2 参集途上	4
	任務別・隊別応急活動要領	
	1 団本部	6
	2 車両隊の活動要領	6
	3 徒歩隊の活動要領	9
第2章	地震警戒宣言等対応活動要領	1 1
	1 消防本部の震災警戒態勢	1 1
	2 消防団員の動員の発令及び参集	1 1
	3 車両隊の編成	1 1
	4 警戒活動の基本事項	1 2
	5 災害応急活動	1 2
	6 団本部等の組織と事務分掌	1 2
	7 団本部等の廃止	1 2
☆	地震警戒活動細部要領	
	共通活動要領	
	1 警戒宣言等が発令された時	1 3
	任務別・隊別警戒活動要領	
	1 団本部	1 4
	2 車両隊	1 4

第1章 震災活動要領

地震発生に伴う消防団災害活動の万全を期すため、消防団は消防署隊と密接な連携を保持し、次により災害防止活動を実施するものとする。

1 消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢

消防本部及び消防署、分署においては、震災が発生した場合又は発生する恐れがあるとき、「入間東部地区事務組合震災消防活動指針」等に基づき、次の区分により震災配備態勢を発令する。

震災配備態勢の発令基準【消防本部・消防署、分署】

配備態勢	配備基準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

2 消防団員の動員の発令及び参集

消防団長は、消防本部及び消防署、分署に震災非常配備態勢以上が発令された場合、次の区分により消防団員の動員を発令する。

また、動員命令を覚知した消防団員は、それぞれの分団車庫に参集するものとする。なお、参集途中に必要と認める場合は、応急活動を実施する。

配備態勢	参集者	参集場所
震災非常配備態勢	団長・副団長 分団長以下5人	団本部 分団車庫
震災緊急配備態勢	全団員	分団車庫

3 活動隊の編成等

(1) 車両隊の編成

消防ポンプ自動車（ホースについては、通常体制よりも増強して積載）をもって、1隊5人により編成する。

(2) 徒歩隊の編成

バール、スコップ等の救助資機材等を確保し、1隊2人～5人をもって編成する。

4 災害活動の基本事項

- (1) 災害発生時には、速やかに出動し、人命の安全確保を基本とし、消防機関からの災害情報通知システム、車載無線機等を活用して、警防対策本部からの情報を収集する他、必要に応じて管轄消防署、分署と連絡調整し、積極的に災害状況等を把握するとともに、消防署隊との連携のもと、ポンプ車及び資機材等を活用して活動を実施する。
- (2) 消防団の活動範囲は、与えられた任務を有効に果たすため、その受持区域を原則とする。ただし、警防対策本部長又は署隊長から要請のあるときは、受持区域外においても活動するものとする。

5 消防団本部等の設置

(1) 設置者、設置場所及び設置本部名称

消防団長…構成市町に震災対策消防団本部（以下「団本部」という。）を設置するものとする。

(2) 設置の基準

消防本部及び消防署、分署に震災非常配備態勢以上が発令されたとき。

(3) 団本部長等の設置と任務

ア 団本部長…消防団長とし、警防対策本部長（消防長）と密接な連携を保ち、消防団警戒活動及び応急活動を指揮統括する。

イ 団副本部長…副団長とし、団本部長の指揮を受け、消防団活動方針及び重要事項を決定するとともに、団本部長不在時は、予め指名されている副団長が任務を代行する。

6 団本部等の組織と事務分掌

(1) 団本部の組織

団本部【団長・副団長・本部員・女性団員】・・・分団車庫 車両隊・徒歩隊

(2) 団本部の事務分掌

団本部	団長 副団長 本部員 女性団員	1 本部の設置に関する事。
		2 団員の動員に関する事。
		3 本部の庶務に関する事。
		4 情報収集に関する事。
		5 警防対策本部及び署隊本部との連携に関する事。
		6 消火活動に関する事。
		7 救助、救急活動に関する事。
		8 消防団の部隊編成に関する事。
		9 関係機関との連絡に関する事。

※ 警防対策本部長は、構成市町の災害対策本部に派遣している職員に団本部との連携を指示するものとする。

7 管轄消防署又は分署への車両隊の配備

各分団員は、「震災緊急配備態勢」時において分団車庫に参集後、車両隊の編成人員及び装備・資機材が整ったならば、各分団の管轄消防署又は分署に配備し、消防署隊と連携して活動するものとする。ただし、署、分署配備以前に自己覚知等で災害対応した場合や、参集人員の不足などにより、車両隊の署、分署配備に相当の時間を要する場合は、連絡体制確保のため、伝令員を派遣するものとする。

配備態勢による消防団の活動体制

配備態勢	参集者	参集場所	編成	部隊配備
震災非常配備態勢	団長・副団長 本部員・女性団員	団本部	消防団本部	
	分団長以下5名	分団車庫	車両隊	
震災緊急配備態勢	全団員	分団車庫	車両隊	原則として署、分署に配備
			徒歩隊	

8 団本部等の廃止

団本部長は、消防本部及び消防署、分署の震災配備態勢が解除されたときは、団本部等を廃止する。

応急活動細部要領

《共通活動要領》

1 発災直後

(1) 自宅在宅中

ア その場において、家族を含む身の安全を図った後、出火防止措置、必要に応じて初期消火を実施する。

イ 家族にガス、電気の遮断、家具等の落下、転倒防止等、余震を考慮した安全措置等を指示した後、参集を開始する。

ウ 自宅周辺及び参集経路付近の出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

(2) 外出中

ア その場において、状況の把握に努め、自らの身の安全を図るとともに、消防団員として付近住民に身の安全の確保、出火防止、初期消火の実施等の呼びかけを行う。

イ 管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合又は「震災緊急配備態勢」の発令を知ったときは、参集を開始する。

(3) 勤務先で勤務中

勤務先の安全及び家族の身の安全を確認後、事業者の許可を得て参集を開始する。

- ※ **参集時の服装…原則として作業服（防火衣等の防火装備は車庫に保管）**
参集手段…自転車、バイク又は徒歩による。（自家用車による参集は避ける。）

2 参集途上等

(1) 参集途上の対応

ア 出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

イ 参集経路付近の情報を収集する。

- ・ 火災、救助事象の発生状況
- ・ 道路、橋等の状況（交通障害箇所等）
- ・ 重要防火対象物等の火災発生状況

ウ 必要な場合は、消火・救助・救急等の応急活動の指示をし、必要に応じて直接実施する。

- ※ **重要対象物…学校、公会堂、神社仏閣、大規模病院、食料品備蓄場所等（重要対象物は日頃から把握しておく。）**

(2) 参集場所到着時の対応

- ア 参集者は、参集途上等に収集した情報を分団長に報告するものとする。
- イ 参集途上等に消火・救助・救急等の応急活動を実施した場合は、その状況等を分団長に報告するものとする。

《任務別・隊別応急活動要領》

1 団本部

(1) 団本部の設置

構成市役所、町役場に「震災対策消防団本部」を設置するものとする。

(2) 連携体制の確保

警防対策本部との連絡体制を無線、電話及び伝令により確保する。

(3) 情報の収集と報告

次の各状況、情報等を各分団からの報告に基づき、把握・整理・記録するとともに、警防対策本部長に報告するものとする。

- ・ 災害の発生状況等（火災等の発生状況・拡大状況・交通障害状況等・災害終息後の被害の程度等）
- ・ 団員の参集状況
- ・ 消防団部隊の編成、活動状況
- ・ 分団車庫の被害状況

(4) 活動指示の伝達

警防対策本部長の活動指示事項を分団長に伝達する。

(5) 団本部運営要員

団本部の運営要員は、本部員及び女性団員とする。

なお、警防対策本部長は、構成市町の災害対策本部に派遣している職員に団本部との連携を指示するものとする。

2 車両隊の活動要領

(1) 消火活動の原則

消火活動は、消防署隊との連携により実施する。

ア 各指揮者は火災状況を把握し、人命の安全確保を最優先し、延焼阻止及び救助活動の効果を判断して行動を決定する。

イ 火災状況が消防力を上回る場合は、次の原則に基づき消火活動を実施する。

- ・ 消火有効地域優先の原則
同時に複数の火災を覚知した場合は、道路の通行可否、有効水利の状況から判断して、消火有効地域の消火活動を優先する。
- ・ 市街地火災優先の原則
大量危険物貯蔵施設等の多数消防隊等を必要とする火災の場合、市街地に面する部分及び市街地延焼火災の消火活動を優先する。

- ・ 重要対象物優先の原則
重要対象物と他の市街地から同時に火災が発生した場合、重要対象物の消火活動を優先する。
- ・ 住民の安全確保優先の原則
住民の安全を確保するため、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した消火活動を優先する。

ウ 火災の状況から消防力が優勢と判断した場合は、積極的な消火活動により鎮圧する。

(2) 到着報告、出場体制の確立

- ア 分団車庫に到着した消防団員は、到着報告を分団長に行い、分団長は団員に任務を指示する。
- イ 消防団員は協力して、分団車庫の被害状況を確認するとともに、車両・消火資機材等の点検・増強を行い、出場体制を整え、団本部との連絡体制を確立するため、管轄の消防署又は分署に向け配備を開始する。
また、分団車庫の被害状況等については、配備後速やかに団本部に報告する。

(3) 出場場所の決定

- ア 団本部長の指示に基づき、災害現場に出場することを原則とする。
- イ 受持区域内の火災を自己覚知した場合は、分団長に報告し、指示を受けて出場する。

(4) 出場途上

- ア 走行中の交通事故防止に努めるとともに、拡声器等により出火防止、初期消火の励行を広報する。
- イ 出場途上は他の火災の発見に努め、発見した時は消火活動の原則に基づき、優先する場所の火災に出場先を変更する。
- ウ 道路、橋梁、歩道橋等の被害により通行不能の場合、迂回路選択、又は道路啓開を行い現場に向かうものとする。

※ 道路啓開…通行障害を他機関等と協力、排除し、通行可能な状況を確保すること。

(5) 水利部署

- ア 使用する水利は、消火栓以外の水利を原則とする。
- ※ 消火栓以外の水利…防火水そう、プール、貯水池、河川、下水等
- イ 現場直近部署隊への中継送水、水利の補水は、現場後方の無定量水利(河川等)を選択する。
- ※ 無定量水利…消火栓以外の水利のうち、河川、下水等をいう。

ウ ポンプ隊の指揮者は延焼状況、活動部隊から、部署した水利の水量が不足すると判断した場合は、部署水利の変更を考慮する。

(6) 送水、ホース延長

ア 震災時には65mmホースの使用による高圧大量送水を原則とし、ポンプ車にあつては2線以上のホース延長を考慮する。

イ 筒先の転戦を考慮し、余裕ホースを多めにとるものとする。

(7) 筒先部署

ア 震災初期における延焼危険の少ない場合を除き、原則として屋内進入を避け、隣接棟への延焼防止を図る。

イ 避難路選択の場合は、両側の火流から避難者を保護するため、避難路に面する部分に限定して部署する。

(8) 注水

移動注水を行い、努めて担当火面長を15m以上とるものとする。

(9) 延焼阻止線の消火

ア 警防対策本部長の指示、又は消防署隊指揮者の指示により延焼阻止線を設定し延焼を阻止する。

イ 消防署隊と協力、分担して延焼阻止線の手前風下に筒先部署し、予備注水しながら延焼火勢を弱め、最終的には延焼阻止線を設定し延焼を阻止する。

ウ 火勢が熾烈な場合は、風下両側面に筒先部署し、挟撃により火流の幅を決め、最終的に延焼阻止線で延焼を阻止する。

※ 延焼阻止線…幅員のある道路、河川、広場、耐火建物等を活用し、消火筒先を集中して延焼を防止するために現場最高指揮者が設定する。

(10) 飛火警戒

ア 飛火警戒は、警防対策本部長又は消防署隊指揮者の指示により実施する。

イ 風下側に位置している自主防災組織及び住民に警戒と消火等呼びかけるとともに、必要により自ら消火するものとする。

(11) 転戦

ア 転戦は担当火災が鎮火状態となり、他の火災を覚知又は出場指示を受けた時とし、部分的消火、残火処理は自主防災組織に依頼するものとする。

イ 転戦火災の消火活動に必要なホース等を撤収するほか、転戦予定経路に消防署、分署車庫がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充するものとする。

(12) 消防署隊の筒先担当

消防署隊が1隊2～4名で活動している場合は、消防署隊指揮者の指示により、消防署、分署車両からホースを延長し、筒先を担当して消火活動を実施する。

(13) 救助・救急活動

- ア 担当火災現場において、救助・救急事象が発生している場合、救助・救急活動を並行して実施する。この場合は、筒先は援護筒先として活用する。
- イ 受持区域内に火災が発生していない場合は、消防署隊と連携して救助・救急活動を実施する。

3 徒歩隊の活動要領

(1) 救助・救急活動の原則

- ア 救命活動の優先
人命の救出及び応急救護活動を優先する。
- イ 重傷者優先の原則
救出活動及び応急処置は救命を必要とする傷病者を優先とし、他の傷病者ではできるだけ自主的な処置を指示する。
- ウ 幼児、高齢者優先の原則
傷病者多数の場合は、幼児、高齢者等を優先する。
- エ 火災現場付近優先の原則
多数の延焼火災、救助、救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
- オ 救助・救急の効率重視の原則
同時に救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い現場を優先する。
- カ 大量人命危険対象物優先の原則
火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる現場を優先する。

(2) 到着報告、出場体制の確立

- ア 分団車庫に到着した消防団員は、到着報告を分団長に行い、分団長は団員に任務を指示する。
- イ 消防団員は協力して、分団車庫の被害状況を確認するとともに、バール、スコップ等の資機材の点検を行い、出場体制を整える。

(3) 出場場所の決定

- ア 団本部長の指示に基づき、災害現場に出場することを原則とする。
- イ 受持区域内の災害を自己覚知した場合は、分団長に報告し、指示を受けて出場する。

(4) 出場途上等

- ア 救助・救急事象現場に向かう途中、地域住民に次の指導、広報を実施する。
- ・ 出火防止の呼びかけ
 - ・ 住民による救出、救護活動の実施
 - ・ その他必要な事項
- イ 出場途上に他の救助・救急事象を発見した場合は、救助・救急活動の原則に基づき、優先順位の高い救助・救急現場に出場先を変更する。

(5) 救助活動

- ア 救助事象現場においては、救助・救急活動の原則に基づき、救助する必要がある要救助者を優先し、携行救助資機材を活用して救助活動を実施する。
- イ 救助事象現場に消防署隊が到着している場合は、消防署隊指揮者に担当範囲、救助要領等の指示を受けて、活動するものとし、重傷者、救助、救急処置が困難な場合は、消防署隊にその業務を要請する。
- ウ 消防署隊、自主防災組織、付近住民と協力し、短時間に一人でも多く救助する。

(6) 救急活動

- ア 救急事象現場においては、救助・救急活動の原則に基づき、応急処置、搬送する必要がある傷病者を優先して救急活動を実施する。
- イ 救急事象現場に消防署隊（救急隊等）が到着している場合は、消防署隊指揮者から担当範囲等の指示を受けて、活動するものとし、担架搬送を主に担当する。
この場合、搬送資機材は救急隊から借用するものとする。
- ウ 消防署隊、自主防災組織、付近住民等と協力し、短時間に一人でも多くの応急処置、搬送を実施する。

(7) 避難誘導活動

- ア 災害対策本部長等による避難の勧告、指示があった場合、消防署隊と協力して避難対象地域住民の避難経路における安全方向の指示等を実施する。
- イ 歩行不能避難者及び避難対象地域内の病院、救護所等の患者の搬送先は、災害対策本部長が指定する避難場所等とする。

第2章 地震警戒宣言等対応活動要領

地震予知等による消防団警戒活動の推進と発災後の応急活動の万全を期するため、消防団は消防署と密接な連携を保持し、次により災害警戒活動を実施する。

1 消防本部の震災警戒体制

消防本部においては、震災を警戒するため、「入間東部地区事務組合震災消防活動指針」等に基づき、次の区分により震災警戒体制を発令する。

震災警戒態勢の発令基準【消防本部】

警戒態勢	発令基準
入間東部地区事務組合警防対策本部設置要綱（平成30年訓令第63号）に定める警戒体制	地震の発生危険に関する情報及び地震予知情報により地震発生の可能性が強まり、震災消防活動の準備、警戒の必要があると認められたとき。

2 消防団員の動員の発令及び参集

消防団長は、消防本部に震災警戒態勢が発令された場合、次の区分により消防団員の動員を発令する。

また、動員命令を覚知した消防団員は、あらかじめ定められた参集場所に参集するものとする。

配備態勢	参集者	参集場所
震災警戒態勢	団長・副団長	団本部
	分団長以下5人	分団車庫

3 車両隊の編成

(1) 車両隊の編成

消防ポンプ自動車により警戒活動を実施する。

(2) 応急活動時の編成

消防ポンプ自動車(ホースについては、通常体制よりも増強して積載)をもって、1隊5人により編成する。

4 警戒活動の基本事項

他の分団と連絡・連携をとりながら、それぞれの地域の実情に応じて次の警戒活動を実施する。

- (1) 分団車庫への警戒配備
- (2) 受持区域内の巡回警戒広報、地理水利の確認及び情報収集
- (3) 消防署、分署との連携による警戒活動

5 災害応急活動

警戒活動実施中に地震が発生した場合は、「震災活動要領」に示す要領に基づき活動するものとする。

6 団本部等の組織と事務分掌

「震災活動要領」に準じる。

7 団本部等の廃止

「震災活動要領」に準じる。

地震警戒活動細部要領

《共通活動要領》

1 警戒宣言等が発令された時

(1) 自宅在宅中

ア 家族に地震が発生した場合の安全措置等を指示した後、参集を開始する。

イ 所定の参集場所に到着し、事前計画・任務分担に基づく警戒活動を開始する。

※ 参集時の服装及び手段は、「震災活動要領」に準じる。

(2) 勤務先で勤務中

消防団活動がある旨を職場に話し、速やかに帰宅後、「自宅在宅中」の行動をとる。

※ 職場への協力要請…事前に消防団員であることを事業者の説明しておき、警戒宣言発令の場合の協力を要請しておく。

(3) 外出中

速やかに帰宅後、「自宅在宅中」の行動をとる。

(4) 参集途上の対応

地震が発生した場合の出火防止、初期消火の実施の呼びかけを行う。

(5) 参集場所到着時の対応

ア 参集者は、参集途上等に収集した情報を分団長に報告するものとする。

イ 参集者は、自己の任務内容を確認する。

ウ ホース、震災対策用資機材等の点検を実施する。

《任務別・隊別警戒活動要領》

1 団本部

「震災活動要領」に準じる。

2 車両隊

(1) 任務と活動内容

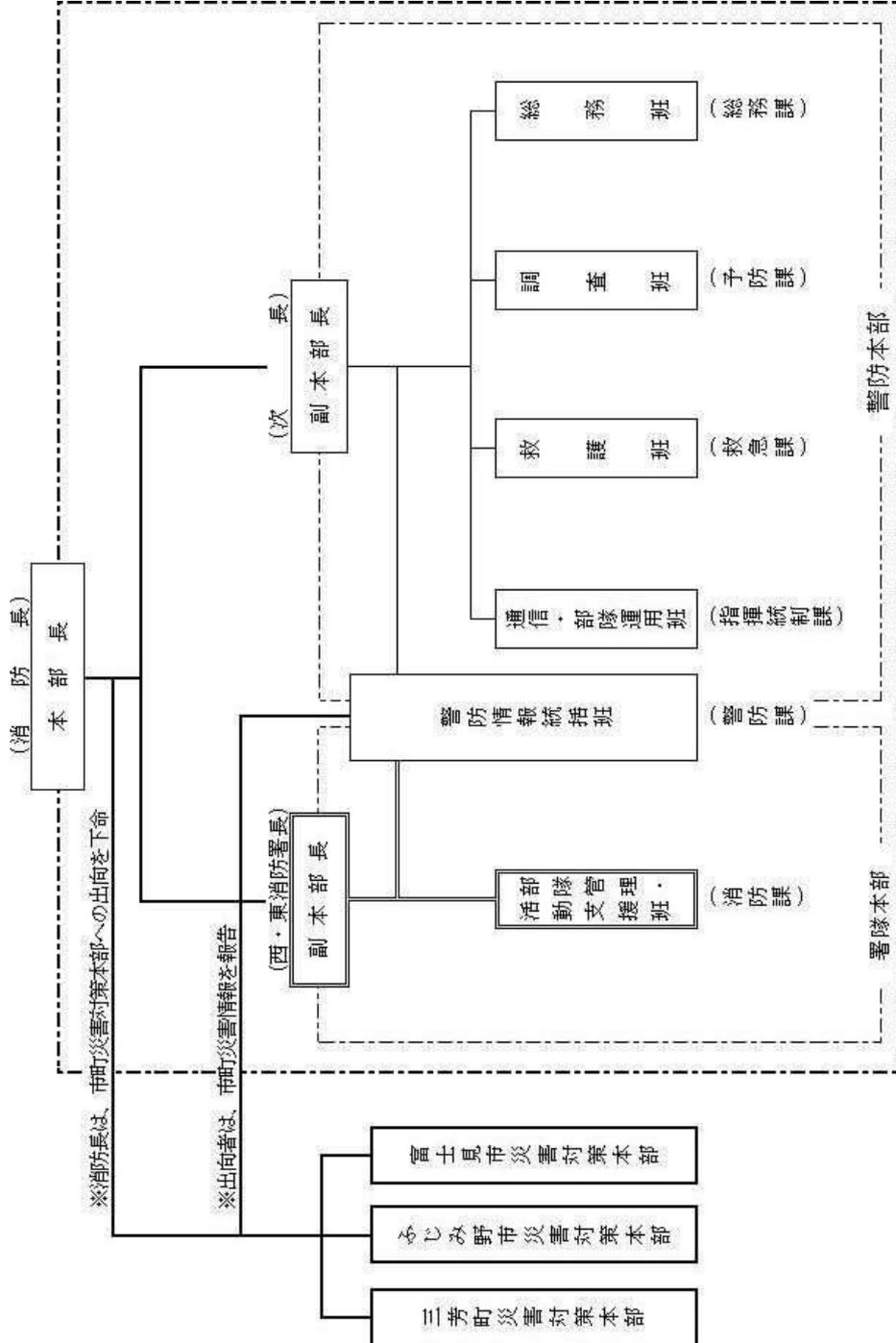
- ア 分団車庫において警戒活動に当たる。
- イ 団本部との連絡体制を整える。
- ウ ホースの増強、震災対策用資機材の点検を実施する。
- エ 団本部長の指示により、消防ポンプ自動車を活用して次の内容を行う。
 - ・ 受持区域内の巡回広報活動
 - ・ 地理水利の確認
 - ・ 情報収集
 - ・ 消防署、分署との連携による警戒活動

(2) 地震発生後の措置

- ア 活動中は、付近の状況把握、初期消火等を実施後、一旦分団車庫に引き上げる。
- イ 地震発生時は、安全な場所で自隊の安全を確保する。

別図第1(第2条関係)

警防対策本部組織図



団名	分 団 名	区 域
三 芳 町 消 防 団	団本部	三芳町全域
	第1分団	上富1区の区域
	第2分団	上富2区、上富3区の区域
	第3分団	北永井地区の区域
	第4分団	藤久保地区の区域
	第5分団	竹間沢地区、みよし台地区の区域

資料2-12

公共施設一覧

区分	施設名称	所在地	電話番号	構造	建築年
庁舎・出張所	三芳町役場	藤久保1100-1	049-258-0019	SRC	1994
	藤久保出張所	藤久保7232-1	049-258-0626	RC	1979
	竹間沢出張所	竹間沢555-1	049-259-8313	RC	1992
上下水道	浄水場	藤久保1047-1	049-274-1014	RC	1970
	下水道第一中継ポンプ場	藤久保361-2	-	RC	1982
教育・文化	中央公民館	北永井348-2	049-258-0050	RC	2015
	藤久保公民館	藤久保7232-1	049-258-0690	S（軽量鉄骨）	1983
	竹間沢公民館	竹間沢555-1	049-259-8311		1992
	中央図書館	藤久保7232-1	049-258-6464	RC	1990
	図書館 竹間沢分館	竹間沢555-1	049-274-1722	不明	1992
	歴史民俗資料館	竹間沢877	049-258-6655	SRC一部W	1986
	農業センター	上富1279-3	-	W	1981
	文化会館「コスミよし」	藤久保1100-1	049-259-3211	RC一部S	2001
保健・福祉	第三保育所	竹間沢566-1	049-258-9961	S（軽量鉄骨）	2015
	みどり学園	竹間沢566-1	049-258-9963	W	1990
	子育て支援センター	藤久保7238	049-258-5106	W	2001
	北永井児童館	北永井803-4	049-258-9962	RC	1985
	藤久保児童館	藤久保7239	049-258-9965	RC	1981
	竹間沢児童館	竹間沢555-1	049-259-8315	RC	1992
	北永井学童保育室	北永井343	049-258-3824	※三芳小学校に併設	
	藤久保第1学童保育室	藤久保7237	049-258-4853	S（軽量鉄骨）	1998
	藤久保第2学童保育室	藤久保7233	049-258-1263	※藤久保小学校に併設	
	唐沢学童保育室	藤久保410-2	049-258-0521	※唐沢小学校に併設	
	竹間沢第1学童保育室	竹間沢550-1	049-258-3779	S（軽量鉄骨）	1987
	竹間沢第2学童保育室	竹間沢550-1	049-258-3779	S（軽量鉄骨）	2010
	上富学童保育室	上富1267-4	049-257-1152	※上富小学校に併設	
	保健センター	藤久保7232-1	049-258-0019	RC	1979
学校	三芳小学校	北永井343	049-258-0674	RC/S	1969
	上富小学校	上富1267-4	049-258-6808	RC/S	1972
	唐沢小学校	藤久保410-2	049-258-8900	RC/S	1975
	藤久保小学校	藤久保7233	049-258-0555	RC/S	1971
	竹間沢小学校	竹間沢550-1	049-258-3235	RC/S	1981
	三芳中学校	北永井350	049-258-0675	RC/S	1973
	三芳東中学校	藤久保610-1	049-258-5188	RC/S	1977
	藤久保中学校	藤久保420-2	049-258-3232	RC/S	1984
	学校給食センター	北永井348-2	049-258-3550	S（重量鉄骨）	2015
体育	総合体育館	藤久保1100-1	049-258-0311	SRC	2006
環境	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林1117	049-257-5374	S一部RC/SRC	2016
	上富第1区集会所	上富1909番地1	-	S（軽量鉄骨）	1999
	上富第1区第2集会所	上富1552番地134	-	S（軽量鉄骨）	1985

集会所	上富第3区集会所	上富402番地6	-	S (軽量鉄骨)	1990
	上富第3区第2集会所	上富414番地5	-	W	2007
	北永井第1区集会所	北永井285番地1	-	W	1985
	北永井第2区集会所	北永井761番地1	-	S (軽量鉄骨)	1984
	北永井第3区集会所	北永井892番地11	-	S (軽量鉄骨)	2001
	北永井第3区第2集会所	北永井994番地1	-	W	1992
	藤久保第1区集会所	藤久保378番地6	-	S (軽量鉄骨)	1982
	藤久保第1区第2集会所	藤久保378番地7	-	W	2012
	藤久保第2区集会所	藤久保5245番地	-	S (軽量鉄骨)	2008
	藤久保第3区集会所	藤久保3929番地3	-	S (軽量鉄骨)	2020
	藤久保第3区第2集会所	藤久保6540番地	-	W	2004
	藤久保第4区集会所	藤久保1054番地5	-	S (軽量鉄骨)	1985
	藤久保第4区第2集会所	藤久保595番地11	-	W	1987
	藤久保第4区第3集会所	藤久保1107番地43	-	W	1989
	藤久保第4区第4集会所	藤久保541番地12	-	W	1992
	藤久保第5区集会所	藤久保7102番地	-	W	1981
	藤久保第5区第2集会所	藤久保913番地1	-	S (軽量鉄骨)	1995
	藤久保第5区第3集会所	藤久保855番地102	-	W	2007
	藤久保第6区集会所	藤久保8番地3	-	S (軽量鉄骨)	1986
	竹間沢第1区集会所	竹間沢877番地	-	S (軽量鉄骨)	1987
	竹間沢第1区第2集会所	竹間沢566番地2	-	W	2006
	竹間沢第1区第3集会所	藤久保1150番地7	-	W	1990
	みよし台第1区集会所	藤久保449番地6	-	S (軽量鉄骨)	1989

SRC・・・鉄骨鉄筋コンクリート造

RC・・・鉄筋コンクリート造

S・・・鉄骨造

W・・・木造

資料2-13 消防法施行令 別表第1

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者更生援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに現するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16 の 2)	地下街
(16 の 3)	建築物の地階((16 の 2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

備考

1. 2以上の用途に供される防火対象物で第1条の2第2項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
2. (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物が、同項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、(16の2)項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
3. (1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1)項から(16)項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
4. (一)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

資料2-14 危険物政令別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム50
		第二種酸化性固体	300
		第三種酸化性固体	1,000
第二類	硫化りん		キログラム100
	赤りん		100
	硫黄		100
		第一種可燃性固体	100
	鉄粉		500
		第二種可燃性固体	500
	引火性固体		1,000
第三類	カリウム		キログラム10
	ナトリウム		10
	アルキルアルミニウム		10
	アルキルリチウム		10
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10
	黄りん		20
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300
第四類	特殊引火物		リットル50
	第一石油類	非水溶性液体	200
		水溶性液体	400
	アルコール類		400
	第二石油類	非水溶性液体	1,000
		水溶性液体	2,000
	第三石油類	非水溶性液体	2,000
		水溶性液体	4,000
	第四石油類		6,000
動植物油類		10,000	
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム10
		第二種自己反応性物質	100
第六類			キログラム300

備考

- 一 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
 - イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第一条の三第二項の燃焼試験において同項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第六項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 第一条の三第一項に規定する大量燃焼試験において同条第三項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第七項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 二 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。
 - イ 第一条の三第一項に規定する燃焼試験において同条第二項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第五項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
- 三 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
- 五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 八 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 十 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 十一 第一種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 十二 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

三芳町庁舎避難誘導マニュアル（地震対応：震度6弱）

三 芳 町 財 務 課
平 成 2 6 年 6 月

1 全職員

(1) 役割

来庁者に地震発生を知らせ、安全・迅速に避難誘導し、来庁者と自分自身の命を守る。

また、本マニュアルによる避難誘導完了後、速やかに地域防災の初動が円滑に行われるよう、地域防災初期行動マニュアルに基づき迅速な対応を行う。

(2) 誘導方法

誘導する際は、大地震発生時に予想されるカウンター及びキャビネットの転倒等の状況を想定しながら行動する。来庁者を落ち着かせ、頭を上着等で保護し、大きな声で「地震です。避難してください。」と呼びかけ、一番近い出口を指し示しながら来庁者とともに速やかに一時避難場所（運動公園グラウンド）へ避難する。その際、避難路の確保（自動ドアの停止及び開放、扉の開放等）を行う。

(3) 一時避難場所（運動公園グラウンド）

ア 来庁者を一グループにまとめ、整列、待機させる。

イ 職員は、課毎に整列、待機する。

ウ 負傷者がいる場合は、救護所において応急処置を受けさせる。

2 課長等

(1) 共通

避難誘導の列の最後尾に位置し、逃げ遅れた者がいないか確認しながら、一時避難場所（運動公園グラウンド）へ、来庁者及び職員を誘導する。

(2) 避難路の確保

下記の職員は、自動ドアが停止され、開放されているか確認する。

1 階北（車寄せ）側	会計課会計担当主幹
1 階北（健康増進課）側	会計課会計担当主幹
1 階北（会計課）側	会計課会計担当主幹
1 階中央	健康増進課介護保険担当主幹
1 階南（福祉課）側	福祉課障がい者庶務担当主幹
1 階南（住民課）側	住民課保険年金担当主幹

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災

害復旧業務完了報告書報告」(別紙様式第2)を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年10月 8日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年10月 8日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 鈴木 英美

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩 二

様式第1（第3条関係）

平成 年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

三芳町長

支 援 要 請 書

平成20年8月 日付で締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名： _____
- ・場所（住所）： _____
- ・責任者名：職名 _____ 氏名 _____
- ・電話番号： _____
- ・携帯番号： _____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

三芳町長

殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災

害復旧業務完了報告書報告」(別紙様式第2)を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成20年10月8日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年10月8日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 鈴木 英美

乙 埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤 浩二

様式第1（第3条関係）

平成 年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

三芳町長

支 援 要 請 書

平成20年8月 日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関する事。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名：_____
- ・場所（住所）：_____
- ・責任者名：職名 _____ 氏名 _____
- ・電話番号：_____
- ・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

三芳町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

資料 2-17

災害時における一時避難所及び電源供給に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社倉業サービス（以下「乙」という。）とは、三芳町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、町民等に対して行う、一時避難所及び電源供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の協力を得て、被災した町民等に対し、乙の施設の一部を一時避難所として提供するとともに、所有する非常用ガス発電機を非常用電源として活用できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難所）

第2条 この協定に係る一時避難所は、埼玉県入間郡三芳町藤久保 932 番地 1 の株式会社倉業サービスとする。

(電源供給に関する協力要請)

第3条 災害時において、甲が電源供給を必要とするときは、乙に対し町民等への電源供給をするための協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

(1) 協力要請の内容

(2) 協力を希望する期間

(3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(電源供給に関する協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、第2条の一時避難所において、町民等への電源供給に協力するものとする。

(費用)

第5条 乙が供給した電源の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては代表者とする。

(要請窓口)

第8条 甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合、その要請先は乙の代表者とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。ただし、協定機関の満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の履行に疑義が生じた場

合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月3日

甲 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1

三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県入間郡三芳町藤久保 932 番地 1

株式会社倉業サービス

代表取締役 川 井 俊 之

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

三芳町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社（以下「乙」という。）は、三芳町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(旧協定の失効)

第9条 甲乙間で締結した平成21年8月17日付け大規模災害時等における電力復旧等に関する協定は、本協定の締結日からその効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月9日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
甲 三芳町
三芳町長 林 伊 佐 輝 

埼玉県志木市幸町1丁目8番50号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
志木支社
支社長 津 川 透 子 

災害時における物資の輸送に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会所沢支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

- ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料
- イ 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

る。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。
(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年10月 4日

入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

所沢市大字南永井619番地16

乙 社団法人埼玉県トラック協会 所沢支部

支部長 久保 務

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

所 沢 支 部 様

三 芳 町 長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

三 芳 町 長 様

埼玉県トラック協会

所沢支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

災害時におけるバス利用に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）は、災害時にバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 三芳町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）に、避難者の輸送及び避難施設としてバスを利用することにより、災害時の対策を迅速に行い、住民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、暴風雨、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、武力攻撃等に起因する被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において対策の必要があると判断したときは、乙に対して次の協力を要請することができるものとする。

(1) 乙が所有するバスにより避難者を甲が指定する避難所に輸送すること。

(2) 乙が所有するバスを避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（別記様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者を予め定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

（経費の負担）

第7条 甲の協力要請により発生した乙の経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の算定は、災害直前時における通常価格を基礎として、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、乙から請求書の提出を受けた場合は、受理した日から30日以内に支払うものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれかからの申し出がない限り自動的に継続するものとし、次年度以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成21年10月26日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
甲 三 芳 町
三芳町長 鈴木英美

埼玉県坂戸市大字小沼 2 9 2 番地の 1
乙 社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
会 長 若 野 廣

別記様式

平成 年 月 日

社団法人埼玉県バス協会西部地区部会 会長 様

【連絡責任者 様】

(FAX 049-284-3496)

三芳町長 鈴木 英美

【連絡責任者】

(FAX 049-274-1053)

災害対策協力要請書

災害時におけるバス利用に関する協定第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請の内容

- バスによる避難者の避難所への輸送

出発地 ()

輸送先 ()

輸送人数 ()

- バスを避難施設として提供

利用場所 ()

利用台数 ()

2 協力要請の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地が銀色とする。
- 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼 玉 県 知 事 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

資料2-22 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(防応19-3) 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成3年3月29日

埼玉県 埼玉県知事 畑 和	川口市 川口市市長 永瀬 洋治	浦和市 浦和市長 中川 健吉
大宮市 大宮市長 新藤 享弘	行田市 行田市市長 中川 直木	所沢市 所沢市長 中井 眞一郎
飯能市 飯能市長 小山 誠三	岩槻市 岩槻市長 斎藤 伝吉	春日部市 春日部市長 三枝 安茂
狭山市 狭山市市長 大野 松茂	羽生市 羽生市長 三木 謙吉	上尾市 上尾市長 荒井 松司
与野市 与野市長 井原 勇	草加市 草加市長 今井 宏	越谷市 越谷市長 島村 慎市郎
蕨市 蕨市長 田中 啓一	戸田市 戸田市市長 斎藤 純忠	入間市 入間市長 水村 仁平
鳩ヶ谷市 鳩ヶ谷市長 名倉 隆	朝霞市 朝霞市長 岡野 義一	志木市 志木市長 細田 喜八郎
和光市 和光市長 田中 茂	新座市 新座市長 高橋 喜之助	桶川市 桶川市長職務代理者 桶川市助役 奥山 昌美
北本市 北本市市長 新井 馨	八潮市 八潮市長 藤波 彰	三郷市 三郷市長 木津 三郎
蓮田市 蓮田市長 石川 勝夫	幸手市 幸手市長 芝 宏	伊奈町 伊奈町長 小林 昭一
日高市 日高町長 駒野 昇	宮代町 宮代町長 日下部義道	白岡町 白岡町長 荒井 宏
杉戸町 杉戸町長 矢島 正男	庄和町 庄和町長 神谷 尚	寄居地区消防組合 寄居地区消防組合管理者 丸橋 安夫
久喜地区消防組合 久喜地区消防組合管理者 坂本 友雄	秩父広域市町村圏組合 秩父広域市町村圏組合管理者 内田 全一	入間東部地区消防組合 入間東部地区消防組合管理者 田中 喜三
小川地区消防組合 小川地区消防組合管理者 松本 繁夫	吉川町松伏町消防組合 吉川町松伏町消防組合管理者 深井 誠	児玉郡市広域市町村圏組合 児玉郡市広域市町村圏組合管理者 茂木 稔
熊谷地区消防組合 熊谷地区消防組合管理者 小林 一夫	東松山地区消防組合 東松山地区消防組合管理者 芝崎 享	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 宮崎 雅好
川越地区消防組合 川越地区消防組合管理者 川合 喜一	加須地区消防組合 加須地区消防組合管理者 矢沢 恒雄	鴻巣地区消防組合 鴻巣地区消防組合管理者 佐藤 輝彦
西入間広域消防組合 西入間広域消防組合管理者 下田 養平	深谷市岡部町共同事務組合 深谷市岡部町共同事務組合管理者 福嶋 健助	名栗村 名栗村長 浅見 康夫
南河原村 南河原村長 橋本 治雄		

資料2-23 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領
(防応19-2) 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領

平成3年4月1日
環境部長決裁(制定)
平成8年8月31日
消防防災課長決裁(一部改正)
平成13年3月1日
消防防災課長決裁(一部改正)
平成17年3月29日
消防防災課長決裁(一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県防災航空隊運営管理要綱(以下「要綱」という。)に規定するもののほか、埼玉県防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条の2 この要領で使用する用語の定義については、要綱第3条及びその他の条文において規定するところによる。

(緊急運航の種類)

第2条 緊急運航の種類は、要綱第21条第2項に規定するところによる。

(火災出場基準)

第3条 火災出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 中高層建物の火災で、航空機の活動が必要な場合
- (2) 林野火災で、地上における消火活動では消火が困難であり、航空機による消火の必要がある場合
- (3) 住宅密集地における一般住宅炎上火災で、おおむね300平方メートル以上の延焼拡大が見込まれる場合
- (4) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合
- (5) 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合
- (6) 工場等の火災(爆発事故を含む。)で、航空機の活動が必要な場合

(救助出場基準)

第4条 救助出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合
- (2) (1)のほか、航空機による人命救助の必要がある場合

(救急出場基準)

第5条 救急出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 救急車による搬送が不可能な場合
 - (2) 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、緊急の処置が必要な場合
- 2 転院搬送を行う場合は、原則として医師が搭乗するものとする。

(調査出場)

第6条 調査出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 広域的な情報収集を必要とする場合
- (2) 避難誘導又は広報を必要とする場合

(救援出場)

第6条の2 救援出場基準は、次のとおりとする。

- (1) 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合

(出場要請)

第7条 航空機の出場要請は、航空センター所長(以下「運航責任者」という。)に対して行うものとする。

- 2 前項の要請は、運航責任者に対して、電話により速報後、防災航空隊出場要請(受信)書(様

式第1号)を、ファクシミリで送付することにより行うものとする。

(出場の可否決定)

第8条 運航責任者は、前条第1項の出場要請に対する出場の可否を速やかに決定し、隊長に命令しなければならない。

2 運航責任者は、前項の結果を総括管理者に報告しなければならない。

(出場要請に対する回答)

第9条 隊長は、前条第1項の結果を直ちに出場要請団体に回答するものとする。

(出場)

第10条 隊長は、第8条第1項の規定により出場命令を受けたときは、別に定める出場機の決定基準に従い出場機を決定し、速やかに航空隊を出場させるものとする。

(帰投又は活動の停止)

第10条の2 隊長は、出場要請団体から災害が鎮静したため航空機の活動が必要ない旨通告を受けた場合は、速やかに帰投命令を発するものとする。

2 隊長は、緊急出場した後、災害現場の気象条件が悪化し又は悪化するおそれがあり、飛行上の安全が確保できないと認めた場合は、出場要請団体と連絡をとった上で直ちに帰投命令又は活動停止命令を発しなければならない。

(報告)

第11条 隊長は、緊急運航によって把握した災害の実態を、運航責任者に災害速報(様式第2号)により報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

最 終 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(様式第1号)

防災航空隊出場要請(受信)書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者:
2 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 要請種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)調査 (5)救援
4 発生場所	(市・町・村) 番地
現場目標	目標物:
5 発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃
6 災害の概要 及び要請任務	
7 必要資機材	
8 気象条件	天候: 風向: 風速: m/s 気温: °C 視界: m 雲高: m 警報及び注意報:
9 出場先場外 離着陸場等	場所: (市・町・村) 番地 名称及び目標物:
10 搬送先場外 離着陸場等	場所: (市・町・村) 番地 名称及び目標物:
11 傷病者	住所: 傷病者の人数: 人 氏名: (歳) (男・女) 傷病名: 程度: (重・中・軽)
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他:
13 救援出場内容	搬送物件・人員:
14 現地搭乗者	(有・無) 職名: 氏名: ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名: 無線種別: (全国波・県波)、コールサイン:
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名: 機数: 機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。	
1 航空隊指揮者	指揮者: 受信者: 無線種別: (全国波・県波)、コールサイン:
2 出場機	出場機: (1号機・2号機) コールサイン: 1号機="さいたまこうくうヘリ1"、2号機="さいたまこうくうヘリ2"
3 到着予定時刻	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
4 活動予定時間	時間 分
5 航空燃料の確保	(可・否) 時間 分
特記事項	

注: 「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

(様式第2号)

災 害 速 報

要請種別		要請者	
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	年 月 日 (曜日) 天候 ()	覚 知 方 法	
災害の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 人 不明 人	重症者 中等症者 軽症者 傷病者計	人 人 人 人
要救助者数 (見込み)		救 助 員	人
活動の状況			
特記事項			

大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という）と東京電力株式会社志木支社（以下「乙」という）は、三芳町内における地震、風水害、その他の災害発生時または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という）における電力復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内において災害時等による大規模停電事故が発生した場合や、広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力を供給し町民生活の早期安定を図るため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組む事等を目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

- (1) 広域停電及び一般被害に関する情報の提供
- (2) 防災行政無線等の活用による広報活動
- (3) 物資の提供
- (4) 施設及び駐車場の提供
- (5) 電力復旧優先施設の設定

（情報の提供）

第3条 甲及び乙は、電力復旧等に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 乙は、甲に対して災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生した場合、停電情報を提供する。
- (2) 甲及び乙は、双方が知り得た道路被災状況等の一般被害情報を提供する。
- (3) 甲及び乙は、停電被害が多と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の職員を甲の指定する場所に派遣して情報を共有する。

（広報活動）

第4条 甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- (1) 乙は、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生し、乙独自で速やかな広報活動が出来ない場合、甲に対し、防災行政無線による通報の依頼を行うことができる。甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ、防災行政無線を活用し、市民等に対して広報を行う。
- (2) 甲及び乙は、防災行政無線以外の広報が必要と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の車両による広報活動を行う。

（物資の提供）

第5条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部またはその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資の提供について要請があった場合、協議を行うものとする。

（施設及び駐車場の提供）

第6条 甲は、電力復旧活動に伴い、乙から甲の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、甲、乙協議のうえ、提供するものとする。なお、乙の行う電力復旧活動には、三芳町近隣での電力復旧活動も含まれるものとする。

(優先施設の設定)

第7条 甲及び乙は、三芳町内の避難施設等における電力復旧優先順位について、甲、乙協議のうえ、設定し、電力復旧活動を行うものとする。

(費用負担)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づく提供に伴う甲及び乙の費用負担は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結またはこの協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(会議の開催)

第10条 この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成21年8月17日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長

鈴木英美



埼玉県志木市幸町1丁目8番50号

乙 東京電力株式会社 埼玉支店

志木支社長

日吉春光



災害時電力復旧優先施設

		施設名	所在地	備考
1	災害対策本部	役場庁舎	藤久保1100番地1	
2	空路からの救助物資輸送時のヘリポート指定地	町立運動公園	藤久保1118番地1	
3		町立唐沢小学校	藤久保410番地2	
4	物資集積場所	町立三芳中学校体育館	北永井350番地	
5	指定避難所	町立上富小学校	上富1267番地4	
6		町立三芳小学校	北永井343番地	
7		町立藤久保小学校	藤久保224番地2	
8		町立竹間沢小学校	竹間沢550番地1	
9		町立藤久保中学校	藤久保224番地2	
10		町立三芳東中学校	藤久保610番地1	
11	ボランティア等への提供施設	町立総合体育館	藤久保1100番地1	
12		町立文化会館	藤久保1100番地1	
13	炊き出し場所	町立学校給食センター	北永井348-2	
14	ライフライン	三芳町浄水場	藤久保1047番地1	
15		第2号取水井	上富524番地14	お客さま番号 93040-20007-3-00
16		第3号取水井	北永井664番地3	お客さま番号 94666-20007-3-00
17		第4号取水井	藤久保1119番地4	お客さま番号 98002-20050-3-00
18		第5号取水井	藤久保1038番地2	お客さま番号 98002-20043-3-00
19		三芳町第一中継ポンプ場	藤久保361番地2	お客さま番号 98135-20096-3-00
20		永久保マンホールポンプ	富士見市上沢3丁目17	お客さま番号 26317-10010-3-00
21		羽生山マンホールポンプ	北永井994番地	お客さま番号 94667-20008-3-00

東京電力株式会社 非常災害用備蓄品一覧

食料	その他
乾パン	毛布
アルファ米	簡易トイレ
缶詰	自転車
サバイバルフーズ	浄水器
ミネラルウォーター	非常用発電機（過般式）
	テント
	寝袋

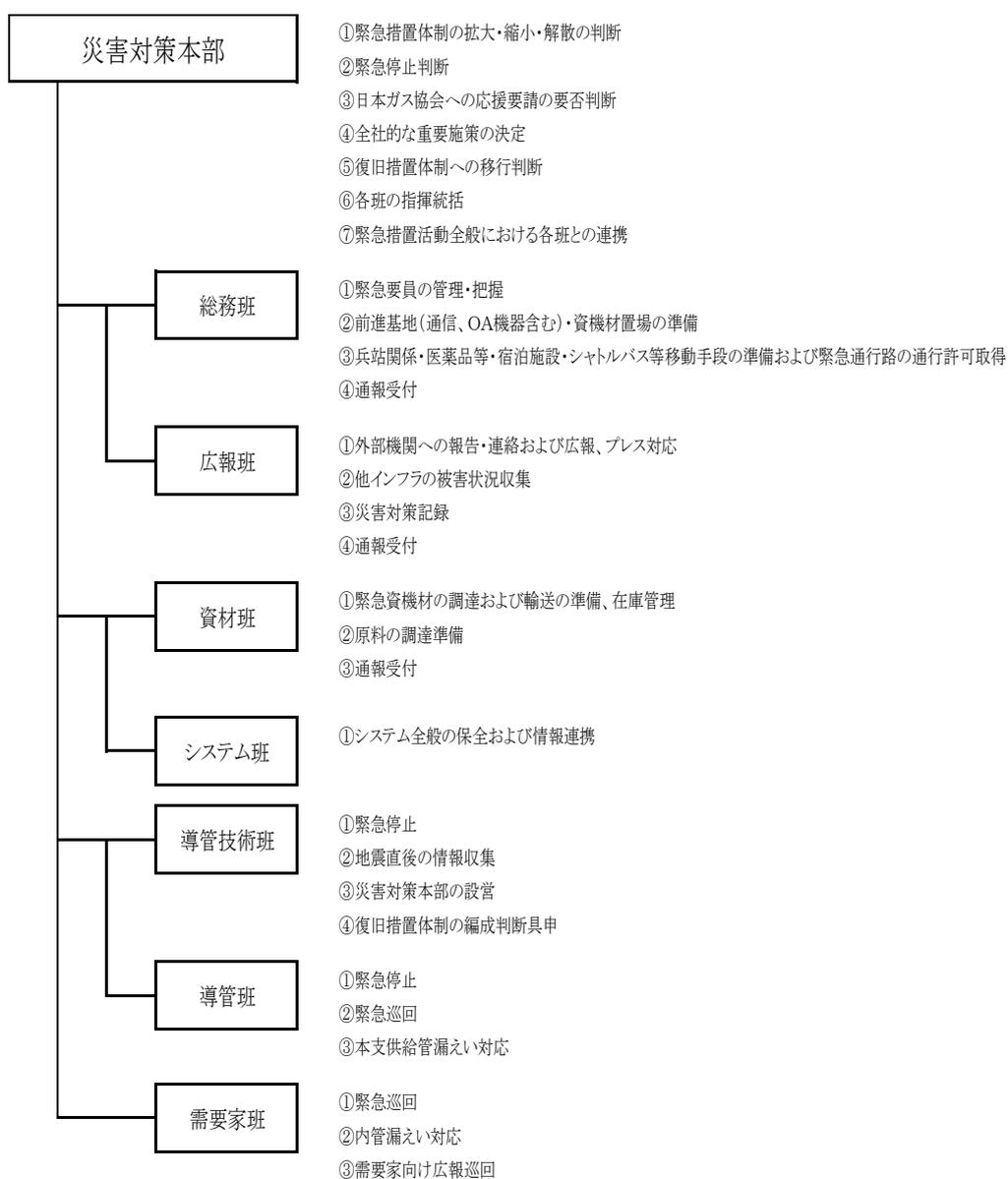
資料2-25 都市ガス事業者の応急対策

① 目的

この計画は、災害のため都市ガス施設に被害発生のおそれのある場合、または発生した場合において、大東ガス株式会社は都市ガス施設並びに都市ガス供給に係る災害の未然防止と被害の早期復旧を図ることを目的とする。

② 災害時における組織

災害等異常事態発生の場合は、大東ガス株式会社に災害対策本部を設置し、各班を編制して都市ガス被害の防止等に対処する。



③ 都市ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

ア. 都市ガス需要家にガス使用停止並びに必要な処置を広報し、事故防止の協力を求める。

イ. 都市ガス設備の被害が発生する恐れのある場所に必要人員を配置し監視する。

ウ. 地震時の供給停止基準

◆各ブロックに設置された地震計の S I 値が 9 0 カインに達した場合

◆定められた整圧器の流量・圧力が停止基準値に達した場合

◆SI 値が 9 0 カイン（震度 6 強程度）未満の場合、直ちに被害状況（道路、建物、主要ガス導管、ガス漏洩通報の受付状況）を収集し、ガス工作物の被害により重大な二次災害の恐れがあると判断される場合。

※カイン (kine)

地震動の速度で 1 秒間にどれだけ変位するかを表す単位 1 kine= 1 cm/sec

1 カイン= 1 センチメートル毎秒 (cm/sec は cm/s に同じ)

◆震度 5 強以上の場合、あらかじめ指定された要員の出動により、必要なガス設備の巡回・点検を実施する。

④ 災害のためガス施設に被害が発生した場合

ア. 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民に火気使用の禁止を広報し、応急処置を行うとともに、必要に応じ、警察・消防の出動を要請する。

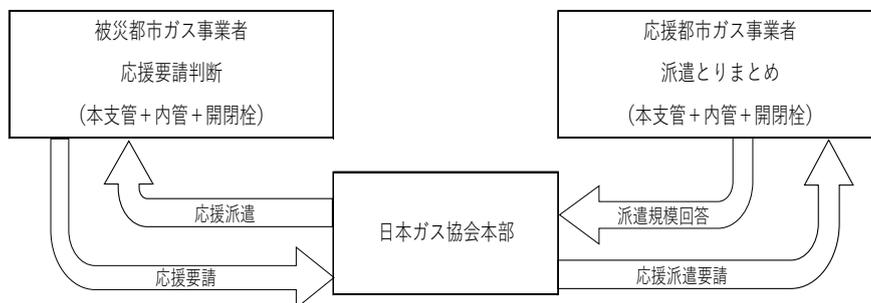
イ. 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民の避難誘導を行う。

ウ. 復旧作業を安全且つ効率的に行うため、復旧規模、復旧優先順位付け等の復旧計画を策定し実施する。

エ. 被害範囲が甚大で、大東ガス株式会社独自に復旧が困難と判断される場合は、日本ガス協会に応援要請し、早期復旧を図る（下図参照）。

オ. 復旧に時間を要する場合は、進捗状況を逐次関係機関及び付近住民に周知し、協力をお願いする。

【応援派遣のイメージ図】



⑤ 災害のためガス供給不能となった場合

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、建物のガス導管に都市ガス発生装置を接続し、病院、避難場所、主要公共施設等を優先に都市ガスの応急供給を行う。

応急供給をする建物は、次のとおりである。

ア. 都市ガスを供給している建物で、屋内ガス施設を点検し、異常がない建物。

イ. 応急供給の優先順位は、道路等の被災状況や需要状況を考慮し、大東ガス株式会社が三芳町災害対策本部と協議し決定する。

【緊急連絡先】

大東ガス株式会社

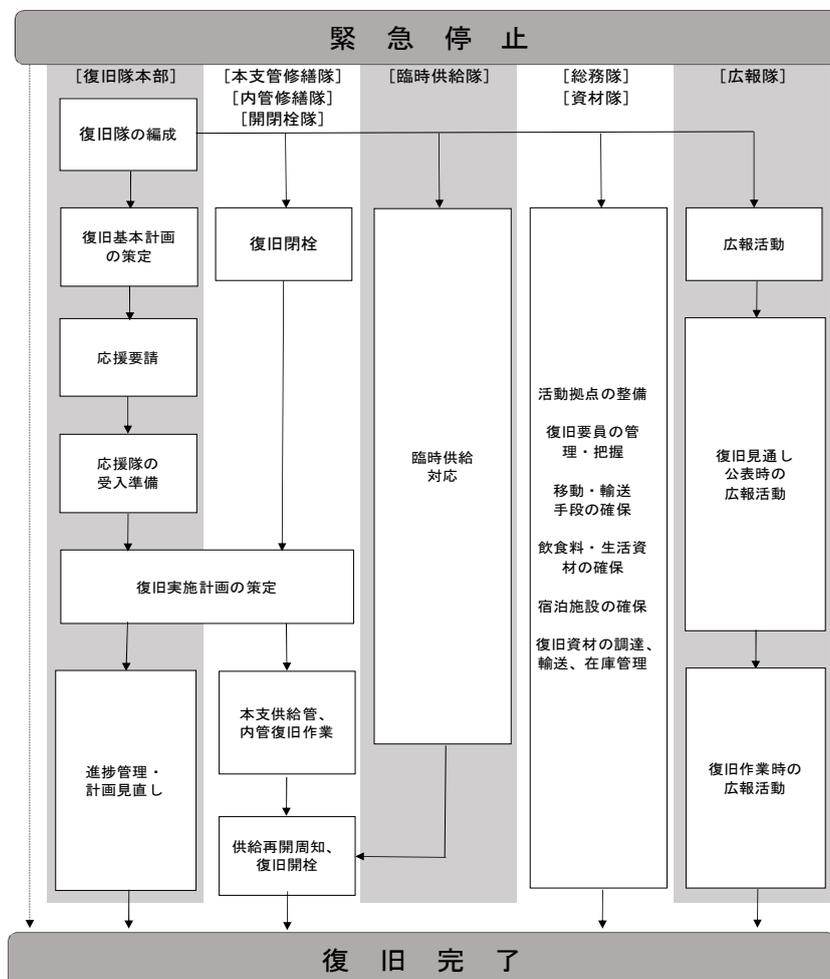
平日 8:30~17:00 供給保安センター 保安部 電話 049-259-1113

上記以外 供給保安センター 宿直者 電話 049-259-1113 (転送)

⑥ 復旧実施計画

復旧基本計画と被害調査結果をもとに、復旧優先順位の決定と、復旧工程計画、復旧実施計画を策定する。

【復旧対策の基本フロー】



資料2-26 通信施設の応急対策

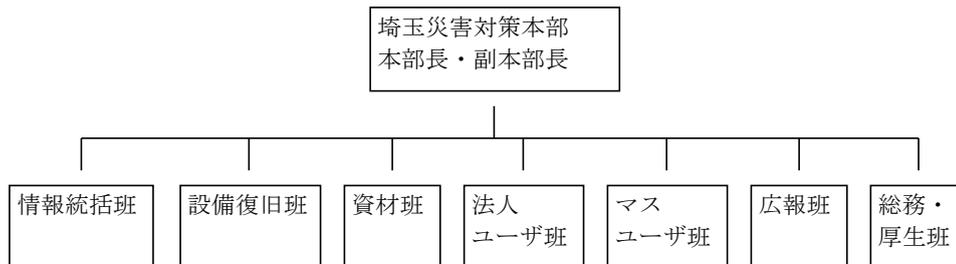
① 応急対策

ア. 災害時の活動体制

◆災害対策本部の設置

災害が発生、または発生する恐れのある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

【災害対策本部 体制図】



◆情報連絡

災害が発生、または発生する恐れのある場合、県市町村、その他各関連機関と密接な連絡をとると主に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ. 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

◆重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

◆特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災害被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

◆通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

◆災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

ウ. 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

◆被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

◆必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・

資材及び輸送の手当てを行う。

- ◆復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ. 災害時の広報

- ◆災害の発生、または発生する恐れのある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ◆テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ◆災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

② 復旧対策

ア. 復旧要員計画

- ◆被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ◆被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の措置を講ずる。

イ. 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

ウ. 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握するため、直通連絡回線、携帯無線等の利用のほか、バイク隊等による情報収集活動を行う。

エ. 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳する場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

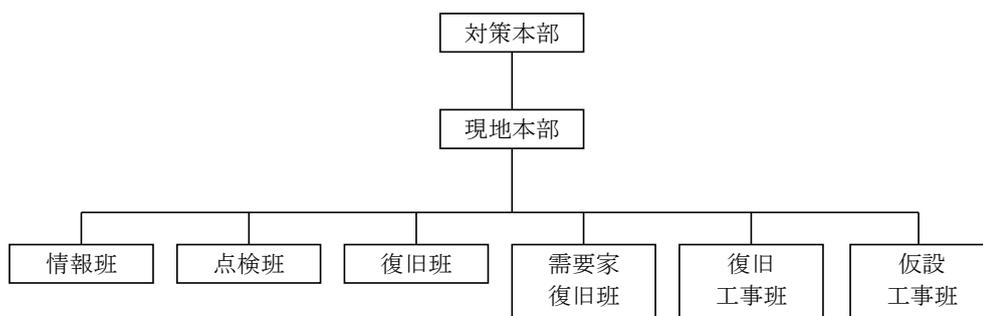
オ. 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

資料2-27 LPガス事業者の応急対策

① 災害時における組織

災害等、異常事態発生の場合、東上ガス株式会社に対策本部を設置し、次の各班を編成してガス被害の防止等に対処する。

【東上ガス株式会社 対策本部組織表】



② ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

ア. 構内の場合

◆作業中の時は速やかに作業を停止し、構内ガス施設のバルブ閉止及び点検を実施する等、必要な措置を講じ、二次災害に備える。

イ. 道路の場合

◆災害発生により、ガス導管埋設の主要道路を巡回し、ガス漏洩等発見した場合は必要により、ガス需要家にガス使用停止並びに必要な措置等の広報活動を行う。

③ 災害のためガス施設に被害の発生した場合

ア. 構内の場合

◆LPガス充てん所の場合、緊急遮断弁を作動させ、散水設備を稼働させる等適切な措置をし、被害を最小限度にとどめるとともに、関係機関に連絡する。

◆多量のガス漏れの場合、状況により付近の住民に広報し、避難誘導を行う。

イ. 構外の場合

◆LPガス容器供給の場合は、ガスの使用を禁じ、必要事項を広報するとともに、LPガス容器バルブを閉止するよう努め、災害の程度によりLPガス容器の取り外しを行う。

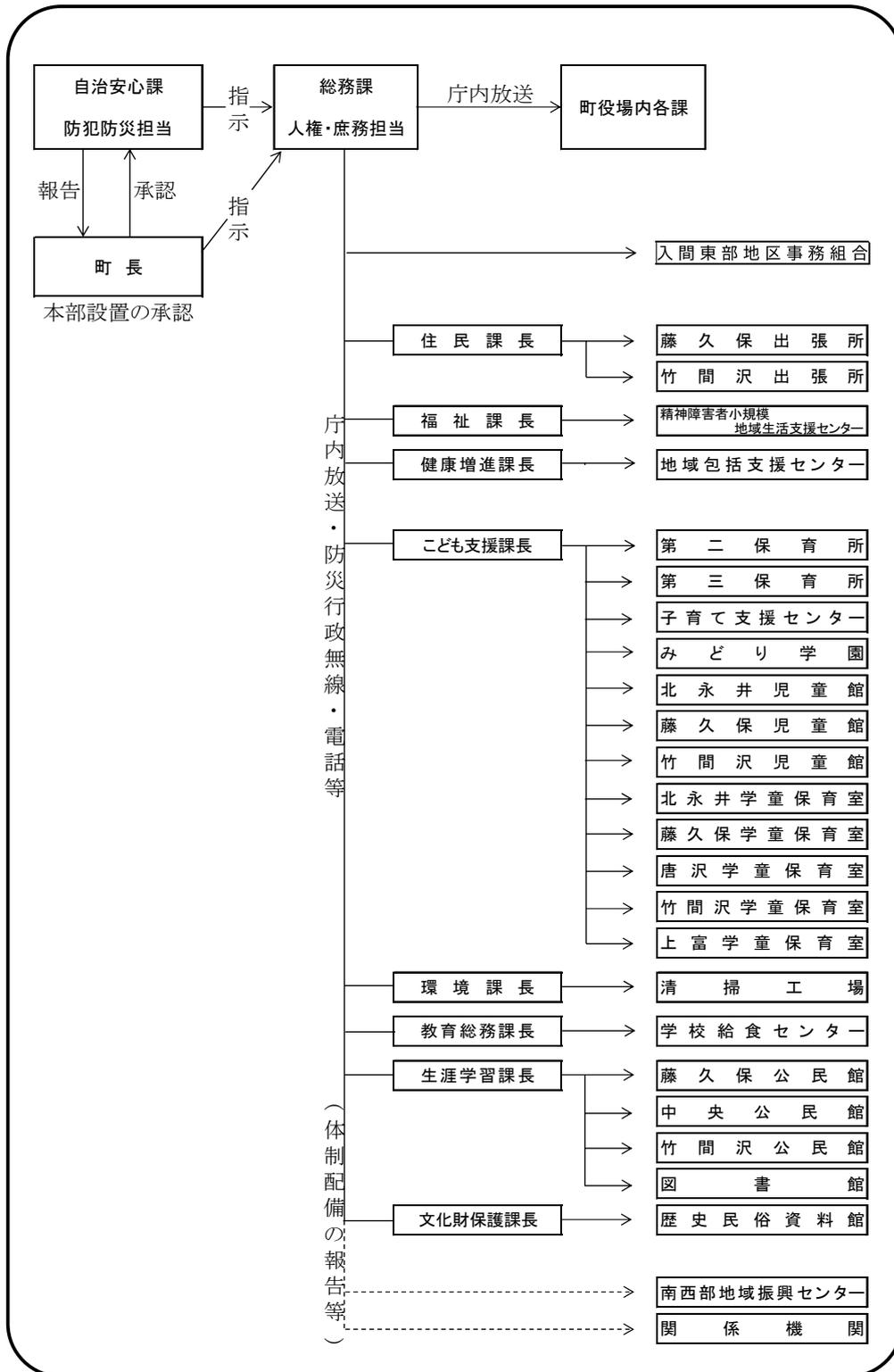
ウ. 導管供給の場合

◆導管供給の場合は、災害の程度によりガスの使用を禁じ、元栓を閉めるよう広報し、メーターコックを止め、関係機関に連絡した上、交通規制等の処置をするとともに早期復旧に努める。

◆ガス管が破損しガスが漏洩している場合は、付近住民及び通行人に火気の使用禁止等広報活動を行い、応急措置を行うとともに、必要に応じガスの供給を停止する。

- ④ 災害のためガス供給不能になった場合
病院・学校・公共施設は優先してガス供給の確保に努める。
【緊急連絡先】
東上ガス株式会社 埼玉西部支店
埼玉県入間郡三芳町上富 1943-4
昼・夜間 電話 049-258-3233

② 非常体制



年 月 日

埼玉県知事 様

三芳町長

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
 - (1) 人員

 - (2) 車両等の種類

- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域

 - ※

 - (2) 活動内容

- 5 その他参考になるべき事項

年 月 日

埼玉県知事 様

三芳町長

自 衛 隊 災 害 派 遣 撤 収 要 請 書

当町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日
付 発第 号をもって自衛隊の出動を要請しましたが、避難
救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

同意書

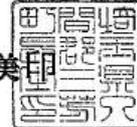
三芳町 は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を平成19年5月1日をもって締結し、発効させることに同意します。

平成19年5月1日

住 所 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

市町村名 三 芳 町

代表者 三芳町長 鈴木 英美



川口市
市長 岡村 幸四郎

さいたま市
市長 相川 宗一

蕨市
市長 頼高 英雄

鳩ヶ谷市
市長 木下 達則

上尾市
市長 新井 弘治

戸田市
市長 神保 国男

埼玉県央広域事務組合
管理者 原口 和久

伊奈町
町長 野川 和好

川越地区消防組合
管理者 船橋 功一

所沢市
市長 斎藤 博

埼玉西部広域事務組合
管理者 沢辺 滯壱

比企広域市町村圏組合
管理者 坂本 麴之輔

朝霞地区一部事務組合
管理者 長沼 明

狭山市
市長 仲川 幸成

入間市
市長 木下 博

坂戸・鶴ヶ島消防組合
管理者 伊利 仁

入間東部地区消防組合
管理者 浦野 清

西入間広域消防組合
管理者 小沢 信義

熊谷市
市長 富岡 清

行田市
市長 工藤 正司

秩父広域市町村圏組合
管理者 栗原 稔

児玉郡市広域市町村圏組合
管理者 吉田 信解

深谷市
市長 新井 家光

加須地区消防組合
管理者 大橋 良一

越谷市
市長 板川 文夫

羽生市
市長 河田 晃明

草加市
市長 木下 博信

春日部市
市長 石川 良三

蓮田市
市長 中野 和信

三郷市
市長 木津 雅

久喜地区消防組合
管理者 田中 暄二

八潮市
市長 多田 重美

幸手市
市長 町田 英夫

吉川松伏消防組合
管理者 戸張 胤茂

白岡町
町長 濱田 福司

杉戸町
町長 野口 勝久

災害時における相互援助に関する基本協定書

富士見市、ふじみ野市、三芳町（以下「2市1町」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は、発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、圏域住民の生活の安定を図るための基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、2市1町内の災害時において、被災者を救援するため、相互に応急物資の支給及び職員の派遣等を円滑に行い、もって圏域住民の生活の安定に寄与することを目的とする。

（窓口の設置）

第2条 2市1町は、あらかじめ、相互援助に関する担当部局を定め、災害時は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（相互援助の種類）

第3条 相互援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供。
- （2）救援活動を行うための職員の派遣。
- （3）被災者を一時収容するための施設の提供。
- （4）その他救援活動に必要な物資及び労務等の提供。

（手続き）

第4条 第3条に規定する援助を必要とする市町は、第2条に規定する2市1町の各担当を通して、その要請を行うものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに可能な限りの援助活動を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 援助活動に要した経費については、原則として各市町の負担とする。ただし、協議の結果、その負担について、救援を要請した市町が負担することで合意が整った場合は、この限りでない。

（協議）

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、2市1町は、定期的に協議を行うものとする。

2 相互援助活動体制の充実を図るため、2市1町及び入間東部地区消防組合の防災対策担当者による防災対策調整会議を設置する。

(定めのない事項等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、2市1町協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、2市1町記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成20年3月14日

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市

富士見市長 浦野



埼玉県ふじみ野市福岡1丁目1番1号

ふじみ野市

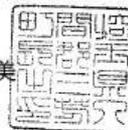
ふじみ野市長 島田



埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町

三芳町長 鈴木 英美



豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を決め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。



(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他必要な事項



(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の通りとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(資料・情報の交換)

第7条 豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、第2条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

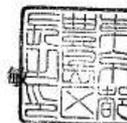


平成9年2月10日

東京都豊島区

豊島区長

加藤 一



埼玉県三芳町

三芳町長

林

孝



資料2-33 三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定

○三芳町・上三川町災害時における相互応援に関する協定

埼玉県入間郡三芳町、栃木県河内郡上三川町（以下「協定町」という。）とは、地震、水害等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定町において災害が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、使用可能な通信手段を用いて連絡し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、応援要請をした町（以下「要請町」という。）の負担とする。

- 2 要請町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請町から要請があった場合は、応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、
応援に要した経費の負担について、協定町間で協議をすることができるものとする。

(公務災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の公務災害補償の手続等は、応援町から地方公務員災害補償基金
(応援町が属する都道府県) 支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町
への往復途上に生じたものを除き、要請町が、その賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情
報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前ま
でに、協定町いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協
定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるもの
とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の首長が記名押印のうえ、各自1
通を保有する。

平成27年11月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町

上三川町長 星野 光利

資料 2-34 三芳町・津南町災害時における相互応援に関する協定

埼玉県入間郡三芳町、新潟県中魚沼郡津南町（以下「協定町」という。）とは、地震、雪害等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定町において災害が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急

を要する場合は、使用可能な通信手段を用いて連絡し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 協定町は、前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断し、かつ、被災町と連絡をとることができないときには、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合においては、前項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災町の首長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、応援要請をした町（以下「要請町」という。）の負担とする。

2 要請町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請町から要請があった場合は、
応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、
応援に要した経費の負担について、協定町間で協議をすることができるものとする。

(公務災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員の公務災害補償の手続等は、応援町から地方公務員災害補償基金（応援町が属する都道府県）支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町への往復途上に生じたものを除き、要請町が、その賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、協定町いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の首長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年9月7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町

津南町長 桑原 悠

資料 2-35 三芳町・上里町災害時における相互応援に関する協定

埼玉県入間郡三芳町、埼玉県児玉郡上里町（以下「協定町」という。）とは、地震、水害等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、当該災害により被害を受けた町の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定町間の相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定町において災害が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という）が独自では十分な被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 協定町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な人員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊

急を要する場合は、使用可能な通信手段を用いて連絡し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号に掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、応援要請をした町（以下「要請町」という。）の負担とする。

2 要請町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ要請町から要請があった場合は、応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）は、当該費用を一時繰替え支弁するもの

とする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、協定町間で協議をすることができるものとする。

(公務災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の公務災害補償の手続等は、応援町から地方公務員災害補償基金(応援町が属する都道府県)支部に申請し、当該支部が審査・認定するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請町への往復途上に生じたものを除き、要請町が、その賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 協定町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、災害のみならず、産業や文化など包括的な情報交換を相互に行うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、協定町いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して決めるもの

とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の首長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月28日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地

上里町

上里町長 山下 博一

立会者 大野 元裕

埼玉県三芳町と神奈川県山北町との災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県入間郡三芳町と神奈川県足柄上郡山北町とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、両自治体のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生又は発生する恐れのある場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合における相互連絡体制を整備するものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び応急対策等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （4）被災者の一時収容のための施設等の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 両自治体は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び被害が予想される状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を希望する期間応援場所及び応援場所への経路
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 両自治体は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

（指揮権）

第7条 応援業務に従事する職員は、要請側の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費(輸送費を含む。)は、原則として要請側が負担するものとし、これにより難いときは、両自治体協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第9条 応援業務に従事した職員が、その業務中又は業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。(情報の交換)

第10条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、両自治体いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、両自治体協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両自治体署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年 2月 18日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町長 林 伊佐雄

神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

山北町長 湯川 裕司

埼玉県入間郡三芳町と静岡県駿東郡小山町との 自治体間連携協力に関する基本協定

埼玉県入間郡三芳町（以下「甲」という。）、静岡県駿東郡小山町（以下「乙」という。）は、次のとおり自治体間連携協力に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙がそれぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) まちづくり及び地域の活性化に関すること。
- (2) 地域資源の相互活用に関すること。
- (3) 安全・安心で快適な暮らしの実現に関すること。
- (4) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲、乙は、前条に規定する連携及び協力の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議し定めるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙のどちらかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知りえた秘密情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者に開示漏洩してはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 2月 7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町
三芳町長

(署名)

静岡県駿東郡小山町藤曲 57 番地の 2

乙 静岡県駿東郡小山町
小山町長

(署名)

災害時の情報連絡活動に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の2市1町（以下「甲」という。）管内に災害が発生し、又応急対策のために情報収集の必要が生じた場合、甲がダイヤモンド交通(有)、三和富士交通(株)、川越乗用自動車(株)、鶴瀬交通(株)、(有)みずほ昭和、東上ハイヤー(株)、（以下「乙」という。）に災害に関する情報の提供について、協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協 力)

第2条 乙は、前条の災害について、甲の申請によるか又はそのいとまがない場合は、自主的に乙の知り得た情報を甲に伝達し、甲の必要とする情報収集に協力するものとする。

(費 用)

第3条 乙の情報提供に要する費用は、無償とする。ただし、人命救助活動に従事した場合は、後日甲乙協議のうえ、甲はその活動に関わる実費を乙に支払うものとする。

(期 間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5か年とする。ただし、有効期間の30日前までに甲乙いずれからも申し出が無い場合は、自動的に協定を更新したものとする。

(協 議)

第5条 この協定の運用について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(施行期日)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年 9 月 1 日

甲

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
富士見市
富士見市長 星野信吾

甲 埼玉県ふじみ野市上福岡一丁目1番1号
ふじみ野市
ふじみ野市長 島田行雄

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 鈴木英美

乙 埼玉県ふじみ野市亀久保1190-6
ダイヤモンド交通 有限会社
代表取締役社長 三上秀樹

乙 埼玉県ふじみ野市大井821-1
三和富士交通 株式会社
代表取締役社長 吉川永一

乙 埼玉県川越市福田35-6
川越乗用自動車 株式会社
代表取締役社長 岩崎真人

乙 埼玉県富士見市上南畑2940-1
鶴瀬交通 株式会社
代表取締役社長 石川昭二

乙 埼玉県所沢市北原町899-2
有限会社 みずほ昭和
代表取締役社長 石川昭二

乙 埼玉県富士見市鶴馬2606-2-303
東上ハイヤー 株式会社
代表取締役社長 鈴木美孝

資料2-39 三芳町防災行政用無線局管理運用規程

○三芳町防災行政用無線局管理運用規程

昭和55年5月31日

規程第9号

改正 昭和57年9月17日規程第10号

昭和63年6月1日規程第3号

平成元年3月20日規程第7号

平成6年4月1日規程第5号

平成7年3月30日規程第2号

平成7年12月25日規程第7号

平成9年2月25日規程第1号

平成12年12月20日規程第16号

平成18年3月24日規程第3号

平成20年7月23日規程第9号

平成21年3月31日規程第2号

平成22年3月30日規程第5号

平成24年2月28日規程第1号

平成26年3月31日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、もって施設の適正な管理と運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定局 固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定局より発射された電波を受信して拡声装置により、住民に情報を伝達する装置をいう。
- (4) 基地局 移動局を相手方とする町庁舎内に設置する無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(設置)

第3条 三芳町は、無線局及び固定系子局を別表第1及び別表第2のとおり設置する。

(管理、運用の総括)

第4条 前条で規定された無線局の管理、運用の事務を総括するために、総括管理者をおく。

2 総括管理者は、自治安心課長をもって充てる。

(無線局の職員)

第5条 無線局には、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者をおく。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、無線局の管理、運用を行い、管理者、通信取扱責任者、無線従事者を指揮、監督する。

2 管理責任者は、自治安心課防犯防災担当主幹をもって充てる。

(管理者)

第7条 町庁舎以外に設置する移動局には、管理者をおく。

2 管理者は、その移動局を管理する。

3 管理者は、設置された機関の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 固定局及び基地局には通信取扱責任者をおく。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線従事者を指揮し、通信設備の操作を行い、運用の事務を分掌する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指定するものとする。

(無線従事者)

第9条 固定局、基地局及び移動局には、無線従事者をおく。

2 無線従事者には、通信取扱責任者のもとで、通信設備の操作運用を行う。

3 無線従事者は、資格を有する者のうちから、管理責任者が指定するものとする。

(運用)

第10条 無線局の運用は、別に定める細則によるものとする。

(無線従事者の配置)

第11条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため無線従事者を養成し、配置しなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者を選任、及び解任したときは、遅滞なく総務大臣に届け出なければならない。

(研修)

第12条 総括管理者は、毎年1回以上関係職員等の研修を行う。

(定期訓練)

第13条 総括管理者は、別に定める方法により毎月1回防災定期訓練を行う。

(備付書類)

第14条 管理責任者は、次の書類等を管理保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書等の写し
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌及びその抄録の写
- (6) 無線従事者選解任届の写し

(無線業務日誌)

第15条 管理責任者は、無線業務日誌を査閲する。

2 管理責任者は、毎年1月より12月までの無線業務日誌抄録を作成し、総括管理者に提出しなければならない。

(保守)

第16条 管理責任者は、正常な通信を確保するために、無線設備の保守点検を行わなければならない。

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (昭和57年規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規程第16号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

無線局

無線局の種別	局数	無線設備の設置及び常置場所
固定局	1	三芳町役場内
基地局	1	三芳町役場内
移動局	31	三芳町役場内

別表第2（第3条関係）

固定系子局

	受信所名	設置場所
1	八軒家	三芳町大字上富2092番地2
2	東永久保	三芳町大字上富2137番地1
3	上永久保	三芳町大字上富1713番地5
4	木ノ宮	三芳町大字上富1546番地1
5	中東第1	三芳町大字上富174番地1
6	中東第2	三芳町大字上富285番地6
7	吉拓第1	三芳町大字上富382番地1
8	吉拓第2	三芳町大字上富403番地3
9	南止	三芳町大字上富758番地1
10	桜並	三芳町大字北永井428番地1
11	吹上	三芳町大字北永井259番地1
12	西詰	三芳町大字北永井343番地
13	中ノ久保	三芳町大字北永井803番地5
14	宮本	三芳町大字北永井892番地12
15	境松	三芳町大字北永井997番地1
16	宮前	三芳町大字北永井114番地
17	上荒久	三芳町大字藤久保3982番地5
18	北松原	三芳町大字藤久保6274番地
19	富士塚	三芳町大字藤久保224番地2

	受信所名	設置場所
2 0	北新埜	三芳町大字藤久保 8 2 8 番地 1
2 1	西	三芳町大字藤久保 9 1 3 番地 1
2 2	東	三芳町大字藤久保 7 4 0 番地 1
2 3	俣埜第 1	三芳町大字藤久保 2 6 3 番地 3
2 4	俣埜第 2	三芳町大字藤久保 3 7 8 番地 7
2 5	横松	三芳町大字藤久保 6 1 0 番地 1
2 6	南新埜	三芳町大字藤久保 1 1 2 6 番地
2 7	北原	三芳町大字竹間沢 5 5 0 番地 1
2 8	北側	三芳町大字竹間沢 7 5 8 番地
2 9	南側	三芳町大字竹間沢 8 7 7 番地 1
3 0	みよし台	三芳町みよし台 4 番地
3 1	役場	三芳町大字藤久保 1 1 0 0 番地 1

○三芳町防災行政用無線局（固定局）運用細則

昭和55年5月31日

細則第1号

改正 昭和63年6月1日細則第1号

平成5年2月8日細則第1号

平成14年10月11日細則第4号

平成18年3月30日告示第42号

平成19年3月28日規則第13号

平成22年3月30日規則第14号

平成23年3月7日規則第3号

平成24年2月28日規則第4号

平成26年3月31日規則第3号

（趣旨）

第1条 この細則は、三芳町防災行政用無線局管理運用規程（昭和55年三芳町規程第9号）第10条の規定により、防災無線局（固定局）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の種類）

第2条 放送の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

（放送事項）

第3条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 町の行政について緊急に一般に周知させ、又はその協力を必要とする事項

（放送時間）

第4条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送は、一般放送及びチャイム放送とし、原則として毎日午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 緊急放送は、時間を問わず随時とする。

（放送の申込）

第5条 放送をする場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般放送しようとする場合、各課長等は、放送する前日までに一般放送依頼書（様式第2号）に必要事項を記入の上、自治安心課に提出しなければならない。
- (2) 各課長等は、その所管する事務について緊急放送により放送する必要があるとき、又は災害対策本部が設置されたときは、その本部の情報部長は、緊急放送依頼書（様式第3号）に必要事項記入の上、自治安心課に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し、時間的余裕がないときは、口頭又は電話等によることができる。

（放送の制限）

第6条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

（放送の記録）

第7条 通信取扱責任者は、放送を行ったとき、無線業務日誌（様式第1号）に必要事項を記載しなければならない。

（放送方法）

第8条 放送方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一斉放送
- (2) 個別放送
- (3) ブロック別放送

附 則

この細則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和63年細則第1号）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年細則第1号）

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年細則第4号）

この細則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年告示第42号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 14 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 3 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

無線業務日誌

総括管理者	管理者	通信取扱責任者	通信取扱者

呼出名称 _____

F3 MC 電力 W

年 月 日	従事者	資格	氏 名	服 務 方 法 (変更のあつたとき)
相手局呼出名称	通信回数(又は延通信時間)		特記事項(施則40条三(3)~(6))	移 動 の 概 要

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

一般放送依頼書

年 月 日提出

防 災 主 管 課			依 頼 課 長			連絡先電話		
課 長	副 課 長	主 幹	担 当	課 所 名	所 属 長	担 当	内線 番	
受付日 年 月 日		依 頼 団 体 名		責 任 者 氏 名			電 話	
				㊟				
件 名								
放 送 日 時		年 月 日()から 前 時 分 年 月 日()まで 午 後						
放 送 地 域		(ア) 町内全域		(イ)			地 域	

処理(放送日)			防 災 主 管 課 長	副 課 長	主 幹	放 送 者		
月 / 日	月 / 日	月 / 日						
月 / 日	月 / 日	月 / 日						

(注) 放送を希望する日の前日(庁外者は3日前)の午後3時までには防災主管課へ提出すること。

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

緊急放送依頼書

年 月 日提出

受付年月日		年 月 日	午 前 後	時 分	依頼方法	文書	口頭	電話
依頼課所団体名	課 長 名		所属長	主 幹		担当	連絡先電話	
							内線 番	
	団 体 名		責 任 者 氏 名			連絡先電話		
件 名								
放 送 日 時		年 月 日()から		午 前	時 分			
		年 月 日()まで		午 後	時 分			
放 送 地 域		(ア) 町内全域		(イ)		地域		
※ 放送文案 5W1H(だれが、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように)								
備考								
処理(放送日)				防災主管課				
月 日()				課 長	副課長	主 幹	担当	放 送 者
午 前	午 前	午 前	時 分					
後	後	後	時 分					
			時 分					

(通信方法)

第10条 通信方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 呼出し 呼出しは、次の事項を順次送信して行う。
 - ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下
- (2) 応答 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信して行う。
 - ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 3回以下
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回
- (3) 通報の送信 通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行う。
 - ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 1回
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回
 - エ 通報
 - オ どうぞ 1回
- (4) 通報の受信 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信しなければならない。
 - ア 相手局の呼出名称(又は呼出符号) 1回
 - イ こちらは
 - ウ 自局の呼出名称(又は呼出符号) 1回
 - エ 「了解」又は「OK」 1回
 - オ 最後に受信した通報の番号 1回

附 則

この細則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年細則第2号)

この細則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年細則第4号)

この細則は、公布の日から施行する。

総括責任者	管理者	通信取扱責任者	通信取扱者

無線業務日誌

呼出名称 _____ F3 _____ MC _____ 電力 _____ W _____

平成	年	月	日	従事者	資格	通信回数 (又は延通信時間)	氏名	特記事項 (施則40条三(3)~(6))	服務方法	移動の概要 (変更のあったとき)

資料2-41 三芳町防災行政用無線局（基地局、移動局）運用細則

○三芳町防災行政用無線局（基地局、移動局）運用細則

昭和55年5月31日
細則第2号

（趣旨）

第1条 この細則は、三芳町防災行政用無線局管理運用規程（昭和55年三芳町規程第9号）第10条の規定により防災行政無線（基地局、移動局）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（通信の種類）

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

（通信事項）

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) 町の行政について緊急に一般に周知させ、又はその協力を必要とする事項

（通信の原則）

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を附して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

（通信時間）

第5条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

（通信の制限）

第6条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

（目的外使用の禁止）

第7条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

（混信等の防止）

第8条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

（通信の記録）

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき、無線業務日誌（別記様式）に必要な事項を記載しなければならない。

地域コミュニティ情報の配信に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな（以下「乙」という。）は、地域コミュニティ情報の配信に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急情報、地域情報等について相互に連携協力することにより、住民生活の安全確保及び利便性に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙は、甲及び関係機関が提供した次に掲げる情報について、予め登録した者（以下「登録者」という。）に対し、メール形式により配信するものとする。

- （1）災害時緊急情報
- （2）防犯・防災情報
- （3）イベント情報
- （4）地域情報
- （5）その他甲乙協議の上別途定めたもの

（情報の提供）

第3条 甲は、乙に対し、適宜、前条各号に定める情報を提供するものとする。

（情報の配信）

第4条 乙は、甲が提供した前条の情報について、登録者に対し配信を行うものとする。

（個人情報）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき業務上知り得た個人情報について、三芳町個人情報保護条例（平成15年三芳町条例第28号）に基づき、適正な管理を行うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがあるもののほか業務の実施について必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定について疑義が生じたときには、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県入間郡三芳町大字上富2017番地9
特定非営利活動法人 安心安全ネットワークきずな
代 表 上杉 真由美

災害時における放送等に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコムさいたま(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、三芳町内で法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム埼玉メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

る。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力量請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 6月15日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市浦和区常磐 10 丁目 4 番 1 号
株式会社ジェイコムさいたま
代表取締役社長 菊池 孝太郎

災害時における放送等に関する協定

三芳町(以下「甲」という。)と株式会社ジェイコム北関東(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第12号の規定に基づき、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、三芳町内で法第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム埼玉メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わら

ず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 6月15日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 10 丁目 4 番 1 号
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 平 岩 光 現

災害時における情報発信等に関する協定

三芳町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、三芳町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、三芳町が三芳町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ三芳町の行政機能の低下を軽減させるため、三芳町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、三芳町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、三芳町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、三芳町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 三芳町が、三芳町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 三芳町が、三芳町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 三芳町が、災害発生時の三芳町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 三芳町が、三芳町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて三芳町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 三芳町が、三芳町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 三芳町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、三芳町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく三芳町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、三芳町から提供を受ける情報について、三芳町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、三芳町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、三芳町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、三芳町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年7月18日

三芳町：埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
入間郡三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

災害時における被害調査の支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と、三協測量設計株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における被害調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管内に大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、甲が目視で現場の確認が困難な場合等において、乙が無人航空機による空撮調査を実施することで、災害の拡大防止及び被害の早期復旧並びに災害の未然防止に資することを目的とする。

（支援の内容）

第2条 乙の支援の内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 無人航空機による目的地の航空写真及び動画撮影
- (2) 被災状況等情報収集

（要請）

第3条 甲は、災害時に前条の定めによる乙の支援が必要と判断したときは、乙に対し、無人航空機による空撮調査要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、気象条件その他明らかに飛行不能と認められる場合を除き、空撮調査を実施するものとする。

- 2 乙の無人航空機による空撮調査は、原則として日の出から日没までとする。

（飛行管理）

第5条 乙は、無人航空機の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第4条の規定により実施した空撮調査の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲乙協議のうえ、別途定める。
- 3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、第4条に基づく空撮調査において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第9条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 4月18日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄 印

乙 埼玉県入間郡三芳町大字北永井391番地3
三協測量設計株式会社
代表取締役 細 沼 英 一 印

資料2-47 重要システムの復旧目標

重要システム(名)	目標レベル	目標復旧時間※1	システム停止時対応相我
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	緊急速報ために地上・衛星いずれかの手段で回線の接続が行われていること。	継続稼働	県にシステム停止を報告し、県防災行政無線で連絡を受け、町防災行政無線の手動放送を行う。
Emnet(緊急情報ネットワークシステム)	国からの緊急情報を受信するため、LG-WANを通じたネットワーク回線が正常稼働していること。	継続稼働	県庁にシステム停止を報告し、町防災行政無線等で連絡を受ける。
住民記録 (異動・住民票・各種証明) 住基システム	住民の安否確認、被災者台帳リスト作成のために、最新の住民記録を出力する。	24時間	故障時は以下の優先順位に従い、最新の記録を出力する。 ①住民課内にある紙媒体の資料で代用する。 ②本庁舎ではクラウド環境※2が利用できない場合、電算室丸にある照会・発行サーバを利用し一覧を印刷する。 ③電算室内にある照会・発行サーバを利用できない場合、DC※3内にあるクラウド環境より一覧を印刷、職員が取りに行く。
介護保険受給者管理 介護保険システム	要援助者・要支援者の確認のために、最新の介護受給者情報を出力すること。	24時間	故障時は以下の優先順に従い、最新の記録を出力する。 ①健康増進課内にある紙媒体の資料で代用する。 ②本庁舎ではクラウド環境※2が利用できない場合、電算室丸にある照会・発行サーバを利用し一覧を印刷する。 ③電算室内にある照会・発行サーバを利用できない場合、DC※3内にあるクラウド環境より一覧を印刷、職員が取りに行く。
障害者福祉管理 福祉総合システム	要援助者・要支援者の確認のために、最新の障害者情報を出力すること。	24時間	故障時は以下の優先順に従い、最新の記録を出力する。 ①福祉課内にある紙媒体の資料で代用する。
埼玉県防災情報ネットワークシステム	町内の被害を一元管理し、埼玉県に報告すること。	24時間	被害情報を直接、県庁に連絡・報告する。
セキュリティシステム ※システムログインなどを管理する運用情報システム	上記、重要システムを稼働する前提として、正常稼働すること。	24時間	災害時はパスワード入力でログインする。
庁内LAN運営	本庁舎内のLANの被災状況確認及び修理し、正常稼働していること。	3日	断線している場合、予備のケーブルで直接接続する。
住民基本台帳ネットワークシステム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
国民健康保険受給者の管理 国保システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
後期高齢者医療受給者管理 後期高齢者医療システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
税務管理 税務情報システム	正常稼働すること。	3日	手作業による代替業務を実施する。
戸籍管理 戸籍情報システム	正常稼働すること。	1週間	手作業による代替業務を実施する。

※1:目標復旧時間

「中央省庁業務継続ガイドライン」の評価基準に某づき、重要システムの停止に伴う影響が、町民の過半が許容できないと思われる時間を目標復旧時間としている。

※2:クラウド環境(Cloud computing)

災害時における医療救護活動に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と一般社団法人東入間医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関して、次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「埼玉県災害時医療救護基本計画」に基づいて、甲が行う応急活動時に必要となる乙の医療救護活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、速やかに医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮及び連絡調整）

第3条 医療救護班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

2 医療救護班の編成は、原則として医師とするが、乙の医師会員が自主的に医療救護所に出動し医療救護活動を行い、乙が甲に報告した場合、乙が派遣する医療救護班の班員とみなす。

3 医療救護班員が看護師等を伴い出動し、乙が甲に報告した場合、医療救護班の班員とみなす。

（医療救護所等における医療救護班の活動期間）

第4条 医療救護所における医療救護班の活動期間は、甲乙の協議に基づき終結まで行う。

（医療救護班の任務）

第5条 乙が派遣する医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等において傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) トリアージポストにおいて後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 医療救護所等の巡回による必要な医療の提供
- (5) 連絡調整及び医療救護班員に対する指揮
- (6) その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲と乙が協力して調達するものとする。

- 2 医療救護所において医療救護班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費の負担)

第8条 第5条の業務に関わる医療費は、無料とする。

- 2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、発災後3日間にかぎり混乱のため未徴収の費用が生じたときは、乙は甲に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知を受けたときは、甲乙協議のうえ、災害時の医療機関の負担とならないよう措置するものとする。

(費用弁償等)

第9条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費
 - (2) 医療救護班が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
 - (3) 医療救護班の班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 医療救護班の医師等による医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。
 - 3 前項の医療紛争が生じた場合の対応については、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体が」とあるのは「甲が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「医療救護班の医師等」と、「国又は公共団体」とあるのは「甲」と、読み替えるものとする。
 - 4 第1項の定めによる費用弁償等の額については、埼玉県と一般社団法人埼玉県医師会が平成19年6月14日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定及び平成26年3月4日付けで定められた災害時の医療救護に関する協定実施細則に準ずるほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(訓練)

- 第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。
- 2 当該訓練の際、負傷者が発生した場合の医療救護活動を併せて担当するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については別に災害時の医療救護活動実施細目を定める。

(応援協力)

第12条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県ふじみ野市駒林元町3丁目1番20号
一般社団法人 東入間医師会
会長 井上 達夫

災害時の医療救護活動実施細目

三芳町（以下「甲」という。）と一般社団法人東入間医師会（以下「乙」という。）とは、令和6年9月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（派遣場所及び派遣要請）

第1条 協定第2条の医療救護班の派遣場所は、別表に定める医療救護所とし、派遣要請は文書（様式第1号又は様式第1号の2）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭又は他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙が、協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 医療救護班員名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各号に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第5条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が災害救助法施行細則に定めるところにより、「費用弁償等請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

- 2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、(療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切)扶助費支給申請書(様式第7号)により甲に申請するものとする。

(支払)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月1日

甲 三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 ふじみ野市駒林元町3丁目1番20号
一般社団法人 東入間医師会
会 長 井 上 達 夫

三芳町医療救護所一覧

担当課 自治安心課（電話番号：049-258-0019）

	医療救護所(施設名)	所在地	連絡先
1	医療救護マネージメントセンター	藤久保 1100-1	049-258-0019
2	上富小学校	上富 1267-4	049-258-6808
3	三芳中学校	北永井 350	049-258-0675
4	三芳小学校	北永井 343	049-258-0674
5	藤久保小学校	藤久保 7233	049-258-0555
6	唐沢小学校	藤久保 410-2	049-258-8900
7	三芳東中学校	藤久保 610-1	049-258-5188
8	藤久保中学校	藤久保 420-2	049-258-3232
9	竹間沢小学校	竹間沢 550-1	049-258-3235
10			

注1 医療救護所に係る変更が生じる場合、担当課は乙に対して事前に通知する。

2 変更日を明記して甲乙双方の別表を差替える。

様式第1号

第 号
年 月 日

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護活動実施細目第1条の規定に基づき、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

1 派遣場所

2 派遣期間

3 派遣医療救護班の数

様式第1号の2

第 号
年 月 日

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○ 殿

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

年 月 日付 第 号により要請した医療救護班の派遣について、
下記のとおり内容を変更します。

記

- 1 派遣場所
- 2 派遣期間
- 3 派遣医療救護班の数
- 4 変更の理由

様式第 2 号

第 号
年 月 日

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

医療救護活動報告書

災害時の医療救護活動実施細目第 2 条（1）の規定に基づき、下記のとおり
医療救護班の活動について報告します。

記

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況			備 考
			月 日()	取扱件数	件	
			時 分から 時 分まで	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
			月 日()	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
			時 分から 時 分まで	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
			月 日()	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
			時 分から 時 分まで	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
			月 日()	移送件数	件	
				死体件数	件	
				取扱件数	件	
時 分から 時 分まで	移送件数	件				
	死体件数	件				
	取扱件数	件				

様式第3号

第 号
年 月 日

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

医療救護班員名簿

災害時の医療救護活動実施細目第2条（2）の規定に基づき、下記のとおり
医療救護班員名簿を提出いたします。

記

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

様式第 4 号

第 年 月 日
号

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

医薬品等使用報告書

災害時の医療救護活動実施細目第 2 条（3）の規定により、下記のとおり
医薬品等使用報告書を提出いたします。

記

No. _____

医療救護班名	品 名	使用量		薬価基準の購入価額		備考
		単位	数量	単価	金額	

様式第5号

第 号
年 月 日

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

事故報告書

災害時の医療救護活動実施細目第3条の規定に基づき、下記のとおり事故報告書を提出いたします。

記

年 月 日から 年 月 日までにおける 災害・訓練時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者等が発生したので報告します。

事故報告書別紙様式

事故傷病者等概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種	医師・看護師・事務・その他（ ）						
傷病名		程度	死亡・重症・中等症・軽症			転帰	
外来・入院（ 月 日）	診察（診療）医療機関名						
受傷（発病）日時	年 月 日 午前 午後 時 分						
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

様式第 6 号

第 号
年 月 日

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

費用弁償等請求書

災害時の医療救護活動実施細目第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
費用弁償等請求書により請求いたします。

記

金 _____ 円也

	職種	延人員数	単価	金額	備考
医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙の とおり
	小計	—		—	
医薬品・衛生材料 実費弁償	—	—	—		詳細は別紙の とおり
	—	—	—		
計	—		—		

様式第7号

第 号
年 月 日

三芳町
三芳町長 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人東入間医師会
会長 ○ ○ ○ ○

扶助費支給申請書（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）

災害時の医療救護活動実施細目第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり
扶助費支給申請書により申請いたします。

記

年 月 日

住所
氏名

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	年 月 日生
	住所				
	職 種	勤務先		医療救護班名	
	傷病名		受傷(発病)年月日		年 月 日
	死亡要因		死 亡 年 月 日		年 月 日
障害級別		療養開始年月日		治療年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで	日間	休業期間中における 業務上の収入の有無		
扶助費支給基礎額					
扶助費支給申請額					
備 考					

注1 「扶助費支給基礎額」算出の証明書（事業主の証明又は市町村長の証明あるもの）を添付すること。（療養扶助費申請の場合は不要）

- 2 療養扶助費申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助費申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助費申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助費申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助費申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助費申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

三芳町と応援協定等締結している市町村

担当課自治安心課（電話番号：049-258-0019）

1 埼玉県内

	市町村名	所在地	連絡先
1	富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049-251-2711
2	ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1 丁目 1-1	049-261-2611
3	上里町	上里町七本木 5518	0495-35-1221
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

2 埼玉県外

	市町村名（県名）	所在地	連絡先
1	東京都豊島区	東京都豊島区南池袋 2 丁目 45-1	03-3981-1111
2	栃木県上三川町	栃木県河内郡上三川町しらさぎ 1 丁目 1-1	0285-56-9111
3	新潟県津南町	新潟県中魚沼郡津南町下船渡戊 戌 585	025-765-3111
4	神奈川県山北町	神奈川県足柄上郡山北町山北 1301-4	0465-75-1122
5			
6			
7			
8			
9			
10			

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳町歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者等に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、三芳町地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合には、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに歯科医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における歯科巡回診療等の実施
- (4) 死亡者の身元確認の協力（歯科治療記録簿等による）

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄及び輸送）

第5条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が備える医薬品等を使用するものとする。

- 2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
- 3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第7条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 歯科医療救護班の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間等)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月26日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

埼玉県入間郡三芳町大字北永井849番地21

乙 三芳歯科医師会

会 長 清 水 学

資料2-51 三芳町内の医療施設一覧

1. 病院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
1	イムス三芳総合病院	藤久保 974-3	049-258-2323	内科・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科・腎臓内科・リウマチ科・神経内科・外科・呼吸器外科・消化器外科・整形外科・脳神経外科・小児科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・形成外科・リハビリテーション科・肝臓内科・血管外科・放射線科・内分泌・代謝・糖尿病内科・乳腺外科	238
2	三芳野病院	北永井 890-6	049-259-3333	内科・精神科・外科・整形外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科・循環器科	97
3	埼玉セントラル病院	上富 2177	049-259-0161	内科・心療内科・精神科・リハビリテーション科・人工透析科・皮膚科	450
4	三芳の森病院	上富 1686	049-274-7911	精神科・内科・心療内科・神経内科	240

2. 診療所

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
1	あさの内科クリニック	みよし台 6-14	049-274-6221	内科・循環器科	0
2	こうの医院	北永井 694-5	049-257-8187	内科・外科・消化器内科・肛門外科	0
3	耳鼻咽喉科橋本医院	藤久保 345-46	049-258-5258	耳鼻咽喉科	0
4	すじの眼科クリニック	みよし台 11-9	049-274-1655	眼科	0
5	つるせ整形外科	藤久保 201-11	049-274-5252	整形外科・リハビリテーション科・内科・皮膚科	0
6	遠山脳神経外科	北永井 997-5	049-274-7666	脳神経外科	0
7	富士内科クリニック	藤久保 16-15	049-257-0601	内科・消化器科・小児科・アレルギー科	0
8	安田醫院	上富 402-5	049-258-3251	内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・アレルギー科・小児科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科・心療内科	0
9	山田内科クリニック	北永井 3-11	049-259-4462	内科・循環器科・小児科・皮膚科	0

3. 接骨院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	あおば整骨院	みよし台 11-12	049-257-2111	接骨・整骨
2	かべ整骨院	上富 1679-6	049-257-1760	接骨・整骨
3	鎌倉通り接骨院	藤久保 803-3	049-274-3099	接骨・整骨
4	亀鍼灸接骨院	藤久保 16-27	049-258-0044	接骨・整骨
5	筋太郎整骨院	藤久保 313-4	049-259-7761	接骨・整骨
6	桑村整骨院	藤久保 27	049-259-3311	接骨・整骨
7	中央整骨院	藤久保 309-3	049-259-2766	接骨・整骨
8	にじいろ接骨院	藤久保 266-5	049-257-5810	接骨・整骨
9	浜町ベル整骨院	藤久保 855-403	049-258-0707	接骨・整骨

4. 歯科医院

No.	病院名	所在地	電話番号	診療科目
1	井上歯科医院	北永井 3-6	049-274-1977	歯科・小児歯科
2	うららか歯科	藤久保 337-9	049-293-4841	歯科
3	おがた歯科・小児歯科医院	みよし台 6-7	049-258-2205	歯科・小児歯科
4	清水歯科医院	藤久保 849-21	049-258-7475	歯科・小児歯科
5	大進歯科医院	藤久保 431-22	049-259-1138	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
6	はばら歯科	藤久保 82	049-258-7615	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
7	三芳歯科医院	藤久保 311-9	049-258-5200	歯科・小児歯科
8	山口歯科クリニック	藤久保 804-3	049-259-0400	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科
9	山田歯科医院	藤久保 381-1	049-259-3911	歯科・小児歯科・矯正歯科
10	ユナイトみよし歯科	藤久保 855-403	049-274-5418	歯科・矯正歯科
11	吉岡歯科医院	藤久保 336-1	049-259-1821	歯科・小児歯科

(埼玉県ホームページ 埼玉県医療機能情報提供システムのデータを元に作成)

資料2-52

火葬場の現況

No.	名称	所在地	電話番号
1	川越市民聖苑やすらぎのさと	川越市大字小仙波867-1	049-226-0090
2	さいたま市浦和斎場	さいたま市桜区大字下大久保1523-1	048-855-6246
3	戸田葬祭場	東京都板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4241
4	所沢市斎場	所沢市北原町1282	04-2993-9931
5	入間東部広域斎場しののめの里	富士見市下南畑70-1	049-275-3030

資料2-53

三芳町内の薬局の現況

No.	名称	所在地	電話番号
1	あすなろ薬局三芳店	北永井694-6	049-257-7727
2	ウエルシア薬局三芳藤久保店	藤久保7225	049-259-7820
3	エース薬局藤久保店	藤久保197-20	049-274-7681
4	サンタの健康薬局三芳店	北永井2-4	049-257-0576
5	スギ薬局三芳町店	竹間沢353番地1	049-274-5066
6	スギ薬局藤久保店	藤久保855-403 ユニクス三芳店内	049-274-7870
7	すずかけ通り薬局	みよし台6-14	049-293-6481
8	セキ薬局藤久保店	藤久保201-1	049-274-1100
9	ドラッグセイムスみよし台薬局	みよし台5-1	049-293-1391
10	パル薬局三芳町店	みよし台11-12	049-259-5351
11	みどりの森薬局	北永井997-8	049-259-2778
12	みよし薬局	藤久保14-2	049-274-5665
13	ライオン薬局三芳店	藤久保962-16	049-257-1600
14	薬局アポック三芳店	北永井893-9	049-274-6150

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における遺体搬送の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が一時的、又は集中的に発生した場合、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に遺体の搬送を迅速、かつ円滑に行うため、必要な手続き等について定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体輸送
- (2) 遺体の輸送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (3) その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請の場所
- (6) 協力を要請する期間
- (7) その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の輸送に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- (2) 遺体の輸送した回数及び輸送した遺体数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

- (1) 甲 三芳町 防災主管課長
- (2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会 埼玉県支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な支援協力が図れるよう、この協定により支援協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成20年8月7日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
甲 三芳町
三芳町長 鈴木英美

埼玉県飯能市八幡町4番12号
乙 社団法人 全国霊柩自動車協会 埼玉県支部
支部長 青木利男

第1号様式

平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

(社) 全国霊柩自動車協会 埼玉県支部長 様

三芳町長

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職 名	課	係
氏名・電話番号	氏名	電話番号	
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃		
要 請 理 由			
要 請 内 容			
履 行 場 所			
履 行 日	履行日：平成 年 月 日		
履 行 期 間	期 間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
備 考			

平成 年 月 日

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

(あて先) 三芳町長

(社)全国霊柩自動車協会 埼玉県支部
支部長 青木利男 印

災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名	課 電話番号	係
電話、ファクシミリ等による要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃		
実施業務内容			
使用物資・数量	<input type="checkbox"/> 遺体輸送した車両台数 ・霊柩車 台 ・その他の車両 台 <input type="checkbox"/> その他の役務等		
実施業務の従事者数			
履行の場所			
履行日 履行期間	履行日：平成 年 月 日 期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
輸送回数・遺体数・走行距離	輸送回数	回	
	遺体数	体	
	走行距離	km	
その他・備考			

添付書類 実績報告書（1遺体輸送毎の運賃計算書等）

資料2-55 遺骨及び遺留品票

三芳町災害遺体 第 号	氏 名		性 別	男 女
遺体が発見され た場所				
火 葬 場 名				
遺 留 品				

第1 総則

1 目的

この要領は、「埼玉県地域防災計画」に基づき、県下に甚大な被害を及ぼす大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した際における広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場経営者が行う基本事項を定めることを目的とする。

なお、本要領は、平成9年11月13日付け衛企第162号にて厚生省（現：厚生労働省）から通知された「広域火葬計画」に位置付けるものとする。

2 定義

この要領において、「広域火葬」とは、災害により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが困難となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場経営者は、死者への尊厳とその遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とした広域火葬の実施に努めるものとする。

第2 災害に備えた対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

- (1) 県は、県内及び近隣都県（関東地方知事会を構成する都県をいう。以下同じ。）の火葬場について、名称、所在地、連絡先、火葬能力、使用燃料、周辺交通事情その他必要な事項についてあらかじめ把握しておくものとする。
- (2) 県は、県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先その他必要な事項についてあらかじめ把握しておくものとする。

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場経営者は、災害発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・災害発生時に使用する遺体安置所の確保
- ・災害発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

遺体及び資機材等の搬送に使用する車両について災害対策基本法第76条第1項による「緊急通行車両」として、同法施行令第33条第1項に基づく届出

- (2) 火葬場経営者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じるものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的にした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

資機材等の搬送に使用する車両について災害対策基本法第76条第1項による「緊急通行車両」として、同法施行令第33条第1項に基づく届出

- (3) 県は、市町村を補完する立場から関係事業者又は関係団体との協定等を締結し、市町村及び火葬場経営者を支援するものとする。

4 訓練等

- (1) 県は、必要に応じて市町村及び火葬場経営者等の協力を得て、広域火葬の実施に関する訓練を行うものとする。
- (2) 市町村及び火葬場経営者は、必要に応じて災害発生時に各自が求められる業務の遂行に資するための訓練を行うものとする。

第3 災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合には、埼玉県災害対策本部医療救急部生活衛生課に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬実施のための情報収集及び連絡調整に当たるものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 被災市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死亡者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。
- (2) 火葬場経営者は、災害発生後、速やかに施設の被災状況及び火葬能力並びに火葬要員の安否及び出動の可能性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式1-1)
- (3) 県は、火葬場経営者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に必要な情報を報告するものとする。(様式1-2)

3 広域火葬の応援要請

- (1) 被災市町村は、平常時に使用している火葬場で火葬を行うことが困難と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援を要請する。(様式2)
- (2) 県は、被災市町村からの要請又は自らの判断により、広域火葬の実施を決定し、火葬場経営者及び必要に応じて近隣都県に対し応援を依頼するとともに、当該依頼に要した書面の写しをもって国にその旨を報告するものとする。(様式3-1、様式3-2)
- (3) 近隣都県よりさらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、県は国に応援要請を依頼する。(様式3-3)
- (4) 県から広域火葬の応援依頼を受けた火葬場経営者及び近隣都県等は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式4)
- (5) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場経営者及び協定締結団体に、市町村は、住民及び管内葬祭業者等関係者に速やかにその旨を周知するものとする。
- (6) 県及び火葬場経営者は、近隣都県で災害が発生した場合は、本要領の規定を準用し、速やかに協力体制を整え、可能な限り対応するものとする。

4 火葬場の選定

- (1) 県は、火葬場経営者及び近隣都県等の広域火葬に係る協力の承諾状況を整理し、承諾を得られた火葬場の割り振りを被災市町村に通知するとともに、協力を承諾した火葬場及び近隣都県等に対

し割り振りの通知を行うものとする。(様式5-1、様式5-2)

(2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、当該火葬場と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(3) 被災市町村は、非常事態のため使用可能な火葬場が限定されていることや交通規制状況等を遺族に対して説明し、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を得よう努めるものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

(1) 火葬場経営者は、火葬要員が被災したために、火葬場が稼働できない場合は、その旨を県に報告し、火葬要員の派遣の手配を要請するものとする。(様式6-1)

(2) 県は、前号の火葬場からの要請に基づき、他の火葬場経営者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、当該依頼に要した書面の写しをもって国にその旨を報告するものとする。(様式6-2、様式6-3)

(3) 県から火葬要員の派遣について依頼を受けた火葬場経営者及び近隣都県等は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式7)

6 遺体保存及び搬送

(1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、遺体安置所の設置、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、必要な措置を講じるものとする。また、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの必要な遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 県は、被災市町村において柩、ドライアイス等の資機材が不足する場合は、関係業者等に関する情報提供等を行うものとする。

7 相談窓口の設置

被災市町村は、相談窓口を設置し、火葬に対する住民からの相談に応じるとともに広域火葬についての情報提供に努めるものとする。なお、広域火葬の実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限、焼骨の受渡し方法等について遺族等に説明する際には、遺族の感情に十分配慮するものとする。

8 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込みを受け付けるものとする。

9 火葬状況の報告

(1) 被災市町村は、災害による遺体と災害以外の事由による遺体を区別して県に報告するものとする。(様式8-1)

(2) 広域火葬の応援協力により火葬を行った火葬場経営者は、火葬状況について日報及び火葬実績等をとりまとめ、県に報告するものとする。(様式8-2、様式8-3)

(3) 県は、市町村及び火葬場経営者からの報告に基づき、国に報告するものとする。

10 火葬許可の特例的取扱

被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、市町村又は火葬場経営者は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

11 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨については、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断し広域火葬の終了が適当であると認めるときは、広域火葬を終了し、市町村及び火葬場経営者等に周知するとともに国に報告するものとする。

13 大規模な疾病の流行等への準拠

大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる非常事態が生じた場合においても、必要に応じてこの要領の定めるところにより対応するものとする。

第4 雑則

この要領は、市町村又は火葬場経営者が他の市町村又は火葬場経営者と締結している災害発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

災害緊急

様式1-1 (第3-2 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

火葬場被災状況等報告書 (第 報)

災害・大規模な疾病の流行・武力攻撃・その他 [] による被災
状況等を下記のとおり報告します。

火葬場名称			
点検日時	年	月	日 時 分
被害状況	火葬炉本体	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	火葬炉付帯設備	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	建 屋	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	進 入 路	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況:)
	そ の 他	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 (状況:)
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし (最大火葬数 体/日)		
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)		
	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中		
復旧見込み	一部稼働	年 月 日	
	全部稼働	年 月 日	
	なし ・ 未定		
そ の 他	火葬要員の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ()	
	通信手段の確保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ()	
	燃 料 の 確 保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ()	
	電 源 の 確 保	<input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障有り ()	
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
FAX：048-824-2194
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 1 - 2 (第 3 - 2 (3) 関係)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課扱い)

火葬場被災状況等報告書 (第 報)

災害・大規模な疾病の流行・武力攻撃・その他 [] による被災
状況等を下記のとおり報告します。

被害状況	火葬炉本体	無： 箇所	有： 箇所
	火葬炉付帯設備	無： 箇所	有： 箇所
	建 屋	無： 箇所	有： 箇所
	進 入 路	無： 箇所	有： 箇所
	そ の 他	無： 箇所	有： 箇所
火葬炉の使用	支障なし	箇所	
	一部不能	箇所	
	不能	箇所	
	不明・調整中	箇所	
そ の 他	火葬要員の確保	支障なし： 箇所	支障有り： 箇所
	通信手段の確保	支障なし： 箇所	支障有り： 箇所
	燃 料 の 確 保	支障なし： 箇所	支障有り： 箇所
	電 源 の 確 保	支障なし： 箇所	支障有り： 箇所
県内死者数	【 月 日 時現在】 人		
連絡事項			
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a3600-03@pref.saitama.lg.jp	

災害緊急

様式2 (第3-3 (1) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇市町村災害対策本部長

広域火葬応援要請書 (第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、広域火葬応援を要請します。

発生場所	<input type="checkbox"/> 市町村全域 <input type="checkbox"/> 一部地域 () <small>*大規模な疾病の流行の場合には、市町村全域にチェックを入れること。</small>			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人	
			小人： 人	
			胎児： 人	
			不明： 人	
行方不明数	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)			
火葬等応援要請事項	遺体数 ※災害以外の死亡を含む その他	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	遺体数内訳	大人： 人
				小人： 人
				胎児： 人
				不明： 人
特記事項				
連絡担当者	担当部局課			
	職名・氏名			
	電 話	内線		
	F A X			
	メールアドレス			

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。 注2) 広域火葬応援要請遺体数は、要請時点での総数とし、前回要請時の数に新たに判明又は発生した遺体のうち広域火葬が必要な数を加え、前回の要請により広域火葬が行われた又は予定された数を減じた数とすること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
 FAX：048-824-2194
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 3-1 (第 3-3 (2) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援依頼書 (第 報)

年 月 日 時 分に発生した () により、次の市町村において多数の死亡者が発生し、当該市町村災害対策本部長から広域火葬応援の要請がありましたので、貴火葬場における火葬応援の可否について様式 4 により報告をお願いいたします。

災害発生市町村名			
	(※第 2 報以降、再応援要請市町村は△印、新規応援要請市町村は○印)		
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
行方不明数	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)		
火葬等応援要請事項	遺体数 ※災害以外の死亡を含む (前報比増減数 人)	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	遺体数内訳
			大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
その他			
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

災害緊急

様式 3-2 (第 3-3 (2) 関係)

年 月 日

〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援依頼書

年 月 日 時 分に発生した () により、本県において多数の死亡者が発生し県内だけでは対応できないため、広域火葬応援として、火葬場の手配について協力を依頼します。

災害発生場所			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
火葬等協力 依頼事項	【 月 日 時現在】 遺体数 人 (前報比増減数 人)	遺体数内 訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
	その他		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

災害緊急

様式 3-3 (第 3-3 (3) 関係)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

広域火葬応援要請依頼書

年 月 日 時 分に発生した () により、広域火葬を実施しておりますが、下記の都県以外の都道府県についても広域火葬の協力をお願いしたいので、応援要請を依頼します。

記

1 既に広域火葬応援を依頼した都県

2 今回応援要請を依頼する内容

災害発生場所			
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	【 月 日 時現在】 人 (前報比増減数 人)	死亡者数 内訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
火葬等協力 依頼事項	【 月 日 時現在】 遺体数 人 (前報比増減数 人)	遺体数内 訳	大人： 人
			小人： 人
			胎児： 人
			不明： 人
	その他		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

注) 小人は、12歳未満の子供とする。

災害緊急

様式4 (第3-3 (4) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

広域火葬協力回答書 (第 報)

年 月 日付で依頼のありました火葬応援について、次のとおり回答します。

火葬応援	可能 ・ 不可能 (今後の応援協力の可能性)			
火葬場名				
所在地				
最寄りのレポート				
受入可能遺体数等	月 日 ()	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ()	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ()	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ()	時～ 時 体	時～ 時 体	
	月 日 ()	時～ 時 体	時～ 時 体	
	上記の月日以降の火葬受入		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中
	最寄りのレポート等からの車両配備		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中
	最寄りのレポート等における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中
	火葬場内における棺運搬等要員		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中
	被災市町村火葬場への要員派遣		<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 検討中
その他 (骨つぼの確保等)				
連絡担当者	担当部局課			
	職名・氏名			
	電 話	内線		
	F A X			
	メールアドレス			

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
 FAX：048-824-2194
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式5-1 (第3-4 (1) 関係)

年 月 日

〇〇市町村災害対策本部長 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

応援火葬場割り振り通知書 (被災市町村用)

年 月 日付で依頼のありました広域火葬応援要請 (第 報)
については、貴市町村の火葬を別添の各火葬場に割り振りましたので、通知し
ます。

なお、詳細については、当該火葬場と直接協議・調整を行ってください。

〇添付書類：広域火葬場割り振り表 枚 (NO. ~)
【 年 月 日 時現在】

連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当
	職名・氏名	
	電 話	直通 048-830-3613
	F A X	048-824-2194
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式5-2 (第3-4 (1) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様
〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

応援火葬場割り振り通知書 (応援火葬場・近隣都県用)

年 月 日付の広域火葬協力回答書(第 報)に基づき、別添のとおり割り振りしましたので、御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、別途被災市町村から各火葬場と直接協議・調整を行いますのでよろしくお願ひします。

〇添付書類：広域火葬場割り振り表 枚 (NO. ~)
【 年 月 日 時現在】

連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当
	職名・氏名	
	電 話	直通 048-830-3613
	F A X	048-824-2194
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp

広域火葬場割り振り表

_____年 ____月 ____日 現在 NO. _____

遺体搬入被災市町村名	担当部局課・担当者及びTEL・FAX	広域火葬場名及び所在地	担当部局課・担当者及びTEL・FAX	最寄りのヘリポート	受入可能日時及び遺体数(午前・午後対応の場合は2段書き)	左記月日以降の受入	ヘリポート等からの車両配備	ヘリポート等での棺運搬等要員	火葬場内の棺運搬等要員	被災地火葬場要員派遣	その他の応援可能内容
1	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
2	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
3	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
4	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		
5	TEL FAX		TEL FAX		月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	<input type="checkbox"/> 可能	
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能	<input type="checkbox"/> 不可能		
					月 日 時～ 時 体	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中	<input type="checkbox"/> 検討中		

災害緊急

様式6-1 (第3-5 (1) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

火葬要員派遣手配要請書

このことについて、下記のとおり火葬要員派遣の手配を要請します。

火葬場名			
所在地			
火葬炉	炉メーカー名：	炉の年式：	
派遣要請要員数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の職務内容	※具体的に		
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
 FAX：048-824-2194
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 6-2 (第 3-5 (2) 関係)

年 月 日

〇〇火葬場経営者 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

火葬要員派遣依頼書

このことについて、下記のとおり火葬要員の派遣を依頼します。

応援を要する 火葬場名			
所在地			
火葬炉	炉メーカー名：	炉の年式：	
派遣要請要員 数	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
	月 日 ()	時～ 時 人	時～ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員 の職務内容	※具体的に		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

災害緊急

様式 6-3 (第 3-5 (2) 関係)

年 月 日

〇〇都県知事 様

埼玉県災害対策本部長
(医療救急部生活衛生課)

火葬要員派遣依頼書

年 月 日 時 分に発生した () により、被災火葬場から火葬要員の派遣要請があり県内だけでは対応できないため、広域火葬応援として、火葬要員派遣の手配について協力を依頼します。

応援を要する 火葬場名			
所在地			
火葬炉	炉メーカー名 :	炉の年式 :	
派遣要請要員 数	月 日 ()	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ()	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ()	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ()	時~ 時 人	時~ 時 人
	月 日 ()	時~ 時 人	時~ 時 人
派遣要請理由	<input type="checkbox"/> 職員の被災 <input type="checkbox"/> 時間延長稼働のための人員確保 <input type="checkbox"/> その他		
派遣要請要員の職務内容	※具体的に		
連絡担当者	担当部局課	埼玉県保健医療部生活衛生課環境衛生・ビル監視担当	
	職名・氏名		
	電 話	直通 048-830-3613	
	F A X	048-824-2194	
	メールアドレス	a 3600-03@pref.saitama.lg.jp	

災害緊急

様式7 (第3-5 (3) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課)

〇〇火葬場経営者

火葬要員派遣回答書

年 月 日付で依頼のありました火葬要員派遣について、次のとおり回答します。

火葬要員派遣	可能 ・ 不可能		
火葬場名			
所在地			
派遣可能 要員数	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
	月 日 ()	時～ 時	人 職務内容：
特記事項			
連絡担当者	担当部局課		
	職名・氏名		
	電 話	内線	
	F A X		
	メールアドレス		

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
 FAX：048-824-2194
 E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 8-1 (第 3-9 (1) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇市町村災害対策本部長

広域火葬依頼実績報告書

当市町村からの応援火葬場への広域火葬依頼実績を下記のとおり報告します。

火葬場名称									
所在地									
火葬依頼実績	月日(曜日)	依頼数(体)	内 訳						
			災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)			
				大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日()								
	月 日()								
	月 日()								
	月 日()								
	月 日()								
	月 日()								
	月 日()								
そ の 他	レポート等による遺体運搬件数等		件・体						
	レポート等における動員人数等		延 日・延 人						
	その他								
連絡担当者	担当部局課								
	職名・氏名								
	電 話	内線							
	F A X								
	メールアドレス								

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613

FAX：048-824-2194

E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 8-2 (第 3-9 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

広域火葬実施日報

年 月 日に行った 市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況を次のとおりを下記のとおり報告します。

火葬場名称				
所在地				
総 計		(累計: 体 体)	内 訳	大人: 体 (累計: 体)
				小人: 体 (累計: 体)
				胎児: 体 (累計: 体)
死亡原因内訳	災 害	(累計: 体 体)	内 訳	大人: 体 (累計: 体)
				小人: 体 (累計: 体)
				胎児: 体 (累計: 体)
	災害以外	(累計: 体 体)	内 訳	大人: 体 (累計: 体)
				小人: 体 (累計: 体)
				胎児: 体 (累計: 体)
その他応援事項 (連絡事項を含む)				
連絡担当者		担当部局課		
		職名・氏名		
		電 話	内線	
		F A X		
		メールアドレス		

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613
FAX：048-824-2194
E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

災害緊急

様式 8-3 (第 3-9 (2) 関係)

年 月 日

埼玉県災害対策本部長 様
(医療救急部生活衛生課扱い)

〇〇火葬場経営者

広域火葬実績報告書

当火葬場において、市町村内から搬入された遺体の火葬実施状況等を下記のとおり報告します。

火葬場名称								
所在地								
火葬実績	月日(曜日)	依頼数(体)	内 訳					
			災害による死亡(体)			災害以外の死亡(体)		
			大人	小人	胎児	大人	小人	胎児
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
	月 日()							
その他	ヘリポート等による遺体運搬件数等		件・体					
	ヘリポート等における動員人数等		延 日・延			人		
	被災火葬場への要員派遣等		延 日・延			人		
	その他							
連絡担当者	担当部局課							
	職名・氏名							
	電 話	内線						
	F A X							
	メールアドレス							

注1) 小人は、12歳未満の子供とする。注2) 本票は、依頼した火葬場ごとに作成すること。

注3) 死亡原因が災害等か否かを区別できない遺体については、「災害等による死亡」として計上すること。

※連絡先 埼玉県保健医療部生活衛生課 電話：048-830-3613

FAX：048-824-2194

E-mail：3600-03@pref.saitama.lg.jp

資料2-57

町内の寺院一覧

名 称	所 在 地	電話番号
多福寺	上富 1542	258-0837
妙林寺	上富 1617	258-3332
広源寺	藤久保 1007	258-2372
泉蔵院	竹間沢 854	258-3431

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、三芳町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、三芳町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等

を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月20日

甲) 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2
株式会社ゼンリン 関東エリア統括部
部長 園田 孝司

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

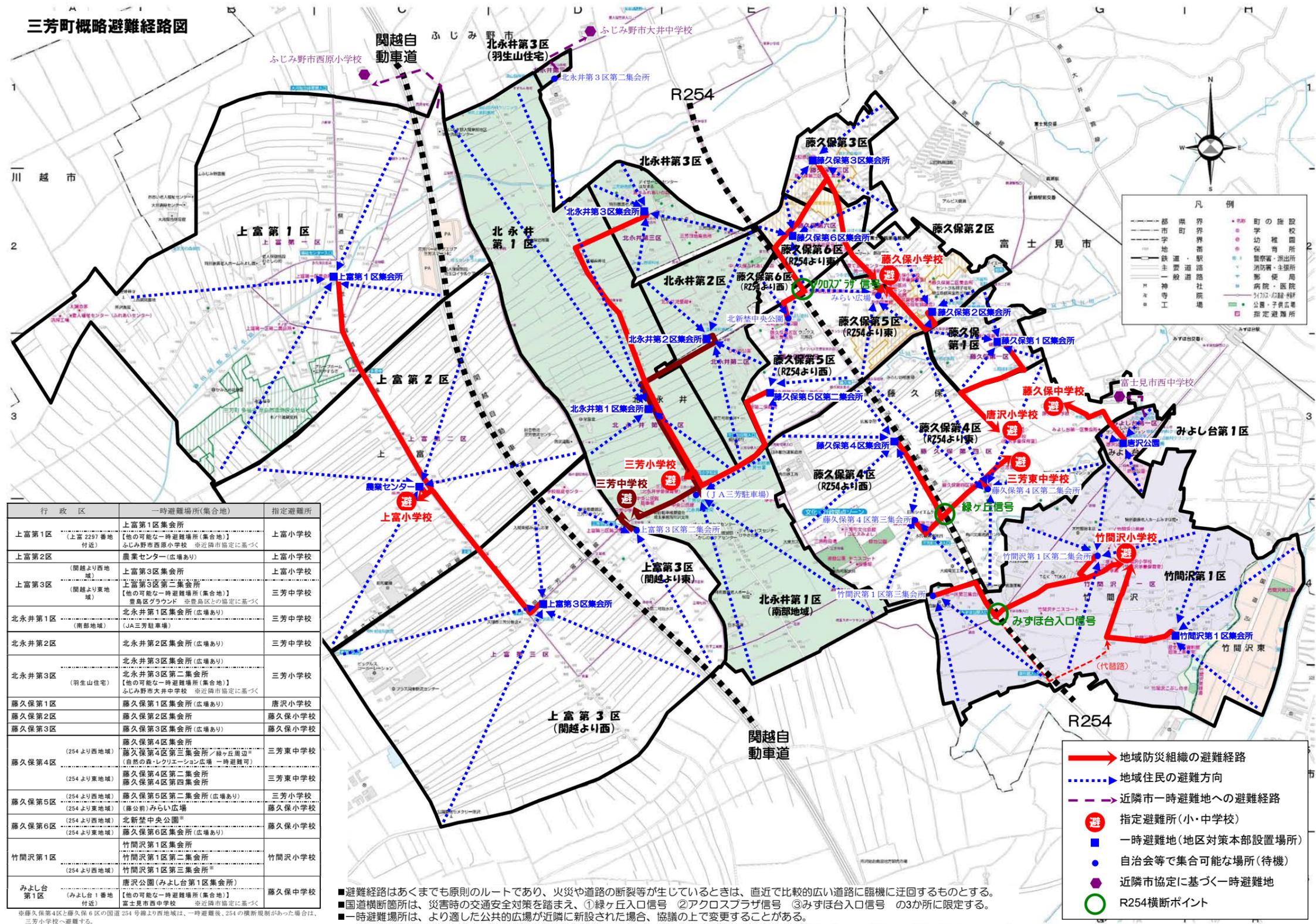
（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上



＜指定避難所・指定緊急避難場所(※)＞			
名称	所在地	電話番号	面積 (m ²)
上富小学校	上富 1267-4	258-6808	3,482.00
三芳中学校	北永井 350	258-0675	5,842.00
三芳小学校	北永井 343	258-0674	6,237.00
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	8,017.00
唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	6,128.00
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	6,810.00
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	6,048.00
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	5,498.00
(※)指定緊急避難場所は各学校の校庭			
＜一時避難場所(行政区集合地)＞			
上富第一区集会所	上富 1909-1		276.84
農業センター	上富 1279-3	259-2525	312.20
上富第三区集会所	上富 402-6		292.75
上富第三区第二集会所	上富 414-5		92.29
北永井第一区集会所	北永井 285-1	258-9598	213.36
北永井第二区集会所	北永井 761-1		346.69
北永井第三区集会所	北永井 892-11		327.52
北永井第三区第二集会所	北永井 994-1		77.01
藤久保第一区集会所	藤久保 378-6	258-9699	282.75
藤久保第二区集会所	藤久保 262-1	259-0694	344.50
藤久保第三区集会所	藤久保 3929-5		132.53
藤久保第四区集会所	藤久保 1054-5	258-9429	283.62
藤久保第四区第二集会所	藤久保 595-11		74.52
藤久保第四区第三集会所	藤久保 1107-43		69.63
藤久保第四区第四集会所	藤久保 541-12		124.20
藤久保第五区第二集会所	藤久保 913-1		275.10
(藤久保公民館前)みらい広場	藤久保 185-1		
藤久保第六区集会所	藤久保 8-3		262.02
北新埜中央公園	藤久保 855-104		2,110.00
竹間沢第一区集会所	竹間沢 877	259-0998	315.12
竹間沢第一区第二集会所	竹間沢 566-2		134.98
竹間沢第一区第三集会所	竹間沢 1150-7		62.11
唐沢公園 (みよし台第1区集会所)	みよし台 4 (藤久保 449-6)		1,599.00 (283.92)
豊島区立三芳グラウンド (※豊島区との協定に基づく)	上富 382-1		41,352.00
ふじみ野市立西原小学校 (※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市大井武蔵 野 1322-4		7,819.00
ふじみ野市立大井中学校 (※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市苗間 24-1		10,015.00
富士見市立西中学校 (※近隣市協定に基づく)	富士見市西みずほ台 3-14-6		7,801.00

資料 2-61 災害時における一時避難所に関する協定書

埼玉県入間郡三芳町（以下「甲」という。）と大日本印刷株式会社 生活空間事業部 製造本部（以下「乙」という。）は、埼玉県入間郡三芳町内における地震、風水害、その他の大規模災害（以下「災害」という。）発生に際しての、住民等の一時避難の協力に関する事前協議をもとに、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における住民等の一時避難時にコンセント電源を利用する必要があると認めるときは、乙に対し、ガスエンジン式発電機によるコンセント電源の利用提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、設備供給要請書（別記様式）によるものとするが、緊急を要する場合においては口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙への都市ガス供給が途絶えている場合、乙が提供する設備が毀損した場合、設備稼働に要する人員の確保が困難な場合、または乙の業務の継続に重大な支障が生じている場合、その他乙が当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。

（コンセント電源の提供）

第3条 乙は、甲に対し、乙の構内指定区域、正門前エリア（正門からフラッパーゲート間）で住民等向けのコンセント電源及び待機休息場所を提供する。なお、提供するコンセント電源の位置は別紙図面の通りとする。

（連絡責任者）

第4条 災害発生時に本協定を円滑に実行するために、甲、乙それぞれが連絡責任者を置く。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては自治安心課長、乙にあつては総務部長とする。
- 3 連絡責任者は、甲乙間の連絡・協議を行う。

（業務の終了）

第5条 本協定による乙の協力業務の終了は、乙の連絡責任者が、甲の連絡責任者と状況を協議した上で、決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 当該施設の使用料は無料とする。

（使用中の事故に対する責任）

第7条 避難者が故意または過失により、乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、甲が責任を持って乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 避難者の施設内で発生した事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 1月 14日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県入間郡三芳町竹間沢 311
大日本印刷株式会社 生活空間事業部 製造本部
製造本部長 大嶋 克之

別記様式（第1条関係）

設 備 供 給 要 請 書

年 月 日

大日本印刷株式会社 生活空間事業部
製造本部長 様

埼玉県入間三芳町 印

災害時における市民の生活保護に関する協定書第1条の規定に基づき、設備の提供を要請します。

1 供給開始日 年 月 日

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳町福祉施設連絡協議会会員施設（以下「乙」という。）とは、「三芳町地域防災計画」及び「三芳町災害時要援護者避難支援プラン全体計画（以下「支援プラン」という。）」に基づく福祉避難所の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に属する施設を福祉避難所として開設し運営することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設に入所又は入所するに至らない在宅の要援護者（同伴の介護者を含む。）で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面（別表2、又は支援プラン個別計画等）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(経費の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。但し、甲・乙が十分な協議の上、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができるものとし、乙はこれに協力するよう努めるものとする。

2 前項において、甲が最低限調達する物品については、別表3のとおりとする。

3 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう有資格者、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設及び運営上知り得た情報の管理にあたっては、三芳町個人情報保護条例(平成15年条例第28号)等の関係法令を遵守しなくてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

平成24年 8月23日

(甲) 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1
三芳町長 林 伊佐雄

(乙) 埼玉県入間郡三芳町北永井 381-3
三芳町福祉施設連絡協議会会員施設
代表 社会福祉法人 めぐみ会
かしの木ケアセンター
施設長 山本 明彦

別表1

「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」締結先一覧

No.	組織種別	運営者	種別	施設名	管理者名
1	社会福祉法人	三芳厚生福祉会	特別養護老人ホーム	みよし園	岡田 雷太
2	社会福祉法人	三芳厚生福祉会	介護老人保健施設	むさしの苑	石川 宏
3	医療法人財団	明理会	病院併設型介護老人保健施設	埼玉ロイヤルケアセンター	齋田 茂雄
4	社会福祉法人	めぐみ会	障害者支援施設（入所・生活介護）	かしの木ケアセンター	山本 明彦
5	社会福祉法人	入間東部福祉会	障害者支援施設（入所・生活介護）	入間東部みよしの里	吉田 拓道
6	株式会社	ユニマットそよ風	グループホーム（介護予防及び認知症対応型共同生活介護）	三芳グループホームそよ風	岡島 直子
7	社会福祉法人	入間東部福祉会	障害福祉サービス（生活介護）	三芳太陽の家	森井 寛文
8	社会福祉法人	三芳町社会福祉協議会	老人デイサービスセンター	けやきの家	内城 一人
9	株式会社	ケアフェイス	老人ショートステイ・デイサービス	ほっと三芳ケアセンター	岩崎 輝子
10	社会福祉法人	みよしの会	特別養護老人ホーム	桜荘	鈴木 洋
11	社会福祉法人	蓬萊会	特別養護老人ホーム	こころ三芳	林 淳一郎
12	医療法人社団	草芳会	介護老人保健施設	エムスガーデン	草野 重信
13	一般社団法人	埼玉たまみずきの会	児童デイサービス	青空	大久保雄祐
14	社会福祉法人	めぐみ会	グループホーム・ケアホーム （障害者共同生活援助・共同生活介護）	すてっぷ	大川 空湖
15	社会福祉法人	めぐみ会	多機能型事業所 （就労移行支援・就労継続支援B型）	のびる作業所	北田 壮

高齢者・障害者（身体・知的・精神）・障害児

基本情報	
氏名・性別	(男・女)
生年月日・年齢	M・T・S・H 年 月 日 ()
住所・電話番号・FAX	住所 TEL () /FAX ()
緊急時連絡先 氏名	続柄 ()
住所・電話番号・FAX E-mail	住所 TEL () /FAX () E-mail
かかりつけ病院・ 電話番号・主治医	病院名 (科) TEL () /主治医
利用者に関する詳細	
持病・主な既往歴	
服薬	なし・あり ()
禁忌薬剤	なし・あり ()
アレルギー	なし・あり ()
発作	なし・あり (座薬等の対応 なし・あり)
医療的ケア	なし・ あり (経管栄養・吸引・褥瘡処置・尿管カテーテル・ 浣腸・座薬) その他 ()

必要補装具	車椅子・杖・補聴器・()
介護上の注意点	
身体の状況等	
特記事項 〔認知症の状態等〕	
現在(過去に)利用している施設・事業所等 (ヘルパー含む)	
<p>平成 年 月 日</p> <p>災害時の救援活動に役立つ個人情報として、三芳町福祉施設連絡協議会会員施設及び災害支援関係者に上記を提供することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">身元引受人 続柄 () 印</p>	

第8条関連 提供可能物品一覧

整理番号	物 品 名
1	クラッカー
2	アルファ米
3	粉ミルク
4	飲料水
5	生理用品
6	多人数用救急箱（消毒液・ガーゼ・三角巾等）
7	毛布（真空パック加工済み）
8	食器セット（食器・皿・コップ・はし・フォーク）
9	下着セット（シャツ・パンツ・靴下）（真空パック加工済み）
10	タオル（真空パック加工済み）
11	トイレットペーパー
12	ローソク（マッチ付）
13	サージカルマスク（抗菌マスクスプレー付）

避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と、東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、三芳町内における避難場所誘導案内付電柱広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に広告を掲出することにより、住民等に対し災害時における避難場所の周知をすることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）避難場所誘導案内付電柱広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて避難場所の誘導案内表示を記載するものをいう。
- （2）避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（避難場所の情報提供）

第3条 甲は、広告の掲出のために必要な避難場所の情報を乙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条に基づき広告の掲出ならびに維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出状況について、掲出状況の変更時及び甲が求める時に報告を行うこと。
- （3）避難場所の変更等により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第5条 広告の仕様は、「避難場所誘導案内付電柱広告デザイン」を基本とする。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する避難場所については、広告掲出場所から極力近距離の避難場所とする。但し、地域の状況により、これにより難い場合には、甲の判断に基づき決定する。

- 2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守すると共に公序良俗に反しないものとする。

(経費)

第7条 広告の掲出にあたり、必要な経費は広告主および乙が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印のうえ、各1通を所有するものとする。

平成27年2月12日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社
総支社長 小池 猛

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

三芳町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年1月23日

甲 埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100 番地 1
埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 林 伊佐雄 印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 5 丁目 8 番 1 7 号
東日本電信電話株式会社
取締役 埼玉事業部長
笠井 澄人 印

【別紙1】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【三芳町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 自治安心課長 伊東 正男	T E L 049-258-0019 F A X 049-274-1009 E-Mail chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp
(副) 教育総務課長 横山 通夫	T E L 049-258-0019 F A X 049-274-1056 E-Mail kyousoumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 営業部 公衆電話担当課長 柳谷 辰哉	T E L 048-833-1800 E-Mail tatsuya.yanagiya@east.ntt.co.jp
(副) 営業部 公衆電話担当主査 木立 幹羊	T E L 048-833-1800 E-Mail kanshi.kidachi@east.ntt.co.jp

三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

東日本電信電話株式会社埼玉支店

営業部 公衆電話担当課長

柳谷 辰哉

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

三芳町およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる 回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。	◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 三芳町による 通話試験 (避難所含む)	① 各避難所等にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

資料2-65 給水用資機材の備蓄状況

備蓄品	数量
給水車	2t 1台
給水タンク	1t 2基
組立式給水槽	1t 1基
給水袋 (6L)	2,000袋
ポリ容器 (20L)	100個

資料2-66 民間非常用井戸（飲料用）指定箇所一覧

指定番号	住所	所在する行政区
1	三芳町大字上富 1625	上富第1区
2	三芳町大字上富 1197	上富第2区
3	三芳町大字上富 287	上富第2区
4	三芳町大字上富 604-1	上富第3区
5	三芳町大字北永井 497	北永井第1区
6	三芳町大字北永井 483	北永井第1区
7	三芳町大字北永井 732	北永井第1区
8	三芳町大字藤久保 969	藤久保第4区
9	三芳町大字藤久保 997	藤久保第4区
10	三芳町大字藤久保 691	藤久保第4区
11	三芳町大字藤久保 665	藤久保第4区
12	三芳町大字藤久保 357-3	藤久保第1区
13	三芳町大字藤久保 798-2	藤久保第5区
14	三芳町大字藤久保 283-2	藤久保第2区
15	三芳町大字藤久保 310	藤久保第1区
16	三芳町大字竹間沢 743	竹間沢第1区
17	三芳町大字竹間沢 648-1	竹間沢第1区
18	三芳町大字竹間沢 662-1	竹間沢第1区
19	三芳町大字竹間沢 801	竹間沢第1区
20	三芳町大字竹間沢 668	竹間沢第1区
21	三芳町大字竹間沢 698	竹間沢第1区
22	三芳町大字竹間沢 683	竹間沢第1区
23	三芳町大字竹間沢 973	竹間沢第1区
24	三芳町大字竹間沢 989	竹間沢第1区
25	三芳町大字竹間沢 602-2	竹間沢第1区

資料2-67 食料の備蓄状況

2024(令和6)年10月29日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役場		
アルファ米	1,050	1,250	3,400	1,400	1,600	1,500	1,300	1,350	4,050	16,900	食
アルファ米(粥)	50	50	200	100	100	50	100	100	750	1,500	食
災害救助用ビスケット	768	864	912	864	864	768	864	864	1,488	8,256	食
缶入りソフトパン	120	216	960	144	168	456	96	192	600	2,952	食
ほ乳びん	30	30	50	30	30	30	30	30	10	270	本
ほ乳びん用乳首	30	30	50	30	30	30	30	30	10	270	個
ポリ洗剤	7	8	10	8	8	8	8	8	5	70	箱
粉ミルク(アレルギー対応)	4	4	4	4	4	4	4	4	8	40	缶
保存水(500ml)	480	1,032	3,240	1,416	1,560	960	1,176	1,224	4,008	15,096	本
サバイバルフーズ		180	180	180	180	180	180	180	180	1,440	食

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
毛布	110	110	640	380	390	110	390	250	353	2,733	枚
ポリ食器4点セット(中食器・小食器・皿・カップ)	45	45	95	45	45	45	340		90	750	人分
食器セット			480	288	288			192	288	1,536	人分
スプーン・フォークセット	50	50				50	50			200	セット
下着セット(シャツ・パンツ等)男性用	100	100	200	100	100	100	100	100	300	1,200	セット
下着セット(シャツ・パンツ等)女性用	100	100	200	100	100	100	100	100	300	1,200	セット
タオル	200	200	400	200	200	200	200	200	200	2,000	枚
乳幼児用おむつ(新生児用・S・M・L等)	24	56	64	40	40	24	24	24	40	336	袋
大人用おむつ	8	12	8	8	8	8	8	12	40	112	袋
ナプキン	2	2	4	4	4	4	4	4	4	32	箱
タンポン	2	2	4	2	2	2	2	2	2	20	箱
ペーパーブラ	50	50	50	50	50	50	50	50		400	枚

資料2-69 防災用資機材の備蓄状況

2024(令和6)年10月29日現在

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
組立トイレ(車椅子対応型)	1		1						1	3	基
災害用オストメイト専用ポータブルトイレ			1							1	基
ワンタッチトイレ(ケース型便座)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	台
段ボールトイレ	2	2	14	10	6	2	10	4	4	54	個
簡易トイレ便器用セット	2	2	24	14	18	2	14	10	4	90	セット
簡単トイレ組織用セット(200回分)	1	1	2			1		2		7	セット
便袋(凝固剤付)	700	400	1,600	1,100	1,100	440	900	600	1,600	8,440	枚
トイレ・着替え等用テント	5	5	7	5	5	5	5	6	9	52	組
多人数用救急箱(1セット50人用)	2	2	3	3	3	2	3	3	3	24	セット
浄水機	1	1		1	1		1	1		6	台
かまどセット(1斗釜・大釜)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	セット
炊き出し用ガス煮炊釜									1	1	セット
大鍋セット									2	2	セット
ガソリン発電機	1	1	1	1	1	1	1	1	5	13	台
ガソリン携行缶	2	3	3	3	3	2	2	2	4	24	個
バルク式発電機	1			1						2	台

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
ガス発電機(ガスボンベ式)		1	1		1	1	1	1	2	8	台
ガスボンベ(5kg)		1	1		1	1	1	1		6	本
発電機用オイル(1ℓ)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	本
ポリ容器(20ℓ) ※浄水場にて保管										100	個
ED袋	500	500	1,300	700	700	500	700	600	600	6,100	枚
のこぎり	5	5	5	5	5		5	5		35	本
なた	5	5	10	5	5	5	5	5	8	53	本
とび口	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	本
投光器	2	1	1	1	1	1	1	1	9	18	個
投光器用三脚	1	1	1	1	1	1	1	1		8	脚
コードリール(30・50m)	1	2	2	2	1	1	2	1		12	個
強カライト	10	10	10	7	10	10	10	7		74	個
単1電池	60	60	60	60	60	60	60	60	84	564	本
LEDライト									6	6	本
LEDランタン	6	6	8	6	6	6	6	6	5	55	個
単3電池(予備含む)	8	8	16	8	8	8	8	8	8	80	本
単1電池	19	22	22	19	19	19	19	17	13	169	本

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
非常用ラジオ(単1・2・3すべてに対応(同種2本))	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18	台
付属単1電池	4	4	4	4	4	4	4	4	8	40	本
内臓リチウム電池	2	2	2	2	2	2	2	2	4	20	個
自吸式ポンプ			1		1				1	3	台
水中ポンプ	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	台
組立水槽(500ℓ)									4	4	個
ウォーターバルーン									2	2	個
ヘルメット	7	7	11	7	7	7	7	7		60	個
トイレットペーパー	124	124	148	144	144	124	124	124		1,056	個
寝袋	18		18	18	18	18	18			108	個
こども用寝袋	1	2	2	2	2	2	2	2		15	箱
ローソク(マッチ付)	150	50	200	100	150	150	150	50		1,000	本
シート(2間×3間)	20	20	20	20	20	20	20	20	55	215	枚
軍手									350	350	双
携帯用コンロ	2	2	3	2	2	2	2	2	2	19	台
コンロ用ガス	6	6	12	6	6	6	6	6	6	60	本

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
タンカ	1	1	1	1	1	1	1	1	13	21	台
タンカ(簡易)									6	6	台
ハンディキャンパー(リヤカー)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	台
リヤカー									1	1	台
トラロープ	3	3	3	3	3	3	3	3		24	束
車椅子	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	台
ワイヤレスアンプ									2	2	台
サージカルマスク	100	100	2,600	100	100	2,600	2,600	100	3,850	12,150	枚
プリーツマスク	2,000	2,000		2,000	2,000			2,000		10,000	枚
電動アシスト折畳自転車									2	2	台
要援護者用パーテーション	4	4	8	4	4	4	4	4	4	40	台
要援護者用エアマット	25	25	25	25	25	25	25	25		200	枚
聴覚障がい者・手話通訳者用バンドナ	15	15	15	15	15	15	15	15	28	148	枚
鉛筆・鉛筆削り(36本)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	セット
特設公衆電話機	2	2	2	2	2	2	2	2		16	セット
簡易ベッド									6	6	基
段ボールベッド	7	7	7	7	7	7	7	7	5	61	基

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
ロールマット	1	1	1	1	1	1	1	1		8	本
間仕切パネル(段ボール・6 畳×10部屋)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	組
トランシーバー									10	10	基
副木SS	1	1	1	1	1	1	1	1		8	台
副木L	1	1	1	1	1	1	1	1		8	台
防寒用救急アルミックシート	1	1	1	1	1	1	1	1		8	セット
拡声器	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	台
単3電池	6	6	6	6	6	6	6	6	12	60	本
職員用ベスト	11	11	13	11	11	11	11	11	8	98	枚
非接触型体温計	2	2	2	2	2	2	2	2		16	個
単3電池	2	2	2	2	2	2	2	2		16	本
大型扇風機	1	2	1	1	1	2	2	2		12	台
AIサーマルカメラ									1	1	台
フェイスシールド	29	29	29	29	29	29	29	29	9	241	セット
化学防護服	8	8	8	8	8	8	8	8	9	73	セット
化学防護服セット	7	7	7	7	7	7	7	7	9	65	セット
ハサミ	3	3	3	3	3	3	3	3		24	本

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
カッター	3	3	3	3	3	3	3	3		24	本
天然ゴム手袋(10双)	2	3	4	2	2	2	3	3		21	パック
ポリエチレン手袋(100枚)	3	3	3	3	3	3	3	3		24	箱
ゴミ袋(45ℓ・30枚)	1	1	3	1	1	1	1	1		10	パック
ゴミ袋(90ℓ・30枚)	3	4	4	3	3	3	3	3		26	パック
飛沫防止用ビニールロール	1	1	1	1	1	1	1	1		8	本
養生テープ(30巻)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱
布ガムテープ(30巻)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱
手指消毒剤	1	2	2	1	1	1	1	1		10	本
抗菌消臭剤	2	2	2	2	2	2	2	2		16	本
キッチンタオル(150枚)	4	4	5	5	4	4	4	5		35	箱
レインコート(10着)	3	3	3	3	3	3	3	3		24	パック
アルクリハンドソープ(24本)	3	3	3	3	3	3	3	3		24	箱
多用途LEDライト	1	2	2	2	1	2	2	2		14	個
単4電池	3	6	6	6	3	6	6	6		42	本
SARAYAヒビスコールSH	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱
ラクチンフック(50本)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱

物 品 名	上富小学校	三芳小学校	藤久保小学校	唐沢小学校	竹間沢小学校	三芳中学校	藤久保中学校	三芳東中学校	役 場		
野外用コードリール(30m)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱
防水延長コード(20m)	2	2	2	2	2	2	2	2		16	箱
ワンタッチテント(新型コロナ ウイルス感染防止用避難所 間仕切りテント)	20	20	20	20	20	20	20	20		160	張
充電式特殊LED投光器	1	1	1	1	1	1	1	1		8	セット
ネオクロールスティックリ フィルセット(100包・3袋)	1	1	1	1	1	1	1	1		8	箱
メモリ付バケツ6L	1	1	1	1	1	1	1	1		8	個
ラテックスグローブ(100 枚)	1	1	2	1	1	1	1	1	1	10	個
袖付きエプロン(10枚)	2	2	2	2	2	2	2	2	4	20	個
LED投光器	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	個
AT多目的ポップアップテン ト	1	1	1	1	1	1	1	1		8	個

50人用救急箱1セット内容(24セット)

品名等	数量	全体数量
消毒液	5本	120本
軟こう	5本	120本
傷当パット	10袋	240袋
絆創膏	2箱	48箱
絆創膏・大	2箱	48箱
清浄綿	1箱	24箱
湿布薬	1箱	24箱
粘着テープ	3巻	72巻
ガーゼ	10袋	240枚
三角巾	25枚	600枚
伸縮包帯	5本	120本
包帯	6本	144本
はさみ	3本	72本
とげ抜き兼用ピンセット	3本	72本
安全ピン	5袋	120袋
メモ帳	2冊	48冊
救急お手当法	1冊	24冊

震災時における緊急設備支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社セレスポ（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用テント設備の設置等緊急対応システム「クイック24」（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救援に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、地震災害時における乙のシステム稼働の必要があると認めるときは、乙にその稼働を要請するものとする。

2 要請連絡の責任者及び要請先については別表1に定める。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置を取ると共に、その措置事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 乙は避難所に緊急本部、救援物資受入、ボランティア受入及び救護所等を目的としたテントキャンプ資材を要請後24時間をめどに搬入し設置するものとする。

2 搬入し設置する資材は別表2に定める。

3 甲の要請により搬入、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、紛失の責を乙は甲にこれを求めない

（稼働範囲）

第5条 乙が甲の要請に基づき稼働する場所は、甲の指定避難場所のうち5箇所とする。

2 稼働する場所は別表2に定める。

(システムの稼働料金)

第6条 本システムの稼働料金は、災害発生直前における適正料金とし、乙は年度ごとにその料金表を提出するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の費用)

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定は、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで有効とし、協定の内容を変更する場合は、甲、乙協議の上、改めて協定を締結することとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成20年 4月 1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100番地1

三芳町長 鈴木 英美



乙 東京都豊島区北大塚1丁目21番5号

株式会社セレスポ

代表取締役社長 稲葉 利彦



協定に関する補足事項

本補足事項は、甲 三芳町 と、乙 株式会社セレスポ との間で
平成26年4月1日に締結された「震災時における緊急設備支援に関する協定書」
を補足する事項に関して取り決めたものです。

甲 支援要請責任者

災害用優先電話	①	049-258-0019（三芳町役場）	
	②	049-258-0016（三芳町役場301会議室）	
代表電話番号		049-258-0019（三芳町役場）	
Eメール		chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
氏名	部署・役職	携帯電話番号	
伊東 正男	自治安心課長		
古寺 靖	防犯防災担当主幹		

※緊急時に使用する電話回線には◎印

乙 クイック24要請先

第一要請先	名称	株式会社 セレスポ さいたま支店		
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-1-1 大黒やオフィスビル4F		
	責任者	支店長 松田 英彦（まつだ ひでひこ）		
	連絡先	平日 昼 間	さいたま支店 TEL 048(825)3271 FAX 048(825)3274	
		休日・夜 間	松田携帯電話 090-2729-5354	
		Eメール	cs-saitama@cerespo.co.jp	携帯メール cs09027295354@docomo.ne.jp
第二要請先	名称	株式会社 セレスポ 大阪支店		
	所在地	大阪府大阪市住之江区北加賀屋3-1-30		
	責任者	支店長 斉藤 伸行（さいとう のぶゆき）		
	連絡先	平日 昼 間	大阪支店 TEL 06(6682)8711 FAX 06(6682)8712	
		休日・夜 間	斉藤携帯電話 090-4620-0669	
		Eメール	cs-oosaka@cerespo.co.jp	携帯メール cs09046200669@cerespo.biz.ne.jp

別表2（第4条、第5条関係）

協定避難場所及び設置内容

名称	所在地	設置内容
1. 上富小学校	上富 1,267	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイプテント（2間×3間） 4張 ・ 養生シート 8枚 ・ テーブル 4台
2. 三芳小学校	北永井 343	同 上
3. 藤久保小学校	藤久保 224・2	同 上
4. 唐沢小学校	藤久保 410・2	同 上
5. 竹間沢小学校	竹間沢 550・1	同 上

災害時における仮設トイレの設置等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と日野興業株式会社埼玉支店（以下「乙」という。）とは、三芳町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、避難所等において被災した三芳町民が利用する仮設トイレの設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（仮設トイレ等の優先供給等に関する協力要請）

第1条 災害時において、甲が仮設トイレを必要とするときは、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請の内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（仮設トイレ等の優先供給に関する協力実施）

第2条 乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、仮設トイレ等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、乙が供給した仮設トイレ等を設置するために要した経費について負担するものとし、甲が負担する経費の価格については、災害発生直前の市場価格とする。

（設置）

第4条 仮設トイレ等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は、当該設置場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当者）

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。

連絡担当者を変更した時も同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。

2 この有効期間が満了する日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月1日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町3-372
カシワ商事宮原駅前ビル5F
日野興業株式会社 埼玉支店
支店長 花 輪 亮 哉

災害時における石油類燃料の確保及び供給の協力に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班（以下「乙」という。）は、三芳町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の確保及び供給に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が行う災害応急対策業務に、乙が行う石油類燃料の確保、優先的な供給及び運搬への協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の緊急用車両（町の公用車含む。）、緊急物資輸送用車両、応急対策用資器材等に使用する石油類燃料の供給要請に対し、積極的に応じるものとする。

（要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、災害対策本部長である町長が行うものとする。ただし、災害時の状況により災害対策本部の担当課長からも協力の要請をすることができるものとする。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後に甲は、次に掲げる事項を文書をもって乙に提出するものとする。ただし、甲は、乙の了解を経て、文書の提出を省略することができる。

(1) 要請を行った者の職名と氏名

(2) 要請した理由

(3) 要請数量

(4) 履行期間

(5) 納入場所

(6) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 乙は、甲の要請により、石油類燃料を確保し、甲が指定する場所への運搬等について積極的に協力するものとする。

2 前項の指定する場所への納入が困難な場合は、甲、乙協議のうえ納入を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が、前条の規定により協力したときは、甲は、その要請により要した経費を負担する。

(価格の決定)

第6条 乙から供給を受ける石油類燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価を基準とし、甲、乙協議して決定する。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、石油類燃料の供給及び納入が完了したときは、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙から請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては自治安心課長、乙にあつては班長とする。

(協定実施の円滑化)

第10条 甲と乙は、この協定に基づく協力の円滑な実施及びこの協定の実効性を高めるため、必要に応じて相互に情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に関し定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、

乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成28年8月18日

埼玉県入間郡三芳町藤久保 1100-1

甲 入間郡三芳町

三芳町長 林 伊 佐 雄

埼玉県入間郡三芳町竹間沢 602

乙 埼玉県石油商業組合入間東部支部三芳班

班 長 落 合 利 也

番 号
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

〇〇〇都道府県知事（市町村長） 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

三芳町（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、三芳町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、住民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
 - (2) 物資搬送車両の確保
 - (3) 被災状況等の情報の提供
- 2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月23日

甲 入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市南区根岸一丁目5番5号
生活協同組合さいたまコープ
代表理事
理事長 佐藤 利昭

第1号様式（三芳町）

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

三芳町長



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

協力要請業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
連 絡 先	
備 考	

供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	必要とする場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

第2号様式（三芳町）

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

三芳町長 様

生活協同組合 さいたまコープ



「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

供給物資等

品 目	仕 様	数 量	供給した場所

※災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(別表) 災害時応急生活物資(第2条関係)

段階 品目	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 (電気・水道復旧時)
食料品	飲料水 ■ 飲料(ジュース・牛乳等) ■ 食品 { <ul style="list-style-type: none"> 菓子パン ■ バナナ ■ レトルト食品(米飯等) 缶詰 即席カップ麺 	水・飲料 菓子パン 食パン バター・ジャム 肉・魚・野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー・お茶・紅茶
衣料品・寝具		下着 靴下
日用品雑貨	ティッシュ トイレtpペーパー オムツ(子ども・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル・ラップ ゴミ袋 紙コップ・紙皿	同左の他 洗面用具・洗剤 文房具 マスク

※ 品目は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき品目。

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）といるま野農業協同組合（以下「乙」という。）は三芳町内における地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有する商品の供給について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲は乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後、応急生活物資供給要請書（別記様式）を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所においての乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷認定書等に基づき、甲乙協議の上、適正な価格を決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成21年7月1日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 三 芳 町

町 長

鈴木英美



埼玉県入間市小谷田4丁目6番地11

乙 いるま野農業協同組合

代表理事組合長

小澤聡夫



別記様式（第5条関係）

応急生活物資供給要請書

年 月 日

いるま野農業協同組合
代表理事組合長 様

三 芳 町 町 長

災害時における応急生活物資供給等に関する協定第5条の規定により、次のとおり要請します。

記

応急生活物資名	規格等	数量	搬入場所	搬入日

資料2-76 災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給するなどし、以って甲の住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に必要な物資供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放の期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、物資の品目や数量、緊急避難先とする場所や期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合でやむをえず文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第6条 前条2項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続し又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力(事業運営上の許認可等)を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。
ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定解消の申し出がない限り、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成27年 8月19日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊 佐 雄

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 44 番 1
株式会社マミーマート
代表取締役社長 岩 崎 裕 文

資料 2-77

災害時における物資の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給すること又は駐車場を開放することにより、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第4条に規定する物資の供給を行うものとする。

3 甲は、発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。この場合において、被災者の対応は、甲が行うものとする。

4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を可能な範囲で甲に無償で開放するものとする。ただし、当該開放の期間や範囲等は、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 前条第1項及び第3項の規定による要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書による要請が困難なときは、甲は、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

(物資の種類)

第4条 第2条第2項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

(物資の受渡し及び運搬)

第5条 物資の引き渡し場所は乙の店舗とし、甲が職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

(物資の対価及び運搬の費用)

第6条 前条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲と乙はそれぞれに連絡責任者を置く。

- 2 甲の連絡責任者は三芳町自治安心課長とし、乙の連絡責任者は総務課長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、協定期間が満了する3か月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各自それぞれ1通を保有する。

令和3年3月19日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番

地1

甲 三芳町

三芳町長 林 伊佐雄

茨城県つくば市西大橋599番地1

乙 株式会社 カスミ

執行役員 伊神 里美

資料 2-78

災害時における物資の供給等に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と株式会社 有村紙工（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風雪水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給するなどし、以って甲の住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に必要な物資供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、物資の品目や数量、緊急避難先とする場所や期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。ただし、緊急の場合でやむをえず文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- （1）段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース及び段ボール間仕切り等）
- （2）段ボール製簡易ベッド
- （3）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が供給したダンボール製品等を設置するために要した経費について負担するものとし、甲が負担する経費の価格については、災害発生直前の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。
ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定解消の申し出がない限り、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和2年2月3日

甲 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 埼玉県入間郡三芳町大字上富 844 番地 2
株式会社 有村紙工
代表取締役社長 有村 誠

資料 2-79 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書

三芳町(以下「甲」という。)とコカ・コーラボトラーズジャパン(以下「乙」という。)は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

(飲料の提供)

第1条 甲は、三芳町内で震度5弱以上の地震または風水害等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときは、乙に対して次の事項について、協力を要請することができる。

(1) 災害発生時において、乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料

2 前項の機内在庫飲料を提供できる状態への設定は、甲が行うものとする。

3 第1項の要請は文書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文章を交付するものとする。

(飲料の調達)

第2条 甲は、三芳町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料の供給を要請することができる。

2 前項の要請は文書(様式第2号)をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文章を交付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

(費用負担)

第4条 第1条第1項に定める飲料の提供により発生した費用は、乙の負担とする。

2 第2条第1項に定める飲料の調達に要した費用は、引き渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(運搬)

第5条 飲料の運搬は、甲乙相互に協力し、第1条第1項に定める場合にあっては甲が、第2条第1項に定める場合にあっては乙が、これを行うものとする。

(不可抗力等)

第6条 甲は災害発生時における飲料提供である事を鑑み、乙が不可抗力等により、第1条、第2条、第3条及び第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲が第2条第1項の規定に基づき引き取った飲料の代金は、引き取り後、すみやかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては自治安心課長、乙においては支店長とする。

(協定の期間)

第9条 協定期間は賃貸借期間と同一とし、3年間とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

令和6年9月13日

様式第1号

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

三芳町長 〇〇 〇〇

災害時における飲料の提供について（依頼）

標記の件について、災害時における飲料の提供・調達に関する協定第1条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 自動販売機設置箇所

- (1) 財産名称
- (2) 所在地
- (3) 貸付箇所

2 災害対策本部設置日

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

3 電話要請日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

4 担当課

三芳町 課
氏名 電話

5 対応者

6 その他

様式第2号

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

三芳町長 〇〇 〇〇

災害時における飲料の調達について（依頼）

標記の件について、災害時における飲料の提供・調達に関する協定第2条の協定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 飲料の種類及び数量
- 2 飲料搬入希望日時
令和 年 月 日 午前・午後 時 分
- 3 飲料搬入場所
- 4 災害対策本部設置日
令和 年 月 日 午前・午後 時 分
- 5 電話要請日時
令和 年 月 日 午前・午後 時 分
- 6 担当課
三芳町 課
氏名 電話
- 7 対応者
- 8 その他

資料2-80 災害時における飲料の提供・調達に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲は、三芳町内で震度5強以上の地震または風水害等により大規模災害が発生し災害対策本部を設置した場合において、飲料の提供が必要となるときは、乙に対して次の事項について、協力を要請することができる。

（供給飲料の種類および数量）

第2条 災害時に乙が甲に供給する飲料および数量は、次の各号に挙げる品目および数量とする。

（1）品目：乙が取り扱う飲料（水・お茶・スポーツドリンク等）

（2）数量：自販機1台につき2ケース 合計16ケース

（供給の要請）

第3条 甲は、前条による物資の供給を受けようとするときは、災害時物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出する。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、事後に文書を提出する。

（応急物資の供給）

第4条 乙は、甲から前条による要請を受けたときは、可能な限り他に優先して甲に物資を供給するものとする。

2 供給に係る物資の運搬は、乙又は別表に記載する乙の営業拠点が行う。ただし、乙若しくは乙の営業拠点による運搬が不可能な場合又は早急な供給に支障が生じる恐れがある場合等は、甲による運搬を妨げない。

3 前項後段の場合において、乙は、甲が当該物資の保管場所となる敷地又は建物に立ち入る必要がある場合で、当該保管場所が乙の管理に属する場合はこれを認め、そうでない場合は甲が立ち入ることが出来るよう手配すること。

(費用負担)

第5条 第2条各号に定める飲料は無償とし、供給に要する費用は乙の負担とする。

(協定の有効期限)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、協定期間は賃貸借期間と同一とし、3年間とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては自治安心課長、乙においてはダイドービバレッジサービス(株)所沢営業所長 とする。

(補則)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月13日

(甲) 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100-1
三芳町長

(乙) 埼玉県さいたま市北区宮原町1-311-2
ダイドードリンク株式会社
首都圏第二営業部長

別表1（第4条第2項関係）

営業拠点	ダイドービバレッジサービス(株) 所沢営業所
所在地	埼玉県所沢市南永井493-2
電話番号	04-2951-2501

別表2（第7条連絡責任者）

連絡責任者	ダイドービバレッジサービス(株) 所沢営業所長
氏名	上野 雅和
電話番号	080-5761-6476

様式第1号

〇〇〇第 号

令和 年 月 日

ダイドードリンコ株式会社

首都圏第二営業部長 齋藤 和男 様

三芳町長 林 伊 佐 雄

災害時における飲料の調達について（依頼）

標記の件について、災害時における飲料の提供・調達に関する

第2条の協定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 飲料の種類及び数量

品 目	_____
貴社取扱い飲料	_____ ケース

2 飲料搬入希望日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃まで

3 飲料搬入場所

4 災害対策本部設置日

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

5 電話要請日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

6 担当課

三芳町 課

氏名 _____ 電話 _____

7 対応者

8 その他

上赤坂中継ポンプ所の震災時等給水に関する覚書

埼玉県（以下「甲」という。）と三芳町（以下「乙」という。）とは、甲が上赤坂中継ポンプ所内に設置した震災時等給水施設（以下「施設」という。）における給水に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、震災時等の給水体制を強化するために必要な事項を定めることにより、施設の適正な管理と円滑な運用を図ることを目的とする。

（施設の位置付け）

第2条 施設は、埼玉県地域防災計画の定めるところにより、乙の給水要請に基づき、甲が給水を実施するための施設である。

（連絡系統等）

第3条 甲と乙は、毎年度当初、連絡体制表を相互に取り交わし、連絡系統の確認を行うとともに年に一度、施設の現地状況の立会い確認を行う。なお、乙単独で施設の現地確認等を行うときは、日時等について、事前に甲と協議すること。

（給水の実施）

第4条 甲は、乙から給水要請があったときは、施設において直ちに給水車両等への給水を実施するものとする。

（緊急措置）

第5条 乙は、甲がやむを得ない事情により前条の給水ができないとき、門の開錠と施錠、門の開閉、給水ポンプ室におけるポンプの運転・停止操作、給水栓の開閉、給水ホースによる給水を行うことができるものとする。なお、乙は、作業中に第三者が施設内に入らないよう対応するものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の作業に必要な門等の鍵を無償で貸与するものとする。

（原因者負担）

第6条 甲又は乙が自己の責により施設に損傷を与えたときは、それぞれ原因者の負担により復旧するものとする。なお、施設の利用に係る水の使用料、電気料金、燃料費等については、甲の負担とする。

（補償）

第7条 施設での作業中における乙の職員の災害補償費は乙の負担とするが、乙の職員の傷病に対する応急的な治療費については甲の負担とする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項若しくは疑義が生じたとき、又はこの覚書を変更しようとするときは、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この覚書は、平成31年2月1日から施行する。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、施設が供用されている限りとする。

この覚書を成立するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 埼玉県さいたま市桜区大字宿6-18

埼玉県

埼玉県大久保浄水場長 松長 和真



乙 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

三芳町水道事業

三芳町長 林 伊佐雄



非常災害時における緊急支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と三芳町災害対策協力会（以下「乙」という。）は、三芳町内における大規模な地震、火災、風水害等（以下「非常災害」という。）の発生時の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に非常災害が発生した場合において、三芳町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、次の各号について、甲が乙に協力を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- （1）道路の応急復旧（防災計画第2部第2章第7節2）
- （2）応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理（防災計画第3部第2章第7節7）
- （3）その他、甲において必要と認める支援活動

（要請）

第2条 前条に基づき甲が乙に協力を要請した場合においては、乙は、要請事項について適切な措置を講ずるとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第3条 甲の協力要請により乙が要した費用は、甲の負担とする。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の運用について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用と更新）

第5条 この協定の適用は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年6月11日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
甲 埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 鈴木英美

埼玉県入間郡三芳町大字上富1294番地1
乙 三芳町災害対策協力会
会長 青木孝夫

三芳町災害対策協力会 会員名簿

令和5年4月1日現在

	〒	住所	会社名	TEL	FAX	
ア	1	354-0045	三芳町大字上富523-1	(有)阿部商事	049-258-0183	049-259-4997
	2	354-0045	三芳町上富1589-2	石坂産業(株)	049-259-1177	049-259-0687
	3	354-0044	三芳町北永井308-3	(有)伊藤建設工業	049-259-3999	049-259-7049
	4	354-0045	三芳町上富1678-1	(株)インフィールド	049-259-7172	049-293-7533
	5	354-0045	三芳町上富513	ウィズグリーン(株)	049-258-6145	049-258-6120
	6	354-0041	三芳町大字藤久保705-1	(株)エストコーポレーション	049-258-3155	049-258-3197
	7	354-0045	三芳町大字上富1545-60	(有)江原設備	049-258-2390	049-259-8530
	8	354-0041	三芳町藤久保1122-4	(株)オチアイ	049-258-6772	049-258-6774
	9	354-0044	三芳町大字北永井501-5	(有)小幡土建工業	049-257-0407	049-257-0407
カ	10	354-0045	三芳町大字上富1554-1	片山商事(株)	049-259-6741	049-258-6227
	11	354-0041	三芳町藤久保27-47	関東グリーンサービス(株)	049-258-4706	049-258-4709
	12	352-0012	新座市畑中3-1-5	(株)クマクラ	048-479-0391	048-479-0446
	13	359-0014	所沢市亀ヶ谷3-3	(有)駒設備	042-968-9783	042-968-9784
サ	14	354-0024	富士見市鶴瀬東2-2-17	(有)齊藤水道工業所	049-251-1363	049-254-6034
	15	354-0045	三芳町上富1553-50	㈱三盛	049-258-6116	049-258-5676
	16	354-0044	三芳町北永井391-3	三協測量設計(株)	049-259-1911	049-258-2375
	17	354-0044	三芳町北永井836-3	塩野建設工業(株)	049-259-0800	049-259-0885
	18	354-0044	三芳町藤久保3796-39	(株)ジオマックス	049-259-7878	049-259-7879
	19	354-0044	三芳町北永井156-2	(有)シモヤマ工業	049-259-3272	049-293-1787
	20	354-0045	三芳町上富264	昭和ガス(株)	049-258-5711	049-258-9866
	21	354-0045	三芳町上富1311-3	新富電設(有)	049-258-3491	049-258-3488
	22	354-0045	三芳町上富1545-23	(株)菅原工業所	049-258-4541	049-258-6709
	23	354-0045	三芳町上富1550-3	(有)鈴木産業	049-258-4703	049-259-3405
	24	354-0044	三芳町北永井884-15	(有)善光設備	049-258-9101	049258-8283
	タ	25	354-0044	三芳町北永井574	大起建設(株)	049-258-3271
26		354-0041	三芳町大字藤久保1081-1	大東ガス㈱	049-259-1113	049-259-1108
27		354-0045	三芳町上富1764-6	(株)大門造園	049-259-1200	049-259-1201
28		354-0041	三芳町藤久保3926	(有)高橋土木	049-258-1167	049-259-6131
29		354-0043	三芳町竹間沢658	(有)武井設備	049-258-3525	049-258-4537
30		354-0041	三芳町藤久保14-1	(有)谷合設備工業所	049-258-0882	049-258-0876
31		356-0025	ふじみ野市仲1-1-1	(有)富田設備工業所	049-261-0167	049-261-0486
ナ	32	354-0045	三芳町大字上富98	(有)中町住設工業	049-258-3940	049-259-3860
	33	354-0041	三芳町藤久保3993-8	(株)西内工務店	049-258-2392	049-259-7353
	34	354-0041	三芳町藤久保311-5	(有)西山電器	049-258-0951	049-258-0951
	35	354-0045	三芳町上富559-1	(株)ニッパンレンタル	049-274-6636	049-274-6637
ハ	36	354-0044	三芳町北永井868	(有)船津商事	049258-0063	049-259-2771
	37	354-0041	三芳町藤久保3878	フルカワ電設(株)	049-258-6446	049-259-1740
	38	354-0044	三芳町大字北永井66-6	(有)細谷設備	049-258-3692	049-258-9247
マ	39	354-0041	三芳町藤久保3943-3	(有)マルナカ設備工業	049-258-2343	049-258-1551
	40	354-0041	三芳町藤久保6534	ミクニ電気(株)	049-265-7107	049-265-7172
	41	354-0045	三芳町大字上富1552	(有)三芳エアコンサービス	049-258-0470	049-258-9828
	42	354-0045	三芳町上富1496-4	ミヨシトータルサービス(株)	049-258-3675	049-258-1964
ヤ	43	354-0045	三芳町上富1908-2	(株)矢島工務店	049-258-3665	049-258-3446
	44	354-0045	三芳町大字上富2135	(有)吉野水道工業所	049-261-2390	049-266-2853
	45	354-0045	三芳町上富196-2	リコ・スタイル(株)	049-258-1661	049-259-2838

災害時における被災者支援に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害、並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士相談を受けることが出来る者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた三芳町内在住者（企業その他の団体等を含む）
- (2) 災害により三芳町外から同町内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者、又は現に支援に当たっている者で、甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、被災者支援のため必要と認める場合、乙に対し、第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日、速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事するものを選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第 6 条 甲は、災害時において、乙に対し協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整、及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第 7 条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた場合、行政書士業務相談の実施状況、その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第 8 条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の解除又は変更について、期間満了日の 1 か月前までに、甲及び乙のいずれかからも何らの意思表示が無い場合は、更に 1 年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して生じた疑義については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲 三芳町大字藤久保 1100 番地の 1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

乙 さいたま市浦和区仲町 3 丁目 11 番 11 号
埼玉県行政書士会
会 長 荒 岡 克 巳

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 月 日

(甲) 入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 山 崎 秀美

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

三芳町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、住民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求する

ものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年7月19日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1
甲 三芳町
三芳町長 林 伊佐雄

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
乙 埼玉土地家屋調査士会
会 長 佐藤 忠治

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

三芳町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	三芳町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【要請担当者】

担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

年 月 日
(時 分)

被害認定調査要請承諾書

三芳町長様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	三芳町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

- 2 要請人員 _____名
- 3 集合場所 _____

【派遣担当者】
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

罹災証明申請書

三芳町長 あて

申請者 住所
氏名
電話

印

罹災内容

罹災年月日	平成 年 月 日 () ~ 日 () 午前 時 分 ~ 午後 時 分にかけて
災害の種別	台風 号 雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
罹災箇所	住所 家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他 m ²
備考	

平成 年 月 日

上記のとおり、罹災を受けたことを証明願います。

罹災証明書

申請者 住所
氏名

罹災内容

罹災年月日	平成 年 月 日 () ~ 日 () 午前 時 分 ~ 午前 時 分にかけて 午後 時 分 ~ 午後 時 分にかけて
災害の種別	台風 号 雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
罹災箇所	住所 家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他 m ²
備考	

上記のとおり、罹災したことを証明いたします。

平成 年 月 日

三芳町長

資料2-89 清掃能力の現況

1. ごみ処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力(1日あたり)
ふじみ野市・三芳町 環境センター	ふじみ野市 駒林1117	049-257-5374	熱回収施設 142t/日 リサイクルセンター 21t/日

2. 一般廃棄物最終処分場

名称	所在地	電話番号	処理能力(1日あたり)
三芳町一般廃棄物最 終処分場	上富1598-3	049-258-0019 (環境課)	熱回収施設 142t/日 リサイクルセンター 21t/日

3. 一般廃棄物収集委託業者

名称	所在地	電話番号	処理能力(1日あたり)
(有)阿部商事	上富523-4	049-258-6698	塵芥者 3.0t 7台 2.0t 4台 貨物車 4.0t 2台 3.0t 2台 2.0t 3台 軽トラック 7台
片山商事(株)	上富1554-1	049-259-2641	塵芥者 3.0t 8台 2.5t 2台 2.0t 1台 貨物車 4.0t 2台 2.0t 5台

埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物 市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物 災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援 次に掲げることをいう。
 - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
 - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - エ 災害廃棄物等の処理の実施
 - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場予定地及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備

- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

(県の役割)

第5条 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
 - ア 災害廃棄物処理計画の策定
 - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- (2) 災害発生時における役割
 - ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
 - イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集
 - ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
 - エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
 - オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
 - カ 県の備蓄物資等の提供

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
 - ア 災害廃棄物処理計画の策定
 - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
 - ウ 災害に強い処理施設の整備
 - エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
 - オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結
- (2) 災害発生時における役割
 - ア 処理施設の被害状況の把握
 - イ 災害廃棄物等の発生量の把握
 - ウ 災害廃棄物等の仮置場及び仮設トイレ等の備品の確保

(災害廃棄物対策部会)

第7条 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

- 2 対策部会は、埼清研会長、県及び各ブロックから選出された会員で構成する。
- 3 各ブロックで選出する部会員は、次の3名とする。
 - (1) 代表幹事 1名
 - (2) 一般廃棄物処理施設を設置する市又は関係一部事務組合の管理者を擁する市 2名
- 4 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

（県の調整）

第9条 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

- 2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。
- 3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。
- 4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

（支援実施内容の報告）

第10条 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書（様式2号）を県に提出するものとする。

（協定の締結）

- 第11条** 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼清研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。
- 2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

（費用負担）

第12条 第2条第4項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（計画書等の提出）

- 第13条** 会員は、毎年4月10日までに、前年度末における災害廃棄物等の仮置場予定地及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書（様式3号）により埼清研会長に提出するものとする。
- 2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼清研会長に報告するものとする。
 - 3 埼清研会長は、前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるよう努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

(疑義が生じた場合)

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名 称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会 長 相 川 宗 一

所在地

名 称

代表者

様式 1 号

災害廃棄物等処理支援要請書

第 年 月 日
平成

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害の状況

- 2 支援要請の内容
 - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 必要とする車両その他資機材
 - (4) その他必要とする作業内容

- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

様式 2 号

災害廃棄物等処理実績報告書

平成 第 年 月 日

埼玉県知事

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類 委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

仮置場・仮設トイレ備蓄数等報告書

第 年 月 日
平成

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

市町村長・一部事務組合管理者

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 仮置場（災害時における廃棄物の仮置場として使用できそうな場所）

（1）所在地

（2）面積

（3）現状 運動場・河川敷・その他（ ）

○を付けて下さい

具体的に

2 仮設トイレの備蓄数等（非常用に使用できる仮設トイレ）

（1）形式・台数

①汲み取り式 台

②ポータブル 台

③その他 台

（ ）

その他については形式を具体的に記入して下さい

3 連絡先

担当部課所

担当者

電話番号

令和5年度災害救助基準

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>					イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書

災害時に民間賃貸住宅の一時的利用を希望する被災者は、基本事項を確認の上、契約手続きをすすめるものとする。

1. 基本的事項

- (1) 契約については、民間賃貸住宅の一時利用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。
- (2) 賃料については、被災者が月ごとに民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。災害時対応のため、敷金（保証金）及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。
- (3) 賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。
- (4) 契約事務手数料は、月額賃料の0.5か月分の金額とする。
- (5) 月額賃料は、10万円以内とする。
- (6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積29.7㎡（9坪）とし、家族構成等により調整することができる。

2. 契約手続き

- (1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、三芳町役場自治環境課に申し出るものとする。
- (2) 自治環境課は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、登録会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供するものとする。
- (3) 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部は、民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きを登録会員に代行させることができる。

平成18年 6月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 埼玉県入間郡三芳町
三芳町長 林 孝 次



埼玉県川越市仙波町2丁目5番地9

乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支部長 横田 庄 平



災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書

三芳町（以下「甲と」いう。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、三芳町内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三芳町内に災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、甲が乙に応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を求めることに関して、基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への応急的な住宅を確保するために、乙に対して、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、可能な限り甲に協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項、及びこの協定の運用について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（適用と更新）

第5条 この協定の適用は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする

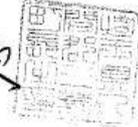
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年 6月16日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

甲 埼玉県入間郡三芳町
三芳町長

林 孝 次



埼玉県川越市仙波町2丁目5番地9

乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部

支部長

横 田 庄 平



埼玉労働局	<p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。</p>
県（産業労働部）	<p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p>

資料2-95 災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書

災害時における三芳町内郵便局 三芳町間の協力に関する覚書

三芳町内郵便局代表三芳郵便局長、(以下「甲」という)及び三芳町長(以下「乙」という)は、三芳町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、三芳町及び三芳町内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、三芳町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び(同意の上で作成した)避難者リスト等の情報の相互提供
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (5) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (6) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと

する。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 三芳郵便局 総務部長
- 乙 三芳町役場 自治安心課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年9月2日から平成26年9月1日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 9月 2日

三芳町内郵便局代表

甲 埼玉県入間郡三芳町藤久保320
日本郵便株式会社 三芳郵便局
局 長 加納 尊 (印)

埼玉県入間郡三芳町藤久保1100-1

乙 三芳町
三芳町長 林 伊佐雄 (印)

災害発生時の協力に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、三芳町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第3条 甲及び乙は、三芳町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供(様式第4号及び様式第5号)
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実際に行うための必要な事項
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 三芳町 自治安心課長

乙 日本郵便株式会社 三芳郵便局 総務部長

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白

資料2-97 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護資金))	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ■緊急小口資金 	
	貸付限度額	10万円以内
	貸付利率	無利子
	据置期間	貸付けの日から2月以内
	償還期間	据置期間経過後12月以内
	■福祉費(災害援護資金)	
	貸付限度額	150万円(目安)
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	貸付けの日から6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。 	
	活用できる方	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

資料2-98 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付け。 ●貸付限度額等は次のとおり。 	
	貸付限度額	250万円(目安)
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%
	据置期間	貸付けの日から6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。 	
対象者	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯	

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	
支援の種類	貸付(融資)	
制度の内容	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおり。	
	貸付限度額	200万円以内
	貸付利率	連帯保証人がいる場合:無利子 連帯保証人がいない場合:年1.0%
	据置期間	6か月
	償還期間	7年
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象。	

資料2-99 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)		
支援の種類	貸付(融資)		
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することが可能。 		
		構造等	返済期間(※2)
	基本融資額	耐火構造 準耐火構造 木造(耐久性)	35年
		木造(一般)	25年
	特例加算額	510万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間
	土地取得資金	970万円	
	整地資金	440万円	
	<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(建設資金 2,160万円、土地取得資金 970万円、整地資金 440万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定不可。</p>		
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象。		

資料2-100 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)											
支援の種類	貸付(融資)											
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定可能(ただし、返済期間は延長不可)。 											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">融資限度額(※1)</th> <th style="width: 35%;">返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td style="text-align: center;">730万円</td> <td style="text-align: center;">20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">440万円</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table>		融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	730万円	20年	整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。	引方移転資金
		融資限度額(※1)	返済期間(※2)									
基本融資額	730万円	20年										
整地資金	440万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。										
引方移転資金												
<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまで。なお、元金据置期間は設定不可。</p>												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象 											

資料2-101 災害弔慰金の支給

- 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）
- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族
- 死亡した者の死亡当時における
- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - イ. アのいずれもが存在しない場合は、兄弟姉妹
- (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支 給 額
- | | |
|-----------------|-------|
| ア. 生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| イ. その他の者が死亡した場合 | 250万円 |
- (5) 費用負担
- | | | | | | |
|---|-----|------|-----|-----|-----|
| 国 | 1/2 | 都道府県 | 1/4 | 市町村 | 1/4 |
|---|-----|------|-----|-----|-----|

資料2-102 災害障害見舞金の支給

(1) 実施主体 災害弔慰金の支給に同じ

(2) 対象災害 災害弔慰金の支給に同じ

(3) 受給者

対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

(4) 支給額

ア. 生計維持者 250万円

イ. その他の者 125万円

(5) 費用負担 災害弔慰金の支給に同じ

資料2-103 災害援護資金の貸付

実施主体	市町村	
対象災害	都道府県内で災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある自然災害	
受給者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。	
貸付限度額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
	② 家財の1/3以上の損害	150万円
	③ 住居の半壊	170 (250)万円
	④ 住居の全壊	250 (350)万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円
	⑥ ①と②が重複	250万円
	⑦ ①と③が重複	270 (350)万円
	⑧ ①と④が重複	350万円
	(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額	
所得制限	世帯人員当たりの市町村民税における前年(※)の総所得金額 ○1人(220万円) ○2人(430万円) ○3人(620万円) ○4人(730万円) ○5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
利率	○年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)	
償還方法	○年賦、半年賦又は月賦	
償還期間	○10年間(据置期間を含む)	
貸付原資負担	○国2/3 都道府県・指定都市1/3	

資料2-104 三芳町災害見舞金の支給における条件等

○三芳町災害見舞金支給条例

昭和52年3月17日

条例第9号

改正 昭和55年3月13日条例第3号

昭和63年3月18日条例第12号

昭和63年6月1日条例第18号

平成17年3月18日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、火災等の災害により死亡した町民の遺族又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給し、もって町民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、風水害、地震、雷その他異常な自然現象によって生ずる被害をいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、三芳町の住民基本台帳に登録されていた者をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 町は、町民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害見舞金を支給する。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき、又は三芳町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年三芳町条例第29号)第3条に規定する災害弔慰金の支給を受けたときは、この限りでない。

2 町は、町民が災害により負傷し、又は住宅が災害により被害を受けたときは、当該世帯に対し、災害見舞金を支給する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、この限りでない。

(災害見舞金の支給対象者の範囲及び順位)

第4条 災害見舞金の支給対象者の範囲及び順位は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 世帯主
 - (2) 世帯主が死亡したときは、当該世帯主の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。）
 - (3) 世帯主が死亡した場合において配偶者がいないときは、主として当該世帯主により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にし、その順位は、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 2 前項第3号の場合において、災害見舞金を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その代表者とする。

（災害見舞金の額等）

第5条 災害見舞金の額は、災害による被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害により死亡した者 1人当たり 100,000円
 - (2) 災害により療養を要する期間が3週間以上の負傷をした者 1人当たり 30,000円
 - (3) 災害により住宅が全壊（焼）した世帯 1世帯当たり 100,000円
 - (4) 災害により住宅が半壊（焼）した世帯 1世帯当たり 70,000円
 - (5) 前2号に該当する場合を除くほか、火災に伴う消火活動により水損の被害を受けた世帯で、町長が災害見舞金の支給を適当と認めた場合 1世帯当たり 50,000円
 - (6) 災害により住宅が床上浸水した世帯 1世帯当たり 50,000円
 - (7) 火災に伴う消火活動により、農作物等に被害が生じた場合において、当該被害が著しく、町長が災害見舞金の支給を適当と認めたとき。 1世帯当たり 30,000円
- 2 前項第3号、第4号、第5号又は第6号の規定に該当する場合において、当該住宅を所有者以外の者が使用していたときは、当該使用者に対しても同号に定めるところにより、災害見舞金を支給する。
- 3 1むねの建物に構造上区分された数個の部分で独立して住宅としての用途に供することができるものがあるときは、当該1むねの建物を1戸の住宅とみなす。ただし、独立した部分がそれぞれ個人所有であるとき、及び前項の規定を適用するときは、当該独立した部分を1戸の住宅とみなすものとする。

- 4 第1項第7号に該当する場合において、当該畑を所有者以外の者が使用していたときは、災害見舞金は、当該使用者に対して支給するものとする。

(支給の手続)

第6条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金支給申請書に罹災証明書、住民票謄本及び死亡又は負傷の場合においては医師の診断書を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出は、災害を受けた日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 町長は、第1項の届出があったときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

- 4 災害見舞金の支給は、前項の決定後速やかに行うものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 町長は、災害見舞金の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、これを取消すものとする。

- (1) 故意に支給の事由を生じさせたとき。
(2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(災害見舞金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により取消した災害見舞金が既に交付されているときは、その金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
2 天災等による被災者に対する災害見舞金に関する条例(昭和45年三芳町条例第27号)は廃止する。
3 この条例の施行の日の前日までに前項の条例を適用すべき事実が発生した場合においては、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

附 則(昭和55年条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第12号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に発生した災害に対する災害見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○三芳町災害見舞金支給条例施行規則

昭和52年3月19日

規則第7号

改正 昭和52年5月12日規則第16号

昭和63年3月18日規則第3号

平成10年7月30日規則第44号

平成30年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、三芳町災害見舞金支給条例（昭和52年三芳町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の被害認定基準)

第2条 条例第5条に規定する災害による被害程度の認定基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡 災害が原因で10日以内に死亡した場合とする。
- (2) 住宅の全壊（焼） 災害による住宅の損害額が災害前の住宅の評価額の70パーセント以上又は70パーセント未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できない程度のものとする。
- (3) 住宅の半壊（焼） 災害による住宅の損害額が災害前の住宅の評価額の20パーセント以上で全壊（焼）に該当しない程度のものとする。
- (4) 火災に伴う消火活動による水損 被害が著しく、当該住宅の全部又は一部が、一時、使用に耐えなくなる程度のものとする。

(災害見舞金の支給申請)

第3条 条例第6条第1項に規定する届出書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 災害見舞金支給申請書（様式第1号）
 - (2) 罹災証明書（様式第2号） 被害を受けた住宅の所有者用
 - (3) 罹災証明書（様式第2号の2） 被害を受けた住宅を所有者以外の者が使用していた場合の使用者用
- 2 住宅の被害が火災によるものである場合においては、前項第2号及び第3号の規定にかかわらず、入間東部地区事務組合の発行する罹災証明書によるものとする。

3 条例第5条第1項第5号に該当する場合においては、前項に定める罹災証明書が発行されない場合に限り、第1項第2号及び第3号の規定を適用する。

(災害見舞金の支給決定通知)

第4条 条例第6条第3項の規定による可否の決定をしたときは、災害見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(災害見舞金の支給決定の取消し)

第5条 条例第7条の支給決定の取消しは、災害見舞金支給決定取消書（様式第4号）により、行うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第44号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

災害見舞金支給申請書	
	年 月 日
三芳町長 様	
	住 所 _____
	申請者 氏 名 _____
	T E L _____
災害見舞金支給条例第6条の規定に基づき、下記により災害見舞金を受給いたしたく申請いたします。	
	記
1 申請金額	金 _____ 円
2 該当条項	三芳町災害見舞金支給条例
	条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
	条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
	条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
3 申請内訳	別紙による。
4 添付書類	1 医師の診断書 1通
	2 罹災証明書 1通
	3 住民票謄本 1通

別紙

申請内訳

1 条例第5条第1項第1号、第2号該当者(死亡者又は負傷者)

住所	氏名	生年月日	続柄
		明 大 昭 ・ ・	
		明 大 昭 ・ ・	
		明 大 昭 ・ ・	

2 住宅の所在地

住宅の所在地	構造	延・床面積
三芳町大字 番地の		m ²
三芳町大字 番地の		m ²

3 条例第5条第1項第3号、第4号該当者(住宅の所有者)

住所	氏名	生年月日	電話番号
		明 大 昭 ・ ・	

4 住宅の被害程度

5 条例第5条第2項(第1項第3号第4号)該当者(住宅の所有者以外の被災者)

住所	氏名	生年月日	家族人員
		明 大 昭 ・ ・	

様式第2号

罹 災 証 明 願	
年 月 日	
三芳町長	様
申請者	住 所 _____ 氏 名 _____ 印
____年__月__日午__時__分頃____による____にて三芳町 ____番地 ____造 ____葺 ____m ² が罹災したことにつ き、三芳町に対し、災害見舞金支給申請手続上罹災証明を必要といたしますので、証明 くだされたくお願いいたします。	
罹 災 証 明 書	
第 号	
年 月 日	
三芳町長 ④	
上記のとおり _____にて罹災したことを証明する。	

様式第2号の2

罹 災 証 明 願

年 月 日

住宅所有者 様

三芳町長 様

申請者 住所 _____
氏名 _____ (印)

私は、 ____年__月__日午__時__分頃
三芳町 ____番地 ____の ____造 ____葺 ____建が、 _____
____したことから、同住宅内に居住していたため共に罹災したことにつき、三芳
町に対し、災害見舞金申請手続上罹災証明を必要としますので、証明くだされたくお願
いいたします。

上記のとおり _____にて罹災したことを証明する。
年 月 日

住宅所有者 住所 _____
氏名 _____

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 ____号
年 月 日

三芳町長 _____ (印)

様式第3号

第 号
年 月 日

様

三芳町長

災害見舞金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請のあつた災害見舞金の支給について下記のとおり決定したので通知いたします。

記

- 1 申請金額 金 _____ 円
- 2 決定金額 金 _____ 円
- 3 該当条項 条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
条例第5条第 項第 号該当 金 _____ 円
- 4 災害見舞金支給条例に該当なし。

様式第4号

第 号
年 月 日

様

三芳町長

災害見舞金支給決定取消書

年 月 日付 第 号により通知した災害見舞金の支給決定について下記の理由により、その全部(一部)を取消する。

なお、すでに支給された金額については、返還してください。

記

1 理由 _____

2 返還金額 _____ 円

資料2-105 経営安定資金（災害復旧関連）

	経営安定資金（大臣指定等貸付）災害復旧関連	経営安定資金（知事指定等貸付）災害復旧関連	経営あんしん資金
対象者	(1) 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合（SN保証3・4号、危機関連保証） (2) 激甚災害を受け、災害関係保証を利用する中小企業者・中小企業組合	災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合	最近3か月の売上や利益率が過去5年のうちいずれかの同期と比較して減少（今後3か月の減少見込みを含む）している中小企業者・中小企業組合
融資限度額	(1) 運転8,000万円 ※災害復旧に必要な資金に限る (2) 設備8,000万円 (1)、(2)併用の場合は1億6,000万円		運転8,000万円
融資利率	1年超3年以内：年1.3%以内 3年超5年以内：年1.4%以内 5年超10年以内：年1.5%以内	1年超3年以内：年1.4%以内 3年超5年以内：年1.5%以内 5年超10年以内：年1.6%以内	1年超3年以内：年1.6%以内 3年超5年以内：年1.7%以内 5年超10年以内：年1.8%以内
融資期間等	10年以内（据置2年以内）		10年以内（据置1年以内）
信用保証料	年0.80%以内* ¹	年0.45～1.59%以内* ¹	年0.45～1.64%以内* ¹
申込先	事業所所在地区の商工会議所・商工会		

*1 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる。

※融資の際に信用保証を付けるための保証料が別途必要になります。

資料2-106 天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内(ただし、激甚災害のときは4～7年以内)
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円(一般)のいずれか低い額(激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

資料2-107 災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)であるもの)
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 目標地図に位置付けられた者(※3)
- ⑤ 地域における継続的な農地利用を図る者(※4)
- ⑥ 集落営農組織

(※1) 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいう。

(※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。

(※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

(※4) 令和6年度内に地域計画が策定される地域において、同年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者をいう。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
 - ② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
 - ③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
- (※) 売上の減少(前期比 10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額

① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の 6/12 又は粗収益の6/12 に相当する額のいずれか低い額

② ①以外の場合：600 万円

(3) 借入金利：0.85%～1.35%（令和6年12月18日現在）

(4) 償還期限：15年以内（うち据置期間3年以内）

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害に

果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本公庫等が融資します。

についての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

1 借入対象者

(1) 農林漁業を営む者

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

2 資金使途

災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

(1) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）

果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

2) 個人施設（主務大臣指定施設）

農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用

(3) 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用

3 借入条件

- (1) 借入金利 0.85%~1.40% (令和6年12月18日現在)
- (2) 償還期限 15年(うち据置期間3年)以内
(果樹は25年(うち据置期間10年)以内、共同利用施設は20年
(うち据置期間3年)以内)
- (3) 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円、漁船
(20トン未満:1,000万円、20トン以上:最大11億円)のいずれか低い額(共同利用
施設は負担額の80%)

4 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

5 問い合わせ先

- (株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840) 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本公庫等が融資します。

1. 借入対象者

認定農業者(※)

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

農業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ・ 農地等の取得
- ・ 農地等の改良等
- ・ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・ 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・ 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・ 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- ・ 農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金

(2) 借入限度額：個人 3億円(複数部門経営等は6億円)

法人 10億円(民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)

(3) 借入金利：0.85%～1.40%(令和6年12月18日現在)

(4) 償還期限：25年以内(うち据置期間10年以内)

(5) その他

農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる本資金(負債整理等長期資金は除く。)については、(公財)農林水産長期金融協会からの利子助成(最大2%)により、貸付当初5年間実質無利子での融資(最大20億円)を受けることができます。

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫(Tel:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

農業を営む者(主業農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、目標地図に位置付けられた者(※3)、地域における継続的な農地利用を図る者(※4)、集落営農組織など)

(※1) 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、

又は農業粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)等の者をいう。

(※2) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。

(※3) 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

(※4) 令和 6 年度内に地域計画が策定される地域において、同年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者をいう。

2 借入条件

(1) 資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
- ・農地等の賃借権及び権利金等
- ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得(※1)
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ・農薬費その他の長期運転資金(※2)
- ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

(注) ※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2については、地域における継続的な農地利用を図る者、集落営農組織などに限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理(再建整備資金)
 - ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減(償還円滑化資金)
- ##### ③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金(事業再生支援資金)

- ・農薬費その他の長期運転資金

(2) 借入限度額・償還期限・借入金利(借入金利は令和 6 年 12 月 18 日現在)

資金名	[借入限度額] 個人1.5億円、法人5億円の範囲内で① ～③の合計額	償還期限	借入金利
① 前向き投資資金	負担額の80%	25年以内 (うち据置3～ 10年以内)	1.40%
② 償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人1,000万円～2,500万円法人4,000万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額		
③ 事業再生支援資金	負担額の100%		

3 取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4 問い合わせ先

□㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など農業改良資金の概要

【チャレンジ性のある取組みを実施するために必要な資金の借入れ】

国又は県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組(農業改良措置)を実施するのに必要な無利子資金を日本公庫が融資します。

1. 借入対象者

① 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等

② 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等

③ 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者(中小企業者に限る。)

④ みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等

※ 旧持続農業法の認定を受けた農業者等(経過措置により、なおその効力を有するものに限る。)

※ 上記の法律に基づく事業計画の認定のほか、農業改良措置に関する計画を作成し、都道府県知事による貸付資格の認定を受ける必要があります(農業改良資金融通法第6条)。ただし、④のみ都道府県知事による貸付資格の認定を一体的に行えます。

2. 借入条件

(1) 資金の使途

農業改良措置を実施するために必要な資金

・ 農地等の改良等

- ・ 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- ・ 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- ・ 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- ・ 家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金

(2) 借入限度額：個人 5,000 万円

：法人・団体 1 億 5,000 万円

(3) 借入金利：無利子

(4) 償還期限：12 年以内(うち据置期間3～5 年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)又は都道府県に必要書類(※)を提出

※ 最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関等にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

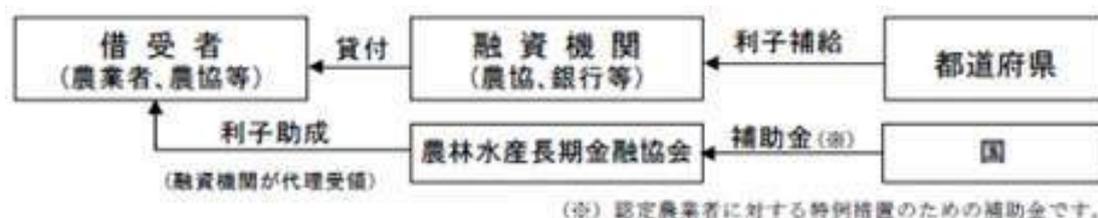
□(株)日本政策金融公庫の各支店 (本店フリーコール TEL:0120-154-505)

□沖縄振興開発金融公庫 (TEL:098-941-1840)

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が融資機関に利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。



1. 借入対象者

農林水産長期金融協会 補助金(※)

(※) 認定農業者に対する特例措置のための補助金です。① 農業を営む者(認定農業者(※1)、認定新規就農者(※2)、主業農業者(※3)、目標地区に位置付けられた者(※4)、地域における継続的な農地利用を図る者(※5)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者。

※2 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者。

※3 農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者。

※4 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地区に位置付けられた者。

※5 令和6年度内に地域計画が策定される地域において、同年度内に目標地区に位置付けられることが確実であると市町村が認める者。

② 農協、農協連合会

③ ①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金用途

・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得

・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成

・農地又は牧野の改良、造成又は復旧

・長期運転資金

・農村環境整備資金 など

(2) 借入限度額：農業を営む者 個人 18百万円(特認2億円)、法人・団体2億円

：農協等 15億円(大臣が承認した場合はその承認額)

(3) 借入金 利：1.40%(令和6年12月18日現在)

(4) 償還期 限：資金用途に応じ7～20年以内(うち据置2～7年以内)

(5) 融 資 率：原則80%以内(認定農業者：100%以内)

(6) そ の 他：認定農業者が借り入れる場合には以下の特例があります。

〈認定農業者に対する特例〉

- ① 上図の利子助成（最大2%。以下同じ。）により、償還終了時（最長15年間）まで、償還期限に応じて0.85%～1.35%（スーパーL資金の貸付金利と同水準）での融資が受けられます。
- ② ①とは別に、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地区に位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初5年間実質無利子、その後償還終了時（最長15年間）まで、償還期限に応じてスーパーL資金の貸付金利と同水準での融資が受

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の概要

【農業経営の改善に必要な短期運転資金の借入れ】

認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。

1. 借入対象者

認定農業者（※）

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

（1）資金の用途

- ・ 計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債の借換えは含まない。）
（短期運転資金の例）
- ・ 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- ・ 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- ・ 営農用施設・機械の修繕費
- ・ 地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタル料

・市場開拓費、販売促進費等

(2) 借入条件等

①借入方式等

(ア) 極度借入方式(当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済)

又は証書貸付

(イ) 利用期間は、原則として計画期間

(ウ) 極度額等については、原則として毎年見直し

②極度額等の上限

認定農業者：個人500万円、法人2千万円

(畜産・施設園芸については、それぞれ4倍)

③借入利率

変動金利制：(最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。)

(当座貸越方式をとる場合は、0.5%の範囲内で上乘せとなる。)

3. 取扱融資機関

農協、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協・銀行等・日本公庫)に必要書類(※)を提出

(最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

資料2-108 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

1. 借りることのできる方（貸付対象者）

埼玉県農業災害対策特別措置条例で指定された天災により被害を受けた融資対象農業者（市町村長の認定を受けた方）が対象。

融資対象農業者として認定を受ける条件は次のとおり。

(1) 農産物・畜産物・繭等

30（減収量）／100（平年収穫量）以上で、かつ 10（損失額）／100（平年農業総収入）以上のもの

(2) 果樹・茶樹・桑樹・花植木等

30（損失額）／100（被害時価額）以上のもの

(3) 農業用生産施設

30（損失額）／100（被害時価額）以上のもの

2. 資金の使用目的（資金の用途）

災害からの復旧に必要な資材費等（農薬、肥料、苗代など）のかかり増し経費が対象。

①種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金

②知事の指定する農業用生産施設（ビニールハウスその他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、畜舎、農産物倉庫、作業場等）の復旧に必要な資金

③水利費、労賃、共済掛金等、その他農業経営に必要な資金

※農作物の損失補償は対象外。

※農業災害に伴う損失補償は「農業共済制度」で対応。

3. 償還期限・据置期間

償還期限 6年以内（うち据置期間 1年以内）

4. 貸付利率

無利子 ※県と市町村が利子補給するため、借入者の利子負担なし。

5. 借入の限度額

市町村で認定した損失額または 500 万円のいずれか低い額

6. 担保・保証人

埼玉県農業信用基金協会の機関保証または保証人（1人以上）から選択。

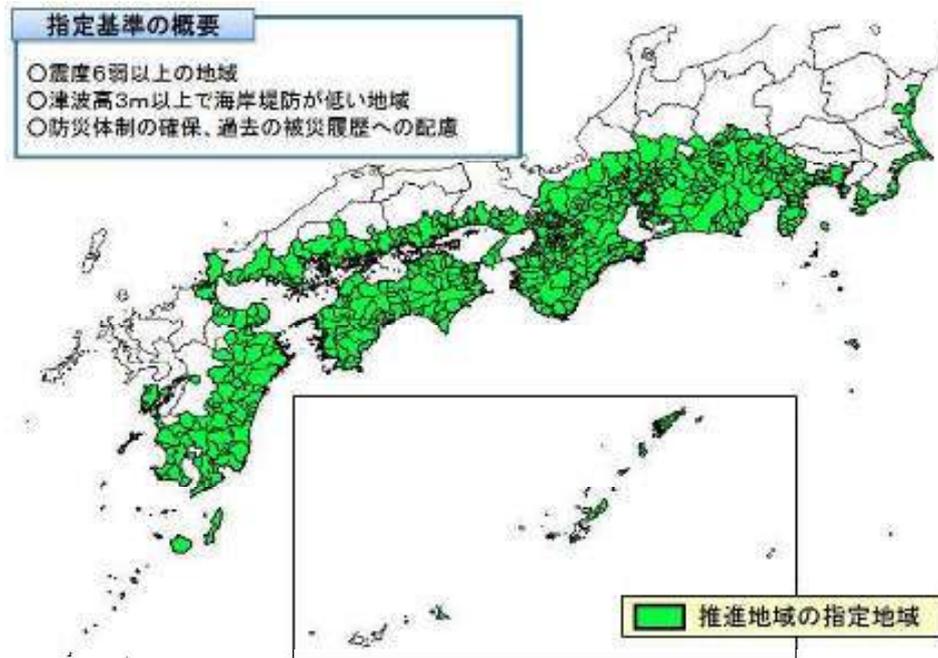
7. 取扱金融機関

県内の各農業協同組合

資料2-109 農業災害補償

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

資料2-111 南海トラフ地震における地震防災対策推進地域



南海トラフ地震における地震防災対策推進地域（※平成26年3月28日現在 707市町村）

- | | |
|------|--|
| 茨城県 | 水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、銚田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村 |
| 千葉県 | 銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町 |
| 東京都 | 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 |
| 神奈川県 | 横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町 |
| 山梨県 | 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡 |

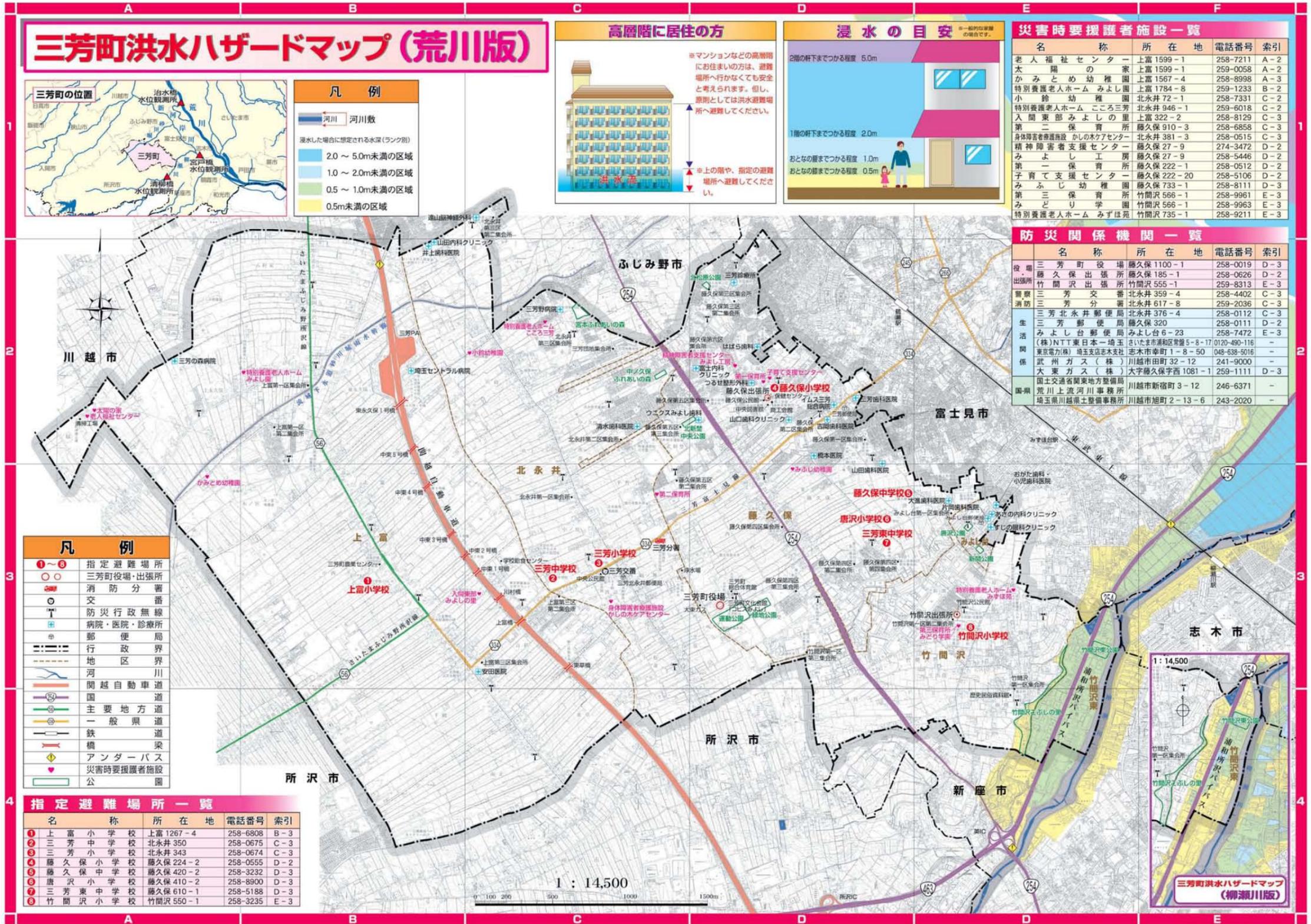
	昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町
愛知県 (全域)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 (全域)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同

	郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 (全域)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 (全域)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村
和歌山県 (全域)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町

広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 (全域)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 (全域)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 (全域)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 (全域)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梶原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県 (全域)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町

鹿児島県 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町

沖縄県 名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村



地図調査・印刷 (株) 中央ジオマックス



凡例

①~③	指定避難場所
⑨~⑪	三芳町役場・出張所
⑫	消防分署
⑬	交番
⑭~⑯	病院・診療所
T	防災行政無線
⑰~⑲	郵便局
---	行政境界
---	地区界
---	河川
---	関越自動車道
---	主要地方道
---	一般県道
---	鉄道
---	橋
---	アンダーパス



MEMO

三芳町内水ハザードマップ

避難行動要支援者（災害時要援護者）施設一覧

名	称	所在地	電話番号	索引
21	老人福祉センター	上富 1599-1	258-7211	A-2
22	太陽の家	上富 1599-1	259-0058	A-2
23	特別養護老人ホーム みよし園	上富 1784-8	259-1233	B-2
24	特別養護老人ホーム こころ三芳	北永井 946-1	259-6018	C-2
25	特別養護老人ホーム 桜荘	北永井 415-1	274-7111	D-3
26	特別養護老人ホーム みずほ苑	竹間沢 735-1	258-9211	E-3
27	みどり学園	竹間沢 566-1	258-9963	E-3
28	入間東部みよしの里	上富 322-2	258-8129	C-3
29	障害者支援施設 かの木ケアセンター	北永井 381-3	258-0515	C-3
30	精神障害者小規模地域生活支援センター	藤久保 27-9	274-3472	D-2
31	第二保育所	藤久保 910-3	258-6858	D-3
32	第三保育所	竹間沢 566-1	258-9961	E-3
33	子育て支援センター	藤久保 222-20	258-5106	D-2
34	かみとめ幼稚園	上富 1567-4	258-8998	A-2
35	小鈴幼稚園	北永井 72-1	258-7331	C-2
36	みふじ幼稚園	藤久保 733-1	258-8111	D-2

凡例

■ 浸水実績箇所

※地図に表示された浸水実績箇所以外の場所においても、雨の降り方や土地利用の変化により浸水する恐れもあります。

防災関係機関一覧

名称	所在地	電話番号	索引
⑨	三芳町役場	藤久保 1100-1	258-0019 D-3
⑩	藤久保出張所	藤久保 185-1	258-0626 D-2
⑪	竹間沢出張所	竹間沢 555-1	259-8313 E-3
⑫	入間東部地区消防組合三芳分署	北永井 617-8	259-2036 D-3
⑬	東入間警察署三芳交番	北永井 359-4	258-4402 C-3
⑭	イムス三芳総合病院	藤久保 974-3	258-2323 D-3
⑮	三芳野病院	北永井 890-6	259-3333 C-2
⑯	埼玉セントラル病院	上富 2177-2	259-0161 C-2
⑰	三芳北永井郵便局	北永井 376-4	258-0112 D-3
⑱	三芳郵便局	藤久保 320	258-0111 E-2
⑲	みよし台郵便局	みよし台 6-23	258-7472 E-3
⑳	NTT東日本-埼玉	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	0120-490-116 -
㉑	東京電力(株)埼玉支店志木支社	志木市幸町 1-8-50	0120-995-442 -
㉒	武州ガス	川越市田町 32-12	241-9000 -
㉓	大東ガス	大字藤久保字西 1081-1	259-1111 D-3
㉔	国土交通省関東地方整備局	川越市新宿町 3-12	246-6371 -
㉕	荒川上流河川事務所	埼玉県川越市土整事務所	243-2020 -

指定避難場所一覧

名	称	所在地	電話番号	索引
①	上富小学校	上富 1267-4	258-6808	B-3
②	三芳中学校	北永井 350	258-0675	C-3
③	三芳小学校	北永井 343	258-0674	C-3
④	藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	D-2
⑤	藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	E-3
⑥	唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	E-3
⑦	三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	E-3
⑧	竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	E-3

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 熊谷地方気象台

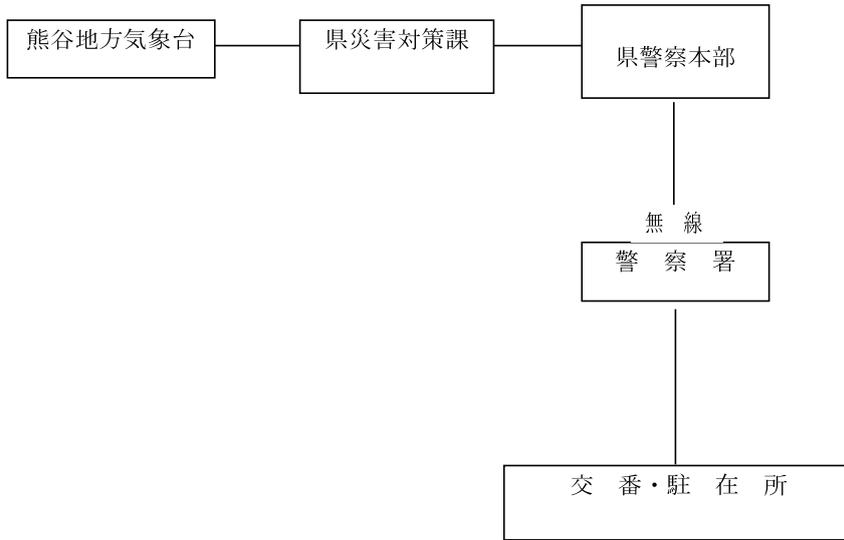
三芳町	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 120	
	洪水	流域雨量指数基準	柳瀬川流域=29.9	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	荒川[治水橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	柳瀬川流域=23.9	
		複合基準*1	柳瀬川流域=(5, 21.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期:最低気温-6℃以下*2			
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

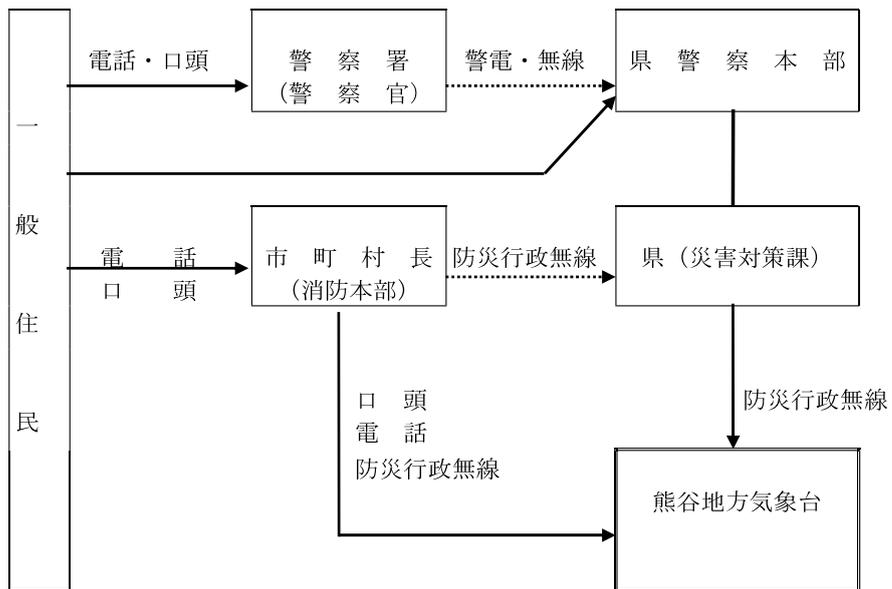
*2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。

資料3-4

気象予警報伝達系統表



異常現象の通報、伝達経路



資料3-5 三芳町風水害資金融資条例

○三芳町風水害資金融資条例

昭和58年3月16日

条例第8号

改正 平成24年6月14日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、風水害を受けた建物等の復旧及び水害予防のための建物等の保全に必要な資金（以下「資金」という。）の融資を行うことにより、住民の生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風水害 暴風・豪雨等による被害が生ずることをいう。
- (2) 建物等 生活の用に供する住宅及びこれに係る擁護壁をいう。
- (3) 指定金融機関 町が、資金の貸付けを行うべき金融機関として指定し、預託契約を締結した金融機関をいう。

(預託及び貸付総額)

第3条 町は、指定金融機関に対し、毎年度、予算で定める範囲内の金額を預託するものとする。

- 2 指定金融機関が貸付ける資金の総額は、前項の預託金を基準として、町と指定金融機関とが協議の上定める。

(対象者)

第4条 資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 風水害の復旧及び急傾斜地、浸水低地における水害予防のために建物等を改善しようとする事。
- (2) 町内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されていること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

(貸付条件)

第5条 資金の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貸付金額 1件につき200万円以内
- (2) 貸付利率 町と指定金融機関とが協議して定める率
- (3) 貸付期間 10年以内
- (4) 償還方法 6月間据置後指定金融機関の償還方法による。

(融資の申込み等)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、規則で定める申込書により町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、融資の可否の決定について、規則で定める通知書により当該申込者に通知するものとする。

(保証人及び物上担保)

第7条 資金の貸付けに係る物上担保及び保証人については、融資を受けようとする指定金融機関と前条第2項の規定により融資決定の通知を受けた者(以下「借受者」という。)の協議により定めるものとする。

(利子の補給)

第8条 町は、貸付金額の範囲内において、年利5パーセントを超える部分の利子に相当する額を、利子補給するものとする。

(調査)

第9条 町長は、資金の借受者に対し、資金の用途、建物等改善工事の状況その他必要な事項を調査することができる。

(償還請求)

第10条 町長は、資金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限前に資金の全部又は一部の償還を請求することができるものとする。

- (1) 建物等に要する費用以外の費用に充当したとき。
- (2) 指定金融機関との貸付条件に違反したとき。

(審査会の設置等)

第11条 融資に係る事務の適切な処理を図るため、三芳町風水害資金融資審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、町長の命を受け、融資の適否について審査する。

3 審査会は、委員10名以内で組織し、町職員のうちから町長が任命する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第29号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○三芳町風水害資金融資条例施行規則

昭和58年3月16日

規則第4号

(申込)

第1条 三芳町風水害資金融資条例（昭和58年三芳町条例第8号。以下「条例」という。）第6条に規定する申込者は、風水害資金借入申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申込まなければならない。

- (1) 建物等の位置図、平面図、立面図（断面図）、工事見積書
- (2) 印鑑証明書、納税証明書及び住民票
- (3) 土地又は住宅が自己の所有であることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(調査及び審査)

第2条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要な調査を行い、これを三芳町風水害資金融資審査会の審査に付するものとする。

(通知等)

第3条 町長は、融資資格の適否及び融資額を決定したときは、申込者に対し風水害資金融資審査決定通知書（様式第2号）により通知するものとし、同時に指定金融機関には、風水害資金融資依頼書（様式第3号）及び第1条に規定する書類の写しを提出するものとする。

(工事着手及び届出)

第4条 借受者は、特別な理由がない限り融資を受けた日から30日以内に工事に着手しなければならない。

2 前項の規定により工事に着手したときは、風水害復旧・予防工事着手届（様式第4号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(工事着手の延期)

第5条 借受者は、工事着手の延期の承認を受けようとするときは、風水害復旧・予防工事着手延期願（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(工事完了届)

第6条 借受者は、工事が完了したときは、速やかに風水害復旧・予防工事完了届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、工事の完了を確認しなければならない。

(指定金融機関の報告)

第7条 指定金融機関は、毎月10日までに前月中に行った資金の貸付状況を風水害資金融資状況報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。なお、その際、償還年次表を添付するものとする。

2 指定金融機関は、町長から指示のあったときは、毎年9月末日及び3月末日に当該月以前6月間における資金の貸付にかかる利子の状況を風水害資金融資利子計算書(様式第8号)により町長に提出しなければならない。

(利子の補給)

第8条 借受者は、利子の補給を受けようとする場合は風水害資金融資利子補給金交付申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、風水害資金融資利子補給金交付(不交付)決定書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により利子補給する場合は、口座振込の方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第45号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第1条関係)

風水害資金借入申込書

年 月 日

三芳町長 様

下記のとおり借入申込みます。

住 所
氏 名
電 話 ()

- 1 申 込 額 金 円
- 2 借入予定日 年 月 日
- 3 借入希望期間 年間
- 4 資金の用途
- 5 (1) 改善しようとする建物等及び宅地の借入金の有無
有(借入金残額 円)・無
- (2) 借入金のある場合の毎月の返済額 金 円
- 6 保証人及び担保
 - (1) 保証人住所・氏名
住 所
氏 名
 - (2) 担保物件 土地 m² 建物 m²

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長



風水害資金融資審査決定通知書

年 月 日付けで申請のありました風水害資金の融資について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、決定の通知を受けた方は、30日以内に指定金融機関(銀行 支店)で融資の手続を完了してください。

記

- 1 融資の可否
- 2 融資決定額 金 円
- 3 融資決定番号 第 号
- 4 融資決定年月日 年 月 日

融資できない理由

様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長 印

風水害資金融資依頼書

下記の者に対し、風水害資金融資について審査の結果、下記のとおり決定したので融資方依頼いたします。

記

決 年 月 日	決 定 番 号	申 込 者 氏 名	住 所	金 額	備 考
				円	

様式第4号(第4条関係)

風水害復旧・予防工事着手届

年 月 日

三芳町長 様

住 所
借受者
氏 名

申 請 年 月 日	年 月 日
融 資 決 定 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 請 負 人	住 所
	名 称 氏 名 電 話 ()
備 考	

様式第5号(第5条関係)

風水害復旧・予防工事着手延期願

年 月 日

三芳町長 様

住 所
氏 名

申 請 年 月 日	年 月 日
融 資 決 定 年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 期 限	年 月 日
工 事 着 手 延 期 期 間	年 月 日(延期日数 日)
延期の理由	
※調 査	年 月 日 ※調査員
※調査意見	
※決定区分	承認する 承認しない
※ 決定理由 又は条件	

※印欄は記入しないこと。

様式第6号(第6条関係)

風水害復旧・予防工事完了届

年 月 日

三芳町長 様

住 所
借受者
氏 名

申 請 年 月 日	年 月 日
融 資 決 定 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
住 所 名 称 氏 名	電 話 ()
備考	

様式第7号(第7条関係)

風水害資金融資状況報告書

年 月 日

三芳町長 様

金融機関名

下記のとおり貸付を行いましたので報告します。

記

貸付者	住 所	
	氏 名	
貸付金額	金	円
貸付決定日		年 月 日
貸付期間		
償還方法		
貸付利率		
借受者記入	上記のとおり貸付を受けました。	
		年 月 日
		住 所 氏 名

様式第8号(第7条関係)

風水害資金融資利子計算書

年 月 日

三芳町長 様

金融機関名

年 月 日から 年 月 日までの間における風水害資金の貸付にかかる当該受取利子を下記のとおり報告します。

記

住 所	氏 名	貸 付 総 額	当 期 中 償 還 額 (利子分のみ)	貸 付 残 額	当 期 中 受 取 利 子		計
					5パーセント相当額	5パーセントを超える分	

様式第9号(第8条関係)

風水害資金融資利子補給金交付申請書

年 月 日

三芳町長 様

住 所
借受者
氏 名

三芳町風水害資金融資条例第8条により、利子補給金の交付を受けたいので申請します。

記

- | | | | | |
|---------|---|---|---|-----|
| 1 融資年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 2 融資金額 | 金 | | 円 | |
| 3 償還期限 | | 年 | 月 | 日 |
| 4 支払利子額 | 金 | | 円 | |
| | | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |

上記支払利子については、相違ないことを証明する。

年 月 日

金融機関名

様式第10号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

三芳町長



風水害資金融資利子補給金交付(不交付)決定書

三芳町風水害資金融資条例第8条により、利子補給について下記のとおり決定したので
通知します。

記

- 1 利子補給金交付決定額 金 円
- 2 利子補給金交付決定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 交付の方法 口座振込みとする。
- 4 口座振込日 9月末日及び3月末日
(年2回)

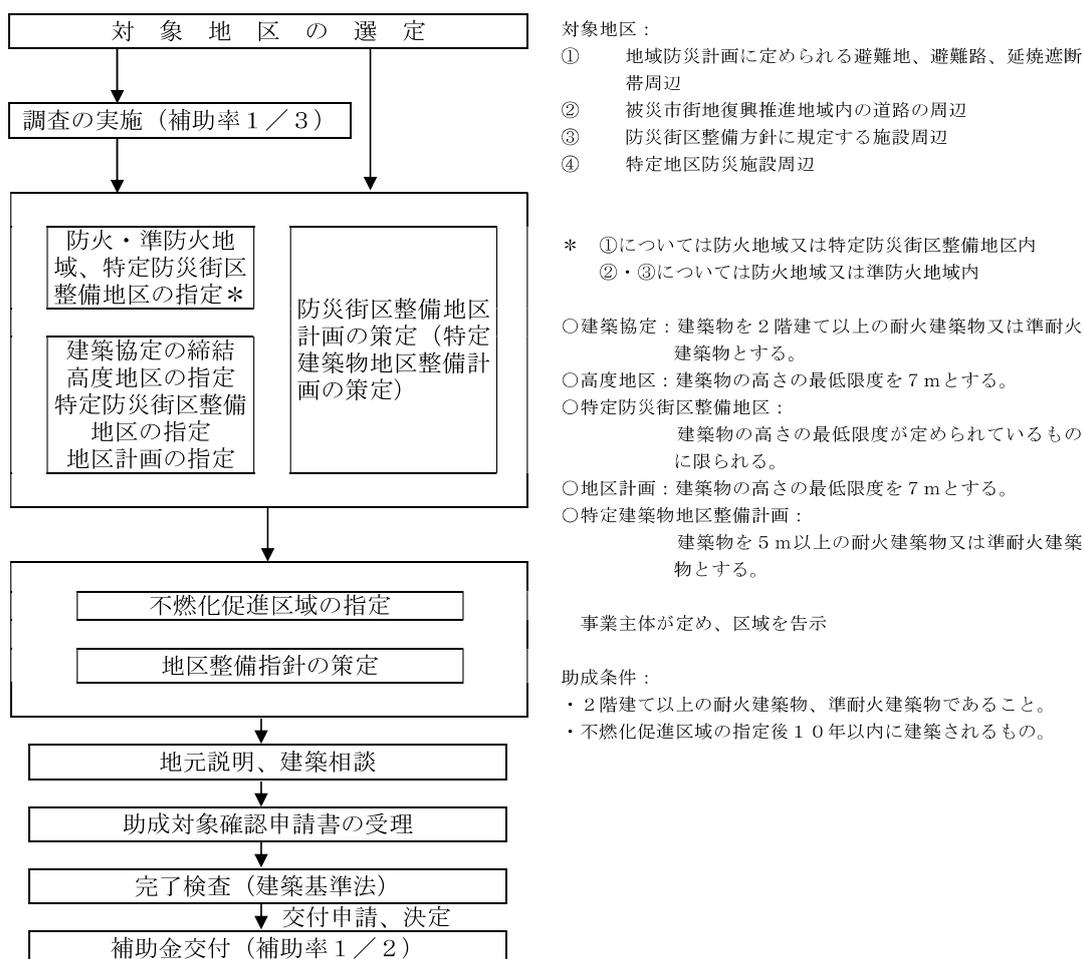
不交付決定理由

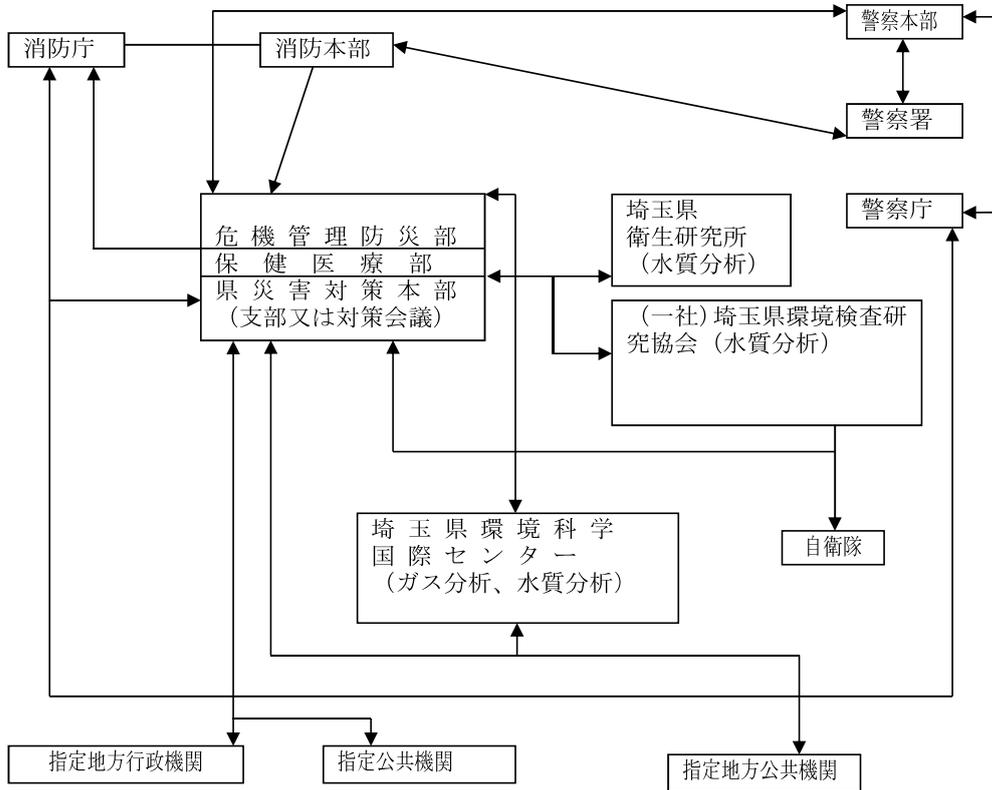
資料5-1 防火地域及び準防火地域の指定状況

	埼 玉 県
A. 防 火 地 域 (ha)	8 1 5
B. 準 防 火 地 域 (ha)	9, 6 9 8
C. 市 街 化 区 域 (ha)	7 2, 2 5 3
(A + B) / C	0. 1 5

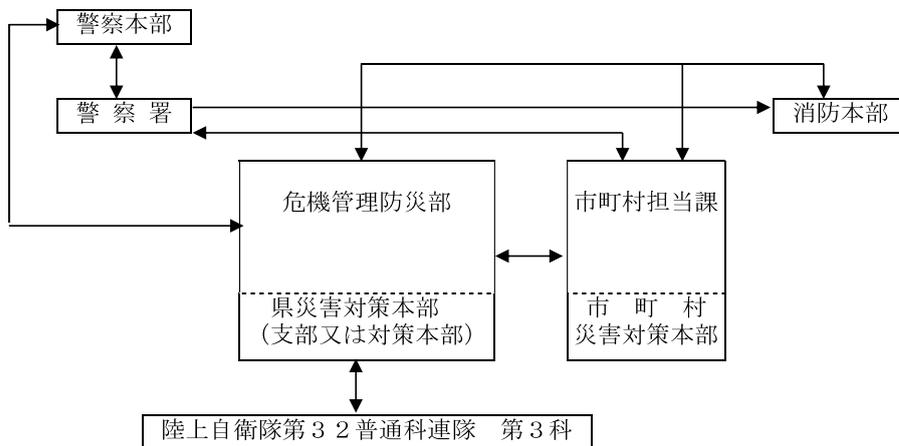
令和5年3月31日現在

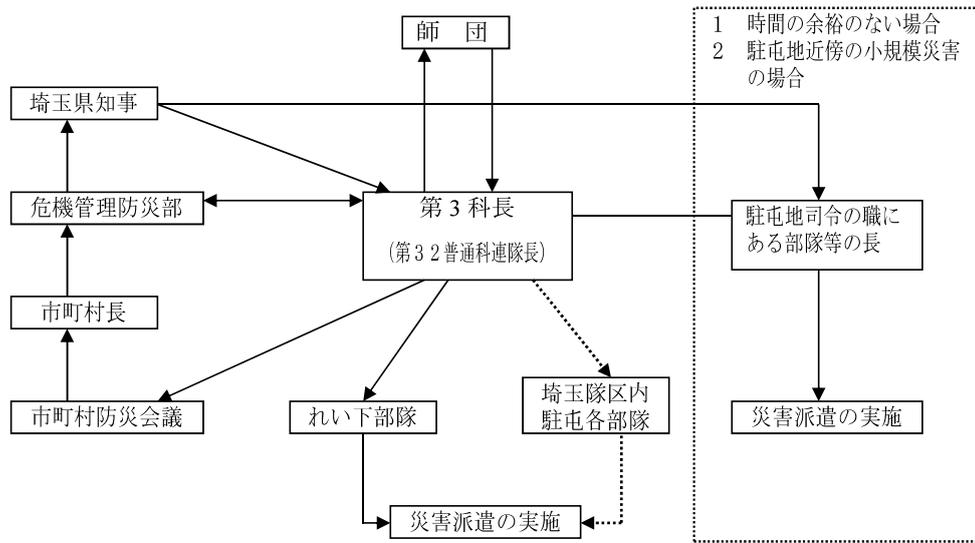
資料5-2 都市防災不燃化促進事業制度フロー





自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統





資料5-5

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間				交通量 台/日	規 制 基 準				気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 都市	町村字 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)								
								通 行 時 間 連 続	注 意 雨 量 連 続	通 行 時 間 連 続	止 雨 量 連 続					
1	2 9 9 号	秩父	小鹿野町河原沢 群馬県境				4.9	11,249	なし	120	河原沢 (河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 崩	なし	S45		
一 般 国 道 計			1	区 間		4.9										

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間				交通量 台/日	規 制 基 準				気象観測所	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 都市	町村字 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)								
								通 行 時 間 連 続	注 意 雨 量 連 続	通 行 時 間 連 続	止 雨 量 連 続					
2	大 野 東 松 山 線	東松山	ときがわ町大野				4.5	953	なし	100	七重 (河)	土 砂 崩 落	なし	S46		
3	西 平 小 川 線	東松山	ときがわ町雲河原 小川町上古寺				0.2	1,131	なし	100	雀川ダム (河)	路 肩 欠 崩 土 砂 崩 落	なし	S50		
4	中津川三峰口停車場線	秩父	秩父市中津川				4.2	950	なし	120	ふれあいの森 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50		
5	矢 納 浄 法 寺 線	本庄	神川町上阿久原				2.5	2,944	なし	100	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	2	
6	吉 田 太 田 部 讓 原 線	本庄	秩父市吉田太田部 神川町矢納				7.3	442	なし	120	矢納 (河)	落 石 土 砂 崩 落	(国)462号	S46	3	
7	坂 本 寄 居 線	熊谷	寄居町秋山				1.0	1,466	なし	120	寄居町役場 (河)	落 石 土 砂 崩 落	なし	S50		
一 般 県 道 計			6	区 間		19.7										
都 道 府 県 道 合 計			6	区 間		19.7										

資料5-6 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		延長 (km)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 都市							
8	2 5 4 号	朝 霞	新座市大和田		0.1	45,192	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	なし	H4	
9	2 5 4 号	川 越	富士見市水子 (東武東上線アンダーパス)		0.2	46,206	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(一)川越新座線	H4	
10	4 6 3 号	川 越	所沢市西新井町 (西武新宿線アンダーパス)		0.4	18,964	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(主)所沢狭山線 所沢市道3-85号線 所沢市道1-4号線 (一)南川上名栗線	H24	
11	2 9 9 号	秩 父 版 能	横瀬町横瀬 飯能市坂石		17.9	6,121	バトロール等により危険が予想される場合	落 石	(主)青梅秩父線	S60	
12	1 4 0 号	秩 父	秩父市荒川賀川		25.1	5,374	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	なし	H4	
13	1 4 0 号	秩 父	秩父市大滝(豆焼) 長瀬町矢那瀬		0.3	14,321	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(一)長瀬玉波自然公園線	H4	
14	1 4 0 号	秩 父	寄居町末野 長瀬町矢那瀬		0.4	14,321	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(一)長瀬玉波自然公園線	H4	
15	1 2 2 号	BP 杉 戸	長瀬町野上下郷 蓮田市須山4丁目 蓮田市東3丁目 (宇都宮線アンダーパス)		1.7	21,490	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(主)さいたま栗橋線 (国)122号 (一)蓮田杉戸線	H19	
一 般 国 道 計			8	区 間	46.1						

道路種別 主要地方道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		延長 (km)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 都市							
16	さいたま草加線	さいたま	川口市坂下町 (鳩ヶ谷地下道)		0.7	24,754	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(主)さいたま草加線	H17	
17	練馬川口線	さいたま	戸田市世目南町		0.5	12,878	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	なし	H4	
18	朝霞藤線	朝霞	朝霞市上内間木		2.0	13,361	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	(主)さいたま東川山線	H4	
19	東松山桶川線	北本	桶川市川田谷 (榎戸橋)		0.2	13,025	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	(一)下石戸上葛藤線 (主)さいたま鴻巣線	H14	
20	さいたま鴻巣線	北本	桶川市川田谷 (道の宮橋)		0.5	4,634	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	(主)川越栗橋線	H4	
21	上尾久喜線	北本	上尾市上平 (上平橋)		1.0	15,106	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	(一)上尾蓮田線	H4	
22	さいたまふじみ野所沢川	越谷	ふじみ野市大井武蔵野 (関越線アンダーパス)		0.3	11,969	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	ふじみ野市道1-30号線 ふじみ野市道1-43号線 ふじみ野市道2-30号線	H24	
23	川越坂戸毛呂山線	版 能	坂戸市泉町 (東武東上線アンダーパス)		0.5	13,196	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(主)日高川島線	H23	
24	青梅秩父線	秩 父	横瀬町戸ヶ久保 秩父市新谷		6.5	3,720	バトロール等により危険が予想される場合	落 石	(国)299号 (一)南川上名栗線	H4	
25	熊谷小川秩父線	秩 父	秩父市定峰頂上 皆野町金沢		8.1	8,939	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(一)三沢坂本線	H4	
26	前橋長瀬線	秩 父	長瀬町中野上 皆野町野老		1.5	2,955	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(主)秩父児玉線	H4	
27	皆野両神荒川線	秩 父	秩父市吉田久長 秩父市上吉田		3.6	4,468	バトロール等により危険が予想される場合	落 石	(主)皆野荒川線	H4	
28	皆野両神荒川線	秩 父	小鹿野町小鹿野 秩父市荒川小野原		3.2	3,674	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	(一)下小鹿野吉田線	H4	
29	皆野荒川線	秩 父	小鹿野町長留 秩父市上吉田		5.0	4,801	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	なし	H4	
30	高崎神流秩父線	秩 父	秩父市上吉田(土坂峠) 秩父市久那		7.9	1,753	バトロール等により危険が予想される場合	落 石	なし	H4	
31	秩父荒川線	秩 父	秩父市荒川日野 秩父市荒川久那		4.0	14,235	バトロール等により危険が予想される場合	落 石	(国)140号	H4	
32	秩父上名栗線	秩 父	秩父市浦山 長瀬町岩田		10.0	686	バトロール等により危険が予想される場合	土 砂 崩 落	なし	H4	
33	長瀬玉波自然公園線	熊 谷	寄居町金尾		2.4	6,676	バトロール等により危険が予想される場合	路 面 冠 水	(国)140号	S63	
34	花園本庄線	熊 谷	深谷市棟沢		0.3	10,395	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(国)17号	H23	
35	春日部久喜線	杉 戸	宮代町遠仏 宮代町中島 (みやしろ地下道)		0.2	15,131	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	(一)蓮田杉戸線	H21	
36	葛飾吉川松伏線	越 谷	吉川市美南一丁目 吉川市大字木売		0.2	14,694	車道部の冠水深が9cmに達した場合	路 面 冠 水	吉川市道2-217号線	H24	
主 要 地 方 道 計			2	1 区 間	58.6						

道路種別 一般県道

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		延長 (km)	交通量 台/日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 至	都市 都市							
37	吉場安行東京線	さいたま	川口市西立野		0.3	10,208	バトロール等により路面冠水の発生が予想される場合	路 面 冠 水	(国)298号 (一)さいたま鳩ヶ谷線 (主)さいたま草加線	H4	

